

都道府県議会議員共済会
関 係 法 規 集

令和 8 年 8 月

都道府県議会議員共済会

はしがき

本書は、共済事務担当者の利用の便に供するため、「地方公務員等共済組合法」等における議員共済関係の法令の抜すい並びに同法に基づく都道府県議会議員共済会の定款及び共済会運営上の規則類等を一冊にまとめ、編集したものである。

令和8年8月

都道府県議会議員共済会

目 次

地方公務員等共済組合法（抄）	1
平成二十三年法律第五十六号による改正前の	
地方公務員等共済組合法（抄）※改正法による読替後	33
平成二十三年法律第五十六号による	
改正前の地方公務員等共済組合法（抄）	47
地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（抄）	67
地方公務員等共済組合法施行令（抄）	72
平成二十三年政令第百五十一号による改正前の	
地方公務員等共済組合法施行令（抄）※改正令による読替後	86
地方公務員等共済組合法施行規則（抄）	95
平成二十三年総務省令第五十二号による改正前の	
地方公務員等共済組合法施行規則（抄）※改正規則による読替後	105
〔旧〕平成二十三年度における地方議会議員の	
年金の額の改定に関する政令	119
地方公務員等共済組合法施行規程（抄）	
※平成 23 年の改正規則による読替後	124
 一定款及び規則等一	
都道府県議会議員共済会定款	188
〔旧〕都道府県議会議員共済会定款	210
都道府県議会議員共済会規則	223
都道府県議会議員共済会事務費負担金規程	236
都道府県議会議員共済会給付金の振込先金融機関の指定について	237
都道府県議会議員共済会 個人情報の保護に関する規程	238
都道府県議会議員共済会 特定個人情報等の適正な	
取扱いに関する基本方針	244
都道府県議会議員共済会 特定個人情報取扱規程	246

住民基本台帳法（抄）	255
住民基本台帳法別表第一から別表第六までの 総務省令で定める事務を定める省令（抄）	258
行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律（抄）	259

－参照法規等－

〔旧〕 地方議会議員互助年金法（抄）	269
〔旧〕 都道府県議会議員互助会規約（抄）	270
恩給法（別表抄）	272
全国都道府県議会議長会会則（抄）	276
民法（抄）	278
刑法（抄）	304
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係法律の整理等に関する法律（抄）	307

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（抄）

附 則

（昭和四〇年六月一日法律第一〇三号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 （略）

二 第一条中地方公務員等共済組合法第百五十二条、第百五十八条、第百五十九条、第百六十条、第百六十一条、第百六十二条、第百六十六条から第百六十九条まで及び附則第四十条の改正規定並びに同法第百五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第百六十一条の次に一条を加える改正規定及び同法第百六十三条の次に一条を加える改正規定

第二条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第一条、第百四十一条及び第百四十二条の改正規定

附則第七条の規定

昭和四十年六月一日

（地方議会議員の年金制度の改正に伴う経過措置等）

第七条 改正後の法の規定による退職一時金については、昭和二十二年四月三十日から昭和四十年五月三十一日までの間における地方議会議員としての在職期間は、改正後の法の規定による地方議会議員としての在職期間とみなし、改正後の法の在職期間の計算に関する規定を適用する。

2 改正後の法第百六十六条第二項の規定は、昭和四十年六月分以後の掛金について適用し、同月前の月分の掛金については、なお従前の例による。

3 昭和四十年五月三十一日以前における地方議会議員としての在職期間を有する者に対し改正後の法第百六十一条の二第二項の規定を適用する場合においては、その者の同日以前における在職期間に係る掛金は、同項の掛金の総額に算入しない。

- 4 昭和四十年五月三十一日以前における地方議会議員としての在職期間がその者の退職一時金の基礎となつた者に対し改正後の法第百六十一条第四項の規定を適用する場合においては、同日以前における地方議会議員としての在職期間は、同項の退職一時金の基礎となつた在職期間に含まないものとする。同日以前における地方議会議員としての在職期間がその者の退職一時金の基礎となつた者に対し改正後の法第百六十二条第二項の規定を適用する場合においても、また同様とする。
- 5 この法律による地方議会議員の年金制度の改正に伴う掛金率の改定は、一時金である共済給付金の給付に要する費用に充てるために行なわれるものであつて、共済給付金の支給の実績に照らし、改正後の法第百六十七条の規定による地方公共団体の負担が加重されるおそれが生じた場合においては、当該掛金率等につき、必要に応じ、検討されるべきものとする。

附 則

(昭和四二年七月三十一日法律第一〇五号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。(略)

第四条 附則第二条の規定による改正後の新法第百六十四条第二項の規定は、この法律の公布の日前に給付事由が生じた退職年金についても、同日の属する月の翌月分以後適用する。

附 則

(昭和四六年一二月一四日法律第一一九号)

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

2 改正後の地方公務員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）第百六十六条第二項の規定は、昭和四十七年四月分以後の掛金について適用し、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(平均標準報酬年額の算定に関する経過措置)

- 3 改正後の法第百六十一条第二項に規定する平均標準報酬年額（同法第百六十二条第二項において平均標準報酬年額とみなされる額を含む。）を算定する場合においては、改正後の法第百六十一条第二項に規定する掛金の標準となつた標準報酬月額には、昭和四十七年四月一日前の期間に係る当該標準報酬月額は算入せず、また、地方議会議員であつた期間の月数には、同日前の期間は算入しない。この場合において、同年四月以後の地方議会議員であつた期間の月数が三十六に満たないときにおける改正後の法第百六十一条第二項及び第百六十二条第二項の規定の適用については、改正後の法第百六十一条第二項中「三十六」とあるのは「昭和四十七年四月以後の地方議会議員であつた期間の月数」と、改正後の法第百六十二条第二項中「当該在職期間」とあるのは「昭和四十七年四月以後の地方議会議員であつた期間」とする。

附 則

(昭和四十九年六月二五日法律第九五号) (抄)

(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。(略)

(共済給付金の額の算定の基礎となる標準報酬年額に関する経過措置)

第七条 改正後の法第百六十一条第二項及び第百六十二条第二項の規定は、昭和四十七年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた年金たる共済給付金についても、施行日の属する月以後の月分として支給すべき年金たる共済給付金の額の算定の基礎となる標準報酬年額について適用し、同日の属する月前の月分として支給すべき年金たる共済給付金の額の算定の基礎となる標準報酬年額については、なお従前の例による。

(重複期間を有する地方議会議員の年金額の調整に関する経過措置)

第八条 改正後の法第百六十一条の二の規定は、同条第一項に規定する重複期間のうち施行日以後の重複期間に限り、適用する。

附 則

(昭和六〇年一二月二七日法律第一〇八号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(略)

(地方議会議員共済会の年金の額の改定)

第二百十一条 新共済法第百五十八条の二の規定は、同条に規定する共済会の
行う年金である給付でその給付事由が施行日前にあるものの額についても適
用する。

(重複期間を有する場合の地方議会議員の退職年金に関する経過措置)

第二百二十二条 新共済法第百六十一条の二の規定は、旧共済法第百六十一条の
二第一項に規定する重複期間を有する地方議会議員（新共済法第百五十一条
第一項に規定する地方議会議員をいう。以下附則第二百二十四条までにおいて
同じ。）に係る退職年金（新共済法第百六十一条の規定による退職年金をい
う。以下附則第二百二十四条までにおいて「地方議会議員の退職年金」とい
う。）で施行日以後に給付事由が生じたものについて適用し、施行日前に給
付事由が生じた地方議会議員の退職年金については、なお従前の例による。

(地方議会議員の退職年金の支給の停止に関する経過措置)

第二百二十三条 新共済法第百六十四条及び第百六十九条の規定は、地方議会議
員であつた者で施行日前に地方議会議員であつた期間を有しないものに係る
地方議会議員の退職年金の年齢による支給の停止について適用し、施行日前
に地方議会議員であつた期間を有する者に係るあ地方議会議員の退職年金の
年齢による支給の停止については、なお従前の例による。

2 新共済法第百六十四条の二の規定は、施行日前に給付事由が生じた地方議
会議員の退職年金についても、適用する。この場合において、同条の規定の
適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔関係条文〕 昭和六十一年政令 58・88（地方議会議員の退職年金の支給の停止に関す
る経過措置）

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
(昭和六十一年政令第五十八号) (抄)

(地方議会議員の退職年金の支給の停止に関する経過措置)

第八十八条 新共済法第百六十四条の二の規定を適用して算定した昭和六十二年六月分以後の地方議会議員の退職年金(昭和六十年改正法附則第二百二十二条に規定する地方議会議員の退職年金をいう。以下次条までにおいて同じ。)の額が、その者が施行日の前日において現に支給を受けていた当該地方議会議員の退職年金の額より少ないときは、同条の規定にかかわらず、その額をもつて、同条の規定の適用後の当該地方議会議員の退職年金の額とする。

(施行日における地方議会議員共済会の年金の額の改定)

第二百二十四条 地方議会議員であつた者に係る地方議会議員の退職年金並びに新共済法第十一章の規定による公務傷病年金及び遺族年金のうち昭和五十九年五月三十一日以前の退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。)に係る年金及び地方議会議員であつた者に係る新施行法第百三条に規定する互助年金については、昭和六十年度において給与に関する法令の規定の改正の措置が講じられたときは、政令で定めるところにより、施行日の属する月分以後、その額を、その者が引き続き同年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体(当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体)に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる地方自治法の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十九号)附則第二条による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額(以下この条において「報酬額」という。)に係る標準報酬月額(同日において適用されていた新共済法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が、その者の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額に係る標準報酬月額として政令で定める額に三・四に昭和五十四年度の年度平均の

物価指数に対する昭和五十九年度の年度平均の物価指数の比率及び昭和六十年
度における給与に関する法令の規定の改正の措置を勘案して政令で定める
率を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。)に十二を乗じて得た額
を新共済法第百六十一条第二項に規定する標準報酬年額（新共済法第百六十
二条第二項の規定により当該標準報酬年額とみなされる額を含む。）とみな
し、新共済法第十一章又は新施行法第十三章の規定を適用して算定した額に
改定する。

2 前項の規定は、新施行法第百四条第一項又は第四項の規定により支給され
る年金である共済給付金について準用する。

3 前二項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従
前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

〔関連条文〕 昭和六十一年政令 58・89（施行日における地方議会議員の年金の額の改
定）、施行規則旧五の十八（沖縄の立法院議員であつた者等の昭和三十七年十二月一日
における標準報酬月額）

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
（昭和六十一年政令第五十八号）（抄）

（施行日における地方議会議員共済会の年金の額の改定）

第八十九条 地方議会議員（新共済法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員をい
う。以下この条において同じ。）であつた者に係る地方議会議員の退職年金並びに新
共済法第十一章の規定による公務傷病年金及び遺族年金のうち昭和五十九年五月三十
一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この条において同じ。）に係
る年金及び地方議会議員であつた者に係る新施行法第百三条に規定する互助年金で、
昭和六十一年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分
以後、その額を、昭和六十年改正法附則第百二十四条第一項並びに次項及び第三項の
規定により改定する。

2 昭和六十年改正法附則第百二十四条第一項に規定する政令で定める額は、地方議会
議員であつた者の退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における地方自

治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬（以下この項において「報酬」という。）の額（当該地方公共団体が同日後に廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の報酬の額とし、その額が昭和三十七年十二月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る昭和三十七年十二月一日において適用されていた新共済法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額（その額が、同項第一号に規定する都道府県議会議員共済会、同項第二号に規定する市議会議員共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、旧施行法第百四十二条の三第二項の規定の適用を受ける者にあっては、その者の同日における報酬に係る標準報酬月額として総務省令で定める額とする。）とする。

- 3 昭和六十年改正法附則第二百二十四条第一項に規定する三・四に昭和三十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和三十九年度の年度平均の物価指数の比率及び昭和六十年における給与に関する法令の規定の改正の措置を勘案して政令で定める率は、四・二とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

（平成元年一二月二八日法律第九六号）（抄）

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（略）

(平成元年度における地方議会議員共済会の年金の額の改定の特例)

第七条 平成元年四月分以後の共済会（法第百五十一条第一項に規定する共済会をいう。以下この条において同じ。）の行う年金である給付の額は、地方議会議員（同項に規定する地方議会議員をいう。以下この条において同じ。）であった者が引き続きその退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたとしたならば受けることとなる報酬額に係る共済会の定款で定める標準報酬月額を基礎として政令で定める額を基準として、政令で定めるところにより、改定の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(平成七年三月三十一日法律第五二号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

(略)

(地方議会議員の退職年金の支給の停止に関する経過措置)

第四条 改正後の法第百六十四条第一項及び第二項並びに第百六十九条第二項及び第三項の規定は、地方議会議員（改正後の法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。以下この条及び次条において同じ。）であった者で施行日前に地方議会議員であった期間を有しないものに係る退職年金（改正後の法第百六十一条の規定による退職年金をいう。以下この条において同じ。）の年齢による支給の停止について適用し、施行日前に地方議会議員であった期間を有する者に係る退職年金の年齢による支給の停止については、なお従前の例による。

第五条 地方議会議員であった者で施行日前に地方議会議員であった期間を有しないもののうち次の表の上欄に掲げる者であるものに対する改正後の法第百六十四条第一項及び第二項並びに第百六十九条第二項及び第三項の規定の

適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「六十五歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和二十年四月一日以前に生まれた者	六十二歳
昭和二十年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和二十二年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

（地方議会議員の特別掛金に関する経過措置）

第六条 改正後の法第百六十六条第三項及び同条第六項において準用する同条第五項の規定は、施行日以後に支給される期末手当（同条第三項に規定する期末手当をいう。）について適用する。

附 則

（平成一四年五月一〇日法律第三七号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

（共済給付金に関する一般的経過措置）

第二条 改正後の地方公務員等共済組合法（以下「新共済法」という。）の規定（第百七十条の三の規定を除く。）及び附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じた退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金（以下この条において「共済給付金」という。）（施行日以後に地方議会議員であった期間を有しない者に係る公務傷病年金及び施行日以後に地方議会議員であった期間を有しない者で退職年金又は公務傷病年金を受けていたものに係る遺族年金（以下この条において「特定公務傷病年金等」という。）を除く。）について

適用し、施行日前に給付事由が生じた共済給付金及び施行日以後に給付事由が生じた特定公務傷病年金等については、なお従前の例による。

(平均標準報酬年額の算定に関する経過措置)

第三条 平成十四年四月以後の地方議会議員であつた期間が十二年に満たない場合における新共済法第百六十一条第二項及び第百六十二条第二項の規定の適用については、新共済法第百六十一条第二項中「十二年間」とあるのは「(平成十四年四月以後の期間に限る。)」と、「十二で除して」とあるのは「平成十四年四月以後の地方議会議員であつた期間の月数で除して得た額に十二を乗じて」と、新共済法第百六十二条第二項中「当該在職期間」とあるのは「平成十四年四月以後の地方議会議員であつた期間」とする。

平成十八年六月十四日法律第六十三号附則により削除

(施行日前に地方議会議員であつた期間を有する者に関する経過措置)

第四条 施行日前に地方議会議員であつた期間を有する者に対する新共済法第百六十一条第二項及び第四項の規定の適用については、同条第二項中「百五十分の四十」とあるのは「百五十分の四十五」と、「百五十分の〇・八」とあるのは「百五十分の〇・九」と、同条第四項中「百分の一・一二」とあるのは「百分の一・二六」とする。

2 施行日前に地方議会議員であつた期間（施行日前に給付事由の生じた退職一時金の基礎となった期間を除く。）を有する者に対する新共済法第百六十一条の三第二項の規定の適用については、同項第一号中「百分の五十六」とあるのは「百分の六十三」と、同項第二号中「百分の六十四」とあるのは「百分の七十二」と、同項第三号中「百分の七十二」とあるのは「百分の八十一」とする。

(重複期間を有する者に係る退職年金の年額の調整に関する経過措置)

第五条 新共済法第百六十一条の二第一項に規定する者が施行日前の同項に規定する重複期間（以下この条において「重複期間」という。）を有するときは、その者に係る退職年金の年額は、同項の規定にかかわらず、新共済法第百六十一条第二項の規定により算定した退職年金の年額（以下この条におい

て「退職年金基本年額」という。) から、次の各号に掲げる金額の合算額を控除した金額とする。

一 退職年金基本年額に施行日前の重複期間を在職期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の二十五に相当する金額

二 退職年金基本年額に施行日以後の重複期間を在職期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の四十に相当する金額

(政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(平成一八年六月一四日法律第六三号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第百六十六条の改正規定及び第百六十七条の二を第百六十七条の三とし、第百六十七条の次に一条を加える改正規定は、平成十八年十月一日から施行する。

(退職年金等に関する一般的経過措置)

第二条 この法律による改正後の地方公務員等共済組合法（以下「新法」という。）第百六十一条及び第百六十四条の二、附則第九条の規定による改正後の旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の二第二項及び第三項並びに附則第十一条の規定による改正後の市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第十条第二項及び第三項の規定は、平成十九年四月分以後の月分の退職年金について適用し、平成十九年三月分以前の月分の退職年金については、なお従前の例による。

2 新法第百六十一条の三の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じる退職一時金について適用し、施行日前に給付事由が生じた退職一時金については、なお従前の例による。

- 3 新法の規定中公務傷病年金に関する部分は、施行日以後に地方議会議員である期間を有する者が受ける公務傷病年金について適用し、施行日以後に地方議会議員である期間を有しない者が受ける公務傷病年金（次項及び次条第三項において「特定公務傷病年金」という。）については、なお従前の例による。
- 4 新法の規定中遺族年金に関する部分は、施行日以後に給付事由が生じる遺族年金（特定公務傷病年金に係るものを除く。）について適用し、施行日前に給付事由が生じた遺族年金及び施行日以後に給付事由が生じる遺族年金で特定公務傷病年金に係るものについては、なお従前の例による。
- 5 新法の規定中遺族一時金に関する部分は、施行日以後に給付事由が生じる遺族一時金について適用し、施行日前に給付事由が生じた遺族一時金については、なお従前の例による。

（施行日以後に給付事由が生じる退職年金等で施行日前に地方議会議員であった期間を有する者が受けるものに関する経過措置）

第三条 施行日以後に給付事由が生じる退職年金又は退職一時金で施行日前に地方議会議員であった期間を有する者が受けるものに対する新法第百六十一条又は第百六十一条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百六十一条第二項	百五十分の三十五	百五十分の三十六
	百五十分の〇・七	百五十分の〇・七二
第百六十一条第四項	百分の〇・九八	百分の一・〇
第百六十一条の三 第二項	百分の四十九	百分の五十
	百分の五十六	百分の五十七
	百分の六十三	百分の六十四

- 2 施行日以後に地方議会議員である期間を有し、かつ、施行日前にも地方議会議員であった期間を有する者が受ける公務傷病年金に対する新法第百六十二条第二項の規定の適用については、同項中「第百六十一条第二項」とあるのは「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十三号）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される第百六十一条第二項」と、「第百六十一条の」とあるのは「同法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される第百六十一条の」とする。
- 3 施行日以後に給付事由が生じる遺族年金（特定公務傷病年金に係るものを除く。）で施行日前に地方議会議員であった期間を有する者に係るものに対する新法第百六十三条第二項の規定の適用については、同項第三号中「第百六十一条」とあるのは「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十三号。以下この号及び次号において「平成十八年地共済改正法」という。）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される第百六十一条」と、「給すべき退職年金の年額」とあるのは「給すべき退職年金の年額（退職一時金の支給を受けた者で第百六十二条第一項の規定により公務傷病年金を受けることとなつたものについては、平成十八年地共済改正法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される第百六十一条第四項の規定により控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。次号において同じ。）」と、「同条」とあるのは「平成十八年地共済改正法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される第百六十一条」と、同項第四号中「第百六十一条」とあるのは「平成十八年地共済改正法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される第百六十一条」とする。

（平成十五年四月一日以後施行日前に給付事由が生じた退職年金に関する経過措置）

第四条 平成十五年四月一日以後施行日前に給付事由が生じた退職年金のうち平成十九年四月分以後の月分の退職年金に対する新法第百六十一条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百六十一条第二項	百五十分の三十五	百五十分の四十・五
	百五十分の〇・七	百五十分の〇・八一
第百六十一条第三項	三十年	五十年
第百六十一条第四項	百分の〇・九八	百分の一・一三

（なお従前の例によることとされている退職年金に関する読替え）

第五条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている退職年金（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二百二十二条の規定によりなお従前の例によることとされている退職年金を含む。）のうち平成十九年四月分以後の月分の退職年金に対する地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十一条（附則第八条において「平成十四年改正前地共済法第百六十一条」という。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法第百六十一条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百六十一条第二項	百五十分の五十	百五十分の四十五
	百五十分の一	百五十分の〇・九
第百六十一条第四項	百分の一・四	百分の一・二六

（地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条 前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号。次項において「平成十四年地共済改正法」という。）附則第四条第一項の規定により読み替えて適用されるこの法律による改正前の地方公務員等共済組合法（次項において「旧法」とい

う。) 第百六十一条の規定の適用を受けた者の退職年金のうち平成十九年三月分以前の月分の退職年金については、なお従前の例による。

- 2 平成十四年地共済改正法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される旧法第百六十一条の三の規定の適用を受けた者の退職一時金で施行日前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。

(施行日前に給付事由が生じた退職年金の額に関する特例)

第八条 施行日前に給付事由が生じた退職年金については、附則第四条の規定により読み替えて適用される新法第百六十一条又は附則第五条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正前地共済法第百六十一条の規定により算定した退職年金の額が、平均的な退職年金の額の状況、退職年金の額の分布状況その他の状況を勘案して政令で定める額より少ないときは、これらの規定にかかわらず、当該政令で定める額に相当する金額を退職年金の額とする。

(政令への委任)

第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(平成二三年五月二七日法律第五六号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年六月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、同年九月一日から施行する。

(旧退職年金に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるもののほか、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に給付事由が生じたこの法律による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「旧法」という。)第百六十一条第一項に規定する退職年金(以下「旧退職年金」という。)については、なお従前の例による。

(旧退職年金の減額)

第三条 平成二十三年九月分以後の月分の旧退職年金の年額は、前条の規定によりなお従前の例によることとされる旧退職年金に関する法令の規定により算定した金額が二百万円を超える場合にあっては、当該算定した金額から、その金額から二百万円を控除して得た額に百分の十を乗じて得た金額を減じて得た金額とする。

(高額所得による旧退職年金の支給停止)

第四条 平成二十三年九月分以後の月分の旧退職年金については、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第百六十四条の二の規定は、適用しない。

2 平成二十三年九月分以後の月分の旧退職年金については、これを受ける者の旧退職年金の年額と前年における所得金額（旧退職年金並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条に規定する議員報酬、費用弁償及び期末手当並びに同法第二百三条の二に規定する報酬及び費用弁償に係る所得のうち当該旧退職年金の基礎となった在職期間に係るものの金額を除く。）との合計額が七百万円を超える場合は、当該合計額から七百万円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た金額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該旧退職年金の年額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該旧退職年金の年額に相当する金額を限度とする。

3 前項に規定する前年における所得金額の計算については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額の計算に関する同法の規定の例による。

4 前項に定めるもののほか、第二項の規定による旧退職年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

(旧退職一時金に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第百六十一条の三第一項に規定する退職一時金（以下「旧退職一時金」という。）については、なお従前の例による。

(旧退職一時金の加算の特例)

第六条 平成二十三年一月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた旧退職一時金（施行日前に支給されたものを含む。）の額は、前条の規定によりなお従前の例によることとされる旧退職一時金に関する法令の規定により算定した金額に旧退職一時金調整額を加えた金額とし、旧退職一時金調整額の支給は施行日以後に行うものとする。

2 前項の旧退職一時金調整額は、旧退職一時金の支給を受ける者の在職期間に係る旧法第百六十六条第一項に規定する掛金（以下「掛金」という。）の総額に相当する金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た金額、その者の在職期間に係る同項に規定する特別掛金（以下「特別掛金」という。）の総額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額並びにその者が納めた平成二十三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の二十を乗じて得た金額の合計額とする。

- 一 在職期間が三年以上四年以下の者 百分の三十一
- 二 在職期間が四年を超え八年以下の者 百分の二十四
- 三 在職期間が八年を超え十二年未満の者 百分の十六

3 平成十九年四月一日前に地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）であった期間を有する者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三十一」とあるのは「百分の三十」と、同項第二号中「百分の二十四」とあるのは「百分の二十三」とする。

（代替退職一時金）

第七条 平成二十三年一月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた旧退職年金を受ける権利を有する者は、当該旧退職年金の支給に代えて、代替退職一時金の支給を選択することができる。ただし、施行日から起算して七年を経過したときは、この限りでない。

- 2 別段の定めがあるもののほか、代替退職一時金については、旧退職一時金に関する規定の例による。
- 3 代替退職一時金の額は、その者の在職期間に係る掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額と、その者が納めた平成二十

三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の二十を乗じて得た金額との合計額とする。

- 4 既に旧退職年金を受けた者が第一項の規定により代替退職一時金の支給を選択した場合における当該代替退職一時金の額は、前項の規定により算定した金額から既に受けた旧退職年金の額を合計した金額（以下この項において「控除額」という。）に相当する金額を控除した金額とする。ただし、控除額が当該代替退職一時金の額を超える場合には、その控除を行う金額は、当該代替退職一時金の額に相当する金額を限度とする。

（旧公務傷病年金に関する経過措置）

第八条 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第六十二条第一項に規定する公務傷病年金（以下「旧公務傷病年金」という。）については、なお従前の例による。

（旧遺族年金に関する経過措置）

第九条 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第六十三条第一項に規定する遺族年金（以下「旧遺族年金」という。）については、なお従前の例による。

（旧遺族一時金に関する経過措置）

第十条 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第六十三条の三第一項に規定する遺族一時金（以下「旧遺族一時金」という。）については、なお従前の例による。

（旧遺族一時金の加算の特例）

第十一条 平成二十三年一月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた旧遺族一時金（施行日前に支給されたものを含む。）の額は、前条の規定によりなお従前の例によることとされる旧遺族一時金に関する法令の規定により算定した金額に旧遺族一時金調整額を加えた金額とし、旧遺族一時金調整額の支給は施行日以後に行うものとする。

- 2 前項の旧遺族一時金調整額は、これを受ける者の人員にかかわらず、旧遺族一時金の給付事由となった死亡に係る者の在職期間に係る掛金の総額に相当する金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じ

て得た金額、その者の在職期間に係る特別掛金の総額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額並びにその者が納めた平成二十三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の二十を乗じて得た金額の合計額とする。

一 在職期間が三年以上四年以下の者 百分の三十一

二 在職期間が四年を超え八年以下の者 百分の二十四

三 在職期間が八年を超え十二年未満の者 百分の十六

- 3 平成十九年四月一日前に地方議会議員であった期間を有する旧遺族一時金の給付事由となった死亡に係る者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三十一」とあるのは「百分の三十」と、同項第二号中「百分の二十四」とあるのは「百分の二十三」とする。

(特例退職年金)

第十二条 特例退職年金は、この法律の施行の際現に地方議会議員である者

(この法律の施行の際現に地方議会議員でない者であつて、旧法第百五十九条の二第一項の規定を適用したとしたならば施行日の前後の地方議会議員であった在職期間が引き続いたものとみなされることとなるものを含む。以下同じ。)であつて施行日の前日において退職したとしたならば旧退職年金に関する規定により旧退職年金を受ける権利を有することとなるものが退職したときに、その者に給するものとする。

- 2 別段の定めがあるもののほか、特例退職年金については、旧退職年金に関する規定(附則第七条の規定を除く。)の例による。

(在職期間の計算)

第十三条 特例退職年金の年額の算定については、前条第一項に規定する者の在職期間は、平成二十三年五月までとする。

(特例退職一時金)

第十四条 特例退職一時金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるときに、その者に給するものとする。この場合において、第二号に掲げる者が施行日前に死亡しているときは、特例退職一時金は、その者の遺族に給するものとする。

- 一 この法律の施行の際現に地方議会議員である者 退職したとき。
 - 二 平成二十三年一月一日から施行日の前日までの間に在職三年未満で退職した地方議会議員 この法律の施行のとき。
- 2 別段の定めがあるもののほか、特例退職一時金については、旧退職一時金に関する規定の例による。ただし、施行日以後の前項第一号に掲げる者の退職については、附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第百五十九条の二第一項の規定は、適用しない。
 - 3 特例退職一時金の額は、その者の在職期間に係る掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額とする。
 - 4 前条の規定は、第一項第一号に掲げる者の特例退職一時金の額の算定について準用する。
 - 5 既に旧退職年金を受けた者が第一項の規定により特例退職一時金の支給を受ける場合における当該特例退職一時金の額は、第三項及び次条の規定により算定した金額から既に受けた旧退職年金の額を合計した金額（以下この項において「控除額」という。）に相当する金額を控除した金額とする。ただし、控除額が当該特例退職一時金の額を超える場合には、その控除を行う金額は、当該特例退職一時金の額に相当する金額を限度とする。

（特例退職一時金の加算の特例）

第十五条 前条第一項各号に掲げる者が平成二十三年一月から五月までの月分の掛金又は特別掛金を納めていた場合における特例退職一時金の額は、同条第三項の規定により算定した金額に特例退職一時金調整額を加えた金額とする。

- 2 前項の特例退職一時金調整額は、前条第一項各号に掲げる者が納めた平成二十三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の二十を乗じて得た金額とする。

（支給の調整）

第十六条 特例退職年金及び特例退職一時金を受ける権利を有する者が特例退職年金の支給を選択したときは、特例退職一時金を受ける権利は、消滅する。

- 2 特例退職年金及び特例退職一時金を受ける権利を有する者が特例退職一時金の支給を選択したときは、特例退職年金を受ける権利は、消滅する。
- 3 平成二十三年五月までの在職期間が十二年以上である特例退職一時金を受ける権利を有する者（特例退職年金を受ける権利を有する者を除く。）が特例退職一時金の支給を受けたときは、特例退職年金を受ける権利は、発生しない。

（特例公務傷病年金）

第十七条 特例公務傷病年金は、この法律の施行の際現に地方議会議員である者が、旧共済会（旧法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会をいう。以下同じ。）を組織する地方議会議員であつた間における施行日前の公務に基づく傷病により重度障害の状態となり退職したときに、その者に給するものとする。この法律の施行の際現に地方議会議員である者又は施行日前に退職した地方議会議員が、施行日以後において、当該旧共済会を組織する地方議会議員であつた間における施行日前の公務に基づく傷病により、退職後三年以内に重度障害の状態となつたときも、同様とする。

- 2 別段の定めがあるもののほか、特例公務傷病年金については、旧公務傷病年金に関する規定の例による。
- 3 附則第十三条の規定は、特例公務傷病年金の年額の算定について準用する。

（特例遺族年金）

第十八条 特例遺族年金は、この法律の施行の際現に地方議会議員である者が在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに特例退職年金又は特例公務傷病年金を給すべきときに、その者の遺族に給するものとする。旧退職年金、旧公務傷病年金、特例退職年金又は特例公務傷病年金を受ける者が死亡したときも、同様とする。

- 2 別段の定めがあるもののほか、特例遺族年金については、旧遺族年金に関する規定の例による。
- 3 特例遺族年金の年額は、これを受ける者の人員にかかわらず、次の各号に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。

- 一 この法律の施行の際現に地方議会議員である者が施行日前の公務に基づく傷病によらないで在職中死亡した場合（第三号に規定する場合を除く。）においては、次のイ又はロに掲げるその者の死亡の時期の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額
- イ 施行日から平成二十三年八月三十一日までの間 その者が旧退職年金に関する規定（附則第三条の規定を除く。）により旧退職年金を受けるものとした場合における当該旧退職年金の年額
- ロ 平成二十三年九月一日以後 その者に給すべき特例退職年金の年額
- 二 旧退職年金又は特例退職年金を受ける者が施行日前の公務に基づく傷病によらないで死亡した場合（前号に規定する場合を除く。）においては、次のイ又はロに掲げるその者の死亡の時期の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額
- イ 施行日から平成二十三年八月三十一日までの間 その者が旧退職年金に関する規定（附則第三条の規定を除く。）により旧退職年金を受けるものとした場合における当該旧退職年金の年額
- ロ 平成二十三年九月一日以後 当該旧退職年金の年額又は当該特例退職年金の年額
- 三 旧公務傷病年金又は特例公務傷病年金を受ける者が施行日前の公務に基づく傷病によらないで死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつてはその者が旧退職年金に関する規定（附則第三条の規定を除く。）により在職十二年の者として旧退職年金を受けるものとした場合における当該旧退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が旧退職年金に関する規定（同条の規定を除く。）により旧退職年金を受けるものとした場合における当該旧退職年金の年額に、それぞれ百分の百二十八を乗じて得た金額
- 四 この法律の施行の際現に地方議会議員である者が施行日前の公務に基づく傷病により在職中死亡した場合又は旧退職年金、旧公務傷病年金、特例退職年金若しくは特例公務傷病年金を受ける者が施行日前の公務に基づく傷病により死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつては

その者が旧退職年金に関する規定（附則第三条の規定を除く。）により在職十二年の者として旧退職年金を受けるものとした場合における当該旧退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が旧退職年金に関する規定（同条の規定を除く。）により旧退職年金を受けるものとした場合における当該旧退職年金の年額に、それぞれ百分の百七十を乗じて得た金額

- 4 附則第十三条の規定は、特例遺族年金の年額の算定について準用する。
（特例遺族一時金）

第十九条 特例遺族一時金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるときに、その者の遺族に給するものとする。

一 この法律の施行の際現に地方議会議員である者（平成二十三年五月までの在職期間が十二年未満である者に限る。） 在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに特例退職一時金を給すべきとき。

二 平成二十三年一月一日から施行日の前日までの間に在職三年未満で死亡した地方議会議員 この法律の施行のとき。

- 2 別段の定めがあるもののほか、特例遺族一時金については、旧遺族一時金に関する規定の例による。

- 3 特例遺族一時金の額は、これを受ける者の人員にかかわらず、特例遺族一時金の給付事由となった死亡に係る者の在職期間に係る掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額とする。

（特例遺族一時金の加算の特例）

第二十条 特例遺族一時金の給付事由となった死亡に係る者が平成二十三年一月から五月までの月分の掛金又は特別掛金を納めていた場合における当該特例遺族一時金の額は、前条第三項の規定により算定した金額に特例遺族一時金調整額を加えた金額とする。

- 2 前項の特例遺族一時金調整額は、これを受ける者の人員にかかわらず、特例遺族一時金の給付事由となった死亡に係る者が納めた平成二十三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の二十を乗じて得た金額とする。

(年金額の改定)

第二十一条 旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金の額は、物価変動率を参酌し、地方議会議員であつた者が引き続きその退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたとしたならば受けることとなる議員報酬額（地方自治法第二百三条第一項に規定する議員報酬の額をいう。）に係る附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会の定款で定める標準報酬月額を基礎として政令で定める額を基準として、政令で定めるところにより、速やかに改定の措置を講ずるものとする。

(国税徴収法の適用に関する経過措置)

第二十二条 旧退職年金及び特例退職年金に係る債権は、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第七十六条第一項に規定する給料等とみなして、同条の規定を適用する。

2 旧退職一時金及び代替退職一時金並びに特例退職一時金に係る債権は、国税徴収法第七十六条第四項に規定する退職手当等とみなして、同条の規定を適用する。

(存続共済会)

第二十三条 旧共済会は、次に掲げる業務を行うため、この法律の施行後も、旧法第百五十一条の規定により設けられた地方議会議員共済会としてなお存続するものとする。この場合において、同条、旧法第百五十二条（第一項第七号を除く。）、第百五十三条から第百五十七条の二まで、第百六十七条、第百六十七条の二、第百七十条から第百七十一条まで及び附則第三十六条の規定は、なおその効力を有する。

一 旧退職年金、旧退職一時金、代替退職一時金、旧公務傷病年金、旧遺族年金及び旧遺族一時金の給付を行うこと。

二 特例退職年金、特例退職一時金、特例公務傷病年金、特例遺族年金及び特例遺族一時金の給付を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、この項の規定によりなお存続するものとされる旧共済会（以下「存続共済会」という。）に帰属した権利及び義務の行使及び履行のために必要な業務を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百五十一条第一項各号列記以外の部分	地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）	地方公共団体の議会の議長
	地方議会議員をもつて	地方公共団体の議会の議長をもつて
	地方議会議員共済会（以下「共済会」	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなお存続するものとされる地方議会議員共済会（以下「存続共済会」
第百五十一条第一項第一号	議会の議員	議会の議長
	都道府県議会議員共済会	都道府県議会議員存続共済会

第百五十一条第一項第二号	議会の議員	議会の議長
	市議会議員 共済会	市議会議員存続共済会
第百五十一条第一項第三号	議会の議員	議会の議長
	町村議会議員 共済会	町村議会議員存続共済会
第百五十一条第二項及び第三項並びに第百五十二条第一項各号列記以外の部分	共済会	存続共済会
第百五十二条第一項第四号	代議員会	代議員会（都道府県議会議員存続共済会にあつては、総会。以下同じ。）
第百五十三条第一項及び第百五十四条から第百五十七条の二まで	共済会	存続共済会
第百六十七条第一項	共済給付金	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第五条に規定する旧退職一時金、同法附則第七条第一項に規定する代替退職一時金、同法附則第八条に規定する旧公務傷

		病年金、同法附則第九条に規定する旧遺族年金及び同法附則第十条に規定する旧遺族一時金（以下「旧共済給付金」という。） 並びに同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十四条第一項に規定する特例退職一時金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金、同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金及び同法附則第十九条第一項に規定する特例遺族一時金（以下「特例共済給付金」という。）
	前条第一項に規定する掛金及び特別掛金	同法の施行の際現に存続共済会が保有する同法による改正前の第百五十八条に規定する共済給付金の給付のための業務上の余裕金
第百六十七条第二項	共済会の収支の状況を勘案して、総務省令	総務省令
第百六十七条第三項	共済会	存続共済会
第百六十七条の二	市議会議員共済会及び町村議会議員共済会	市議会議員存続共済会及び町村議会議員存続共済会

	市議会議員 共済会の給 付に要する 費用の負担 の水準と町 村議会議員 共済会の給 付に要する 費用の負担 の水準の均 衡	旧共済給付金及び特例共済給付金の給付の 円滑な実施
	市議会議員 共済会にあ つては町村 議会議員共 済会	市議会議員存続共済会にあつては町村議会 議員存続共済会
	町村議会議員 共済会にあ つては市 議会議員共 済会	町村議会議員存続共済会にあつては市議会 議員存続共済会
第百七十条	共済会	存続共済会
第百七十条の二	地方議会議員	地方公共団体の議会の議員（以下「地方議 会議員」という。）
	共済会	存続共済会
第百七十条の三	共済会	存続共済会

	第百六十一条の二第一項	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の第百六十一条の二第一項（同法附則第十二条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）
附則第三十六条	共済会	存続共済会

3 存続共済会は、第一項各号に掲げる業務が全て終了したときにおいて解散する。

4 前項の規定により存続共済会が解散した場合における解散の登記その他解散に伴う必要な措置については、政令で定める。

（秘密保持義務）

第二十四条 存続共済会の役員若しくは存続共済会の事務に従事する者又はこれらの者であった者は、存続共済会の事業に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

（旧共済会の掛金等の徴収に関する経過措置）

第二十五条 旧共済会に係る掛金、特別掛金及び負担金の徴収については、なお従前の例による。

（年金受給者の書類の提出等）

第二十六条 存続共済会は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、その支給を受ける者に対し、収入の状況に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 存続共済会は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに応ずるまでの間、年金である給付の支払を差し止めることができる。

（資料の提供）

第二十七条 存続共済会は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、その支給を受ける者の収入の状況につき、官公署に対し必要

な資料の提供を求め、又はその者の雇用主、取引先その他の関係人に報告を求めることができる。

(罰則)

第二十八条 附則第二十四条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及び附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 存続共済会に対する前条の規定による改正後の地方税法第七十二条の五第一項第五号及び第三百四十八条第四項の規定の適用については、同号中「地方公務員等共済組合連合会」とあるのは「地方公務員共済組合連合会、地方公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会」と、同項中「及び地方公務員等共済組合連合会」とあるのは、「、地方公務員等共済組合連合会及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会」とする。

2 前項の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第四項及び前項の規定（同条第四項に係る部分に限る。）は、平成二十四年度分以後の年度分の固定資産税について、平成二十三年度分までの固定資産税について適用し、平成二十三年度までの固定資産税については、なお従前の例による。

〔参考〕地方税法（抄）

（法人の事業税の非課税所得等の範囲）

第七十二条の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。

五 (略)、地方公務員共済組合連合会、(略)

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 (略)

4 市町村は、(略) 及び地方公務員共済組合連合会、(略) が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に対しては、固定資産税を課することができない。

第三十五条 削除

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第三十八条 存続共済会に対する前条の規定による改正後の国民年金法第百八条第二項の規定の適用については、同項中「共済組合若しくは」とあるのは、「共済組合、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会若しくは」とする。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第四十条 存続共済会は、所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、同法別表第一に掲げる法人とみなす。

[参考] 所得税法（抄）

(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)

第十一条 別表第一に掲げる内国法人が支払を受ける第百七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる利子等、配当等、給付補填金、利息、利益、差益及び利益の分配（貸付信託の受益権の収益の分配にあつては、当該内国法人が当該受益権を引き続き所有していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第四十二条 存続共済会は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法別表第二に掲げる法人とみなす。

2 存続共済会は、地方税法第七百一条の三十四第二項の規定の適用については、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなす。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第四十四条 存続共済会が受ける前条の規定による改正前の登録免許税法別表第三の十六の項の第三欄に掲げる登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

〔参考〕平成二十三年五月二十七日法律第五十六号による改正前の登録免許税法
（抄）

第四条 （略）

2 別表第三の第一欄に掲げる者が自己のために受けるそれぞれ同表の第三欄に掲げる登記等（同表の第四欄に財務省令で定める書類の添附があるものに限る旨の規定がある登記等にあつては、当該書類を添附して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。

別表第三

名称	根拠法	非課税の登記等
十六 地方議会議員共済会	地方公務員等共済組合法 （昭和三十七年法律第百五十二号）	事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記

（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

第四十八条 存続共済会は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三第一号に掲げる法人とみなす。

平成二十三年法律第五十六号による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十
七年法律第百五十二号）（抄）※改正法による読替後

最終改正 平成二十三年五月二十五日法律第五十三号

第十一章 地方議会議員の年金制度

（地方議会議員共済会）

第百五十一条 次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議長の区分に従い、当該各号に掲げる地方公共団体の議会の議長をもつて組織する当該各号に掲げる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなお存続するものとされる地方議会議員共済会（以下「存続共済会」という。）を設ける。

- | | | |
|---|------------------------------|---------------|
| 一 | 都道府県の議会の議長 | 都道府県議会議員存続共済会 |
| 二 | 市（特別区を含む。以下この章において同じ。）の議会の議長 | 市議会議員存続共済会 |
| 三 | 町村の議会の議長 | 町村議会議員存続共済会 |

2 存続共済会は、法人とする。

3 存続共済会は主たる事務所を東京都に置く。

〔関係条文〕 本法一五四（民法の準用）・附一〇①（共済会の設立）

〔関係法令〕 旧地方議会議員互助年金法一・二

（定款）

第百五十二条 存続共済会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

- | | |
|---|---|
| 一 | 目 的 |
| 二 | 名 称 |
| 三 | 事務所の所在地 |
| 四 | 代議員会（都道府県議会議員存続共済会にあつては、総会。以下同じ。）に関する事項 |
| 五 | 役員に関する事項 |
| 六 | 給付に関する事項 |

七 削除

八 資産の管理その他財務に関する事項

九 その他組織及び業務に関する重要事項

2 定款の変更は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔関係条文〕 本法一五五②（代議員会の権限）・一六〇・一六二⑥・一六五・一六六（定款事項）・一七三（罰則）・附一〇②（共済会の設立）

（登記）

第百五十三条 存続共済会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

〔関係条文〕 本法一七三（罰則）

〔関係法令〕 独立行政法人等登記令一（適用範囲）・二（登記事項）

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第百五十四条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、存続共済会について準用する。

（代議員会）

第百五十五条 存続共済会に、代議員会を置く。

2 次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業計画書の作成及び定款で定める重要な変更並びに決算報告の認定

三 訴訟の提起及び和解

四 その他存続共済会の業務に関する重要事項で定款で定めるもの

〔関係法令〕 民法六九五（和解）、民事訴訟法一三四（訴えの提起）

（役員）

第百五十六条 存続共済会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事十人以内及び監事二人以内を置く。

2 会長は、存続共済会を代表し、その業務を執行する。

- 3 副会長は会長を補佐して共済会の業務を執行し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。
- 4 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して共済会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。
- 5 監事は、存続共済会の業務を監査する。
- 6 存続共済会と会長、副会長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が共済会を代表する。

(事業年度)

第百五十六条の二 存続共済会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画及び予算)

第百五十六条の三 存続共済会は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成しなければならない。

- 2 存続共済会は、事業計画及び予算を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に報告しなければならない。

(決算)

第百五十六条の四 存続共済会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

- 2 存続共済会は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これに監事の意見を付けて決算完結後一月以内に総務大臣に報告しなければならない。
- 3 存続共済会は、前項の規定による報告を行ったときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を公告し、かつ、貸借対照表、損益計算書、附属明細書、事業状況報告書及び監事の意見を記載した書面を各事務所に備え付け、総務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

〔関係法令〕 施行規程六七の二(公告の方法…官報)、六七の三(閲覧期間…5年)

(借入金の制限)

第百五十六条の五 存続共済会は、借入金をしてはならない。ただし、共済会の目的を達成するために必要な場合において、総務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

〔関係条文〕 本法一七三(罰則)

(余裕金の運用)

第百五十七条 存続共済会の業務上の余裕金は、総務省令で定めるところにより、安全かつ効率的な方法により運用しなければならない。

〔関係条文〕 本法一七三(罰則)、施行規則旧一四(資金の運用)

〔関係法令〕 臨時金利調整法一①(金融機関)

(総務省令への委任)

第百五十七条の二 第百五十六条の二から前条までに定めるもののほか、存続共済会の財務その他その運営に関して必要な事項は、総務省令で定める。

〔関係条文〕 施行規則旧一五の二(会計組織)・旧一五の三(給付経理の資産の構成割合)・旧一六の四(準用規定)、昭和四七年自治省令二附二(給付経理の資産の構成割合の特例)

(給付の種類)

第百五十八条 共済会の行なう給付は、退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金(以下「共済給付金」という。)とする。

(年金額の改定)

第百五十八条の二 共済会の行う年金である給付の額は、物価変動率を参酌し、地方議会議員であつた者が引き続きその退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたとしたならば受けることとなる議員報酬額(地方自治法第二百三条に規定する議員報酬の額をいう。)に係る共済会の定款で定める標準報酬月額を基礎として政令で定める額を基準として、政令で定めるところにより、速やかに改定の措置を講ずるものとする。

(在職期間の合算)

第百五十九条 共済給付金の基礎となるべき在職期間の計算については、都道府県、市又は町村の議会の区分ごとに、地方議会議員が退職した後それぞれ

の議会の議員として再就職したときは、前後の在職期間は、合算するものとする。

2 市町村の廃置分合若しくは境界変更により町村が市となり若しくは市が町村となった場合又は町村を市とし若しくは市を町村とする処分があった場合において、これらの場合における地方議会議員としての在職期間は、合算する。

3 前二項の規定により退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき在職期間の計算をするに当たっては、前に退職一時金の基礎となった在職期間は、算入しない。

(退職の取扱いに関する特例)

第百五十九条の二 地方議会議員が、次の各号の一に該当する場合には、前後の地方議会議員であつた在職期間は、引き続いたものとみなし、当該退職に係る共済給付金は、支給しない。

一 地方議会議員が、当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し（当該任期満了による選挙の期日の告示がなされた後当該任期の満了すべき日前に退職した場合を含む。）、当該任期満了による選挙において当選人となり当該地方公共団体の議会の議員となったとき。

二 地方議会議員が、当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、当該議会の解散による一般選挙又は当該選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより行なわれる再選挙において当選人となり当該地方公共団体の議会の議員となったとき。

三 市町村の議会の議員が、当該市町村の廃置分合により退職し、新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙において当選人となり当該新たに設置された市町村の議会の議員となったとき。

四 市町村の議会の議員が、当該市町村の廃置分合又は境界変更の処分により退職し、当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行なわれる市町村の議会の議員の増員選挙において当選人となり当該市町村の議会の議員となつたとき。

- 2 地方議会議員は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百五十一条の規定によりその者に係る当選が無効となつた場合には、その無効となつたときに退職したものとみなす。

（併給の禁止）

第百六十条 一の共済会が給する共済給付金については、退職年金と公務傷病年金とは併給しないものとし、退職年金、公務傷病年金又は遺族年金を給すべきこととなる者には退職一時金又は遺族一時金は給しないものとする。ただし、公務傷病年金を受ける者が再就職し、重度障害が回復した後退職し、又は死亡した場合においては、定款で定めるところにより、公務傷病年金と共済給付金との調整を行なうものとする。

（退職年金）

第百六十一条 退職年金は、地方議会議員が在職十二年以上で退職したときに、その者に給するものとする。

- 2 退職年金の年額は、在職期間十二年以上十三年未満につき、平均標準報酬年額（退職の日の属する月以前の地方議会議員であつた期間十二年間における掛金の標準となつた標準報酬月額（第百六十六条に規定する標準報酬月額をいう。第百六十二条第二項において同じ。）の総額を十二で除して得た額をいう。以下この条において同じ。）の百五十分の三十五に相当する金額とし、十二年以上一年を増すごとに、その一年につき、平均標準報酬年額の百五十分の〇・七に相当する金額を加算した金額とする。
- 3 在職期間三十年を超える者に給する退職年金の年額は、在職期間三十年として計算する。
- 4 退職一時金の支給を受けた者でその後再び地方議会議員となつたものに退職年金を給する場合には、退職年金の年額は、前二項及び次条の規定により算定した金額から当該退職一時金の基礎となつた在職期間の年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）一年につき平均標準報酬年額の百分の〇・九八に相当する金額を控除した金額とする。

（重複期間を有する場合の退職年金）

第百六十一条の二 在職期間のうち政令で定める年金制度の適用を受ける期間（政令で定める期間に限る。以下この条において「重複期間」という。）を有する地方議会議員に係る退職年金の年額は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した退職年金の年額から、その額に重複期間を在職期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の四十に相当する金額を控除した金額とする。

- 2 重複期間に一年未満の端数がある場合の調整措置その他重複期間の調整に関し必要な事項は、政令で定める。

（退職一時金）

第百六十一条の三 退職一時金は、地方議会議員が在職三年以上十二年未満で退職したときに、その者に給するものとする。

- 2 退職一時金の額は、その者の在職期間に係る掛金の総額に相当する金額に、次の各号に掲げる者の区分による当該各号に定める割合を乗じて得た金額とする。

- 一 在職期間が三年以上四年以下の者 百分の四十九
- 二 在職期間が四年を超え八年以下の者 百分の五十六
- 三 在職期間が八年を超え十二年未満の者 百分の六十三

（公務傷病年金）

第百六十二条 公務傷病年金は、地方議会議員が、当該共済会を組織する地方議会議員である間における公務に基づく傷病により重度障害の状態となり退職したときに、その者に給するものとする。退職後三年以内に、当該共済会を組織する地方議会議員であつた間における公務に基づく傷病により重度障害の状態となったときも、同様とする。

- 2 公務傷病年金の年額は、在職期間十二年未満の者にあつては当該在職期間における掛金の標準となつた標準報酬月額総額を当該在職期間の月数で除して得た額に十二を乗じて得た額を第百六十一条第二項の平均標準報酬年額とみなして同項の規定により算定した退職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額（退職一時金の支給を受けた者で前項の規定により公務傷病年金を受けることとなつたものについては、同条第四項の規定により控除すべきこ

ととされている金額を控除した金額とする。第百六十三条第二項第三号及び第四号において同じ。)に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が第百六十一条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ当該重度障害の程度に応じた金額を加算した金額とする。

- 3 前項の重度障害の程度は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の定めるところによるものとし、同項の加算額は、同法別表第二号表の定める金額によるものとする。
- 4 公務に基づく傷病により重度障害の状態となつた場合において、その者に重大な過失があつたときは、前三項の規定による公務傷病年金は、給しない。
- 5 公務傷病年金の決定をするに当たつて、将来重度障害が回復し、又はその程度が低下することがあるべきことが認められるときは、五年間公務傷病年金を給する。
- 6 前項の期間満了の六月前までに傷病が回復しない者は、定款で定めるところにより、再審査を請求することができる。再審査の結果公務傷病年金を給すべきものであるときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

（公務傷病年金と傷病補償年金等との調整）

第百六十二条の二 公務傷病年金は、地方公務員災害補償法第六十九条の規定に基づく条例で定めるところにより同法の規定による傷病補償年金又は障害補償年金に相当する補償（以下この条において「傷病補償年金等」という。）が行われることとなつたときは、当該補償が行われる間、当該公務傷病年金の額のうち前条第二項の規定により加算された金額に相当する金額（当該金額が傷病補償年金等の額を超えるときは、傷病補償年金等の額に相当する金額）の支給を停止する。

（遺族年金）

第百六十三条 遺族年金は、地方議会議員が死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに退職年金又は公務傷病年金を給すべきときに、その者の遺族に

給するものとする。退職年金又は公務傷病年金を受ける者が死亡したときも同様とする。

2 前項の遺族年金の年額は、これを受ける者の人員にかかわらず、次の各号に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。

一 地方議会議員が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合（第三号に規定する場合を除く。）においては、これに給すべき退職年金の年額

二 退職年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合（前号に規定する場合を除く。）においては、当該退職年金の年額

三 公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつては第百六十一条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百二十八を乗じて得た金額

四 地方議会議員又は退職年金若しくは公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病により死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつては第百六十一条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百七十を乗じて得た金額

（公務による遺族年金と遺族補償年金との調整）

第百六十三条の二 前条第二項第四号の規定による遺族年金は、地方公務員災害補償法第六十九条の規定に基づく条例で定めるところにより同法の規定による遺族補償年金に相当する補償が行なわれることとなったときは、当該補償が行なわれる間、当該遺族年金の額のうち、その百七十分の七十に相当する金額の支給を停止する。

（遺族一時金）

第百六十三条の三 遺族一時金は、地方議会議員が死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに退職一時金を給すべきときに、その者の遺族に給するものとする。

- 2 前項の遺族一時金の額は、これを受ける者の人員にかかわらず、同項の退職一時金の額に相当する金額とする。

(退職年金等の停止)

第百六十四条 退職年金は、これを受ける者が六十五歳に達する月まで、その支給を停止する。

- 2 退職年金を受ける者が恩給法別表第一号表ノ二に掲げる程度の重度障害の状態にあるときは、その者が六十五歳未満であつても、その状態にある間、前項の規定による停止は、行わない。

- 3 退職年金及び公務傷病年金は、これを受ける者が第百五十九条第一項に規定する再就職をしたときは、再就職の月の翌月から退職の月まで、その支給を停止する。ただし、実在職期間が一月未満であるときは、この限りでない。

第百六十四条の二 退職年金は、その年額が平均的な退職年金の給付の状況、掛金及び特別掛金の負担の状況その他の状況を勘案して政令で定める金額（以下この条において「支給停止基準額」という。）以上の場合であつて、これを受ける者の前年における所得金額（退職年金並びに地方自治法第二百三条に規定する議員報酬（以下「議員報酬」という。）、費用弁償及び期末手当並びに同法第二百三条の二に規定する報酬及び費用弁償に係る所得のうち当該退職年金の基礎となつた在職期間に係るものの金額を除く。以下この項において同じ。）が五百万円を超えるときは、当該退職年金の年額とその者の前年における所得金額との合計額から支給停止基準額と五百万円との合計額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

- 2 前項の場合における退職年金の支給額が支給停止基準額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、当該支給停止基準額を退職年金の支給額とする。

3 第一項に規定する所得金額の計算については、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例による。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による退職年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

(給付の制限)

第百六十四条の三 地方議会議員若しくは地方議会議員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合又は地方議会議員が除名された場合には、政令で定めるところにより、その者には、その地方議会議員であつた在職期間に係る共済給付金の全部又は一部の支給を行なわないことができる。

2 遺族給付を受ける権利を有する者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、政令で定めるところにより、その者には、遺族給付の一部を行なわないことができる。

3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその地方議会議員であつた在職期間に係る年金である共済給付金は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

(退職年金等の改定)

第百六十五条 第百五十九条第一項に規定する再就職その他の事由による退職年金及び公務傷病年金の改定については、定款で定める。

(掛金及び特別掛金)

第百六十六条 地方議会議員は、定款で定めるところにより、共済給付金の給付に要する費用に充てるため、共済会に、掛金及び特別掛金を納めなければならない。

2 前項の掛金の額は、地方議会議員の議員報酬の額（一の地方公共団体の議会の議員については、その議員報酬の額が職により異なるときは、その最も低い額をもつて当該地方公共団体の議会の議員の議員報酬の額とする。）に基づき定款で定める標準報酬月額に定款で定める率を乗じて得た金額とする。

3 第一項の特別掛金の額は、地方議会議員の期末手当（地方自治法第二百三条第三項に規定する期末手当をいう。以下この条において同じ。）の額（そ

の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に定款で定める率を乗じて得た金額とする。

- 4 前二項に規定する定款で定める率は、都道府県議会議員共済会にあつては都道府県議会議員共済会を組織する地方議会議員を単位として、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会にあつては市議会議員共済会及び町村議会議員共済会を組織するすべての地方議会議員を単位として算定するものとする。
- 5 第二項に規定する掛金の額及び第三項に規定する特別掛金の額については、共済会の給付の実績及び将来の給付に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて財政の均衡を保つことができるよう、少なくとも四年ごとに再計算を行うものとする。
- 6 地方議会議員の議員報酬の支給機関は、議員報酬を支給する際地方議会議員の議員報酬から第二項に規定する掛金に相当する金額を控除して、これを地方議会議員に代わつて共済会に払い込まなければならない。
- 7 前項の規定は、特別掛金について準用する。この場合において、同項中「議員報酬」とあるのは「期末手当」と、「第二項に規定する掛金」とあるのは「第三項に規定する特別掛金」と読み替えるものとする。
(地方公共団体の負担金)

第百六十七条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第五条に規定する旧退職一時金、同法附則第七条第一項に規定する代替退職一時金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金、同法附則第九条に規定する旧遺族年金及び同法附則第十条に規定する旧遺族一時金（以下「旧共済給付金」という。）並びに同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十四条第一項に規定する特例退職一時金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金、同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金及び同法附則第十九条第一項に規定する特例遺族一時金（以下「特例共済給付金」という。）の給付に要する費用は、同法の施行の際現に存続共済会が保有する同法による改正前の第百五十

八条に規定する共済給付金の給付のための業務上の余裕金を充てるほか、地方公共団体が負担する。

- 2 前項の規定により地方公共団体が毎年度において負担すべき金額は、総務省令で定める。
- 3 存続共済会の事務に要する費用は、地方公共団体が負担する。
- 4 前項の規定により地方公共団体が負担すべき金額は、毎年度、地方公共団体の予算をもつて定める。

(財政調整)

第百六十七条の二 市議会議員存続共済会及び町村議会議員存続共済会は、旧共済給付金及び特例共済給付金の給付の円滑な実施を図るため、政令で定めるところにより、市議会議員存続共済会にあつては町村議会議員存続共済会に対して、町村議会議員存続共済会にあつては市議会議員存続共済会に対して、それぞれ拠出金の拠出を行うものとする。

(給付を受ける権利の保護)

第百六十七条の三 共済給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金である共済給付金を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合及び退職年金又は退職一時金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

(監督)

第百七十条 存続共済会の業務の執行は、総務大臣が監督する。

- 2 共済会は、総務省令で定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての報告書を総務大臣に提出しなければならない。
- 3 総務大臣は、必要があると認めるときは、当該職員に共済会の業務及び財産の状況を監査させるものとする。
- 4 総務大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、共済会に対してその業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

〔関係条文〕 本法一七二・一七三（罰則）、施行規則旧一六（事業報告書）・旧一六の五（準用規定）

（地方公共団体の報告等）

第百七十条の二 地方公共団体は、政令で定めるところにより、地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）の異動、議員報酬等に関し、共済会に報告し、又は文書を提示し、その他共済会の業務の執行に必要な事務を行なうものとする。

〔関係条文〕 施行令七二（共済会に係る地方公共団体の報告等）、 施行規則一六の三（地方公共団体の報告等）

（資料の提供）

第百七十条の三 存続共済会は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、地方議会議員が有する第百六十一条の二第一項に規定する政令で定める年金制度の適用を受ける期間につき、当該政令で定める年金制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

（総務省令への委任）

第百七十一条 この章に定めるもののほか、この章の規定の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

〔関係条文〕 施行規則一七（市町村の廃置分合等に伴う共済会の権利義務の承継）

附 則（抄）

（市町村の廃置分合等の場合の取扱い）

第三十六条 市町村の廃置分合その他これに準ずる処分に伴う組合の権利義務の承継その他この法律適用に関し必要な経過措置は、政令で定める

平成二十三年法律第五十六号による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十
七年法律第百五十二号）（抄）

最終改正 平成二十三年五月二十五日法律第五十三号

第十一章 地方議会議員の年金制度

（地方議会議員共済会）

第百五十一条 次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）の区分に従い、当該各号に掲げる地方議会議員をもつて組織する当該各号に掲げる地方議会議員共済会（以下「共済会」という。）を設ける。

- | | | |
|---|------------------------------|-------------|
| 一 | 都道府県の議会の議員 | 都道府県議会議員共済会 |
| 二 | 市（特別区を含む。以下この章において同じ。）の議会の議員 | 市議会議員共済会 |
| 三 | 町村の議会の議員 | 町村議会議員共済会 |

2 共済会は、法人とする。

3 共済会は主たる事務所を東京都に置く。

〔関係条文〕 本法一五四（民法の準用）・附一〇①（共済会の設立）

〔関係法令〕 旧地方議会議員互助年金法一・二

（定款）

第百五十二条 共済会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 目 的
- 二 名 称
- 三 事務所の所在地
- 四 代議員会に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 給付に関する事項
- 七 掛金及び特別掛金に関する事項

八 資産の管理その他財務に関する事項

九 その他組織及び業務に関する重要事項

2 定款の変更は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔関係条文〕 本法一五五②（代議員会の権限）・一六〇・一六二⑥・一六五・一六六
（定款事項）・一七三（罰則）・附一〇②（共済会の設立）
（登記）

第百五十三条 共済会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

〔関係条文〕 本法一七三（罰則）

〔関係法令〕 独立行政法人等登記令一（適用範囲）・二（登記事項）
（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第百五十四条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、共済会について準用する。
（代議員会）

第百五十五条 共済会に、代議員会を置く。

2 次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業計画書の作成及び定款で定める重要な変更並びに決算報告の認定

三 訴訟の提起及び和解

四 その他共済会の業務に関する重要事項で定款で定めるもの

〔関係法令〕 民法六九五（和解）

（役員）

第百五十六条 共済会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事十人以内及び監事二人以内を置く。

2 会長は、共済会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐して共済会の業務を執行し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

4 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して共済会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。

5 監事は、共済会の業務を監査する。

6 共済会と会長、副会長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が共済会を代表する。

(事業年度)

第百五十六条の二 共済会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画及び予算)

第百五十六条の三 共済会は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成しなければならない。

2 共済会は、事業計画及び予算を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に報告しなければならない。

(決算)

第百五十六条の四 共済会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

2 共済会は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これに監事の意見を付けて決算完結後一月以内に総務大臣に報告しなければならない。

3 共済会は、前項の規定による報告を行ったときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を公告し、かつ、貸借対照表、損益計算書、附属明細書、事業状況報告書及び監事の意見を記載した書面を各事務所に備え付け、総務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

[関係法令] 施行規程六七の二(公告の方法…官報)、六七の三(閲覧期間…5年)

(借入金の制限)

第百五十六条の五 共済会は、借入金をしてはならない。ただし、共済会の目的を達成するために必要な場合において、総務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

〔関係条文〕 本法一七三(罰則)

(余裕金の運用)

第百五十七条 共済会の業務上の余裕金は、総務省令で定めるところにより、安全かつ効率的な方法により運用しなければならない。

〔関係条文〕 本法一七三(罰則)、施行規則旧一四(資金の運用)

〔関係法令〕 臨時金利調整法一①(金融機関)

(総務省令への委任)

第百五十七条の二 第百五十六条の二から前条までに定めるもののほか、共済会の財務その他その運営に関して必要な事項は、総務省令で定める。

〔関係条文〕 施行規則旧一五の二(会計組織)・旧一五の三(給付経理の資産の構成割合)・旧一六の四(準用規定)、昭和四七年自治省令二附二(給付経理の資産の構成割合の特例)

(給付の種類)

第百五十八条 共済会の行なう給付は、退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金(以下「共済給付金」という。)とする。

(年金額の改定)

第百五十八条の二 共済会の行う年金である給付の額は、物価変動率を参酌し、地方議会議員であつた者が引き続きその退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたとしたならば受けることとなる議員報酬額(地方自治法第二百三条に規定する議員報酬の額をいう。)に係る共済会の定款で定める標準報酬月額を基礎として政令で定める額を基準として、政令で定めるところにより、速やかに改定の措置を講ずるものとする。

〔関係条文〕 本法平成二三年附則二一(年金額の改定)、施行法一〇五(互助年金等の額の改定)

〔関係法令〕 令和八年政令七八 三(年金額の改定)

(在職期間の合算)

第百五十九条 共済給付金の基礎となるべき在職期間の計算については、都道府県、市又は町村の議会の区分ごとに、地方議会議員が退職した後それぞれ

の議会の議員として再就職したときは、前後の在職期間は、合算するものとする。

2 市町村の廃置分合若しくは境界変更により町村が市となり若しくは市が町村となった場合又は町村を市とし若しくは市を町村とする処分があつた場合において、これらの場合における地方議会議員としての在職期間は、合算する。

3 前二項の規定により退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき在職期間の計算をするに当たっては、前に退職一時金の基礎となつた在職期間は、算入しない。

〔関係条文〕 施行法一〇一③(互助会の会員であつた者の取扱い)

(退職の取扱いに関する特例)

第百五十九条の二 地方議会議員が、次の各号の一に該当する場合には、前後の地方議会議員であつた在職期間は、引き続いたものとみなし、当該退職に係る共済給付金は、支給しない。

一 地方議会議員が、当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し（当該任期満了による選挙の期日の告示がなされた後当該任期の満了すべき日前に退職した場合を含む。）、当該任期満了による選挙において当選人となり当該地方公共団体の議会の議員となつたとき。

二 地方議会議員が、当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、当該議会の解散による一般選挙又は当該選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより行なわれる再選挙において当選人となり当該地方公共団体の議会の議員となつたとき。

三 市町村の議会の議員が、当該市町村の廃置分合により退職し、新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙において当選人となり当該新たに設置された市町村の議会の議員となつたとき。

四 市町村の議会の議員が、当該市町村の廃置分合又は境界変更の処分により退職し、当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行なわれる市町村の議

会の議員の増員選挙において当選人となり当該市町村の議会の議員となつたとき。

- 2 地方議会議員は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百五十一条の規定によりその者に係る当選が無効となつた場合には、その無効となつたときに退職したものとみなす。

〔運用方針〕 「引き続いたものとみなし」とは、退職により地方議会議員でない期間があつた場合においては、当該期間を除き、前後の期間が引き続いているものとみなして取り扱うことをいう。

〔関係条文〕 施行規則旧一六の六（地方議会議員の任期満了による退職の取扱い）

〔関係法令〕 地方自治法九一④（市町村議会の議員の定数）・九三（任期）・一二八（失職の時期）、公職選挙法三三（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）・三四（地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙等）・一一〇（衆議院比例代表選出議員、参議院比例代表選出議員若しくは地方公共団体の議会の議員の再選挙）・一一三（補欠選挙及び増員選挙）・一一七（設置選挙）・二〇二（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する異議の申出及び審査の申立て）・二〇三（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の効力に関する訴訟）・二〇九（当選の効力に関する争訟における選挙の無効の決定、裁決又は判決）・二五八（地方公共団体の議会の議員の任期の起算）

（併給の禁止）

第六十条 一の共済会が給する共済給付金については、退職年金と公務傷病年金とは併給しないものとし、退職年金、公務傷病年金又は遺族年金を給すべきこととなる者には退職一時金又は遺族一時金は給しないものとする。ただし、公務傷病年金を受ける者が再就職し、重度障害が回復した後退職し、又は死亡した場合においては、定款で定めるところにより、公務傷病年金と共済給付金との調整を行なうものとする。

（退職年金）

第六十一条 退職年金は、地方議会議員が在職十二年以上で退職したときに、その者に給するものとする。

2 退職年金の年額は、在職期間十二年以上十三年未満につき、平均標準報酬年額（退職の日の属する月以前の地方議会議員であつた期間十二年間における掛金の標準となつた標準報酬月額（第百六十六条に規定する標準報酬月額をいう。第百六十二条第二項において同じ。）の総額を十二で除して得た額をいう。以下この条において同じ。）の百五十分の三十五に相当する金額とし、十二年以上一年を増すごとに、その一年につき、平均標準報酬年額の百五十分の〇.七に相当する金額を加算した金額とする。

〔関係条文〕、平成一四年法律三七附四①（経過措置）、平成一八年法律六三附二①・三①・四・五・七①・八（経過措置）

〔注〕平成23年5月31日に制度が廃止になったことにより、平成15年4月1日以降の退職年金決定者については、全員の平成14年4月以後の議員期間が12年に満たないこととなるため、平成14年法律第37号附則第三条により読み替えられた改正後の第百六十一条第二項により、平均標準報酬年額が744万円となる。なお、平成15年3月31日以前の退職年金決定者は、改正前の法が適用となるため、退職前一年間の標準報酬年額で算定されている。

〔参考〕平成一四年法律第三七号（平成一五年四月一日施行）附則第三条による読み替え
第百六十一条 1（略）

2 退職年金の年額は、在職期間十二年以上十三年未満につき、平均標準報酬年額（退職の日の属する月以前の地方議会議員であつた期間（平成十四年四月以後の期間に限る。）における掛金の標準となつた標準報酬月額（第百六十六条に規定する標準報酬月額をいう。第百六十二条第二項において同じ。）の総額を平成十四年四月以後の地方議会議員であつた期間の月数で除して得た額に十二を乗じて得た額をいう。以下この条において同じ。）の百五十分の三十五に相当する金額とし、十二年以上一年を増すごとに、その一年につき、平均標準報酬年額の百五十分の〇.七に相当する金額を加算した金額とする。

3・4（略）

〔参考〕平成一四年法律第三七号（平成一五年四月一日施行）による改正前条文
第百六十一条 1（略）

2 退職年金の年額は、在職期間十二年以上十三年未満につき、標準報酬年額(退職の日の属する月以前の地方議会議員であつた期間一年間における掛金の標準となつた標準報酬月額(第百六十六条に規定する標準報酬月額をいう。第百六十二条第二項において同じ。))の百五十分の五十に相当する金額とし、十二年以上一年を増すごとに、その一年につき、標準報酬年額の百五十分の一に相当する金額を加算した金額とする。

3・4 (略)

3 在職期間三十年を超える者に給する退職年金の年額は、在職期間三十年として計算する。

〔参考〕平成一八年法律第六三号(平成一九年四月一日施行)による改正前条文

第百六十一条 1・2 (略)

3 在職期間五十年を超える者に給する退職年金の年額は、在職期間五十年として計算する。

4 (略)

4 退職一時金の支給を受けた者でその後再び地方議会議員となつたものに退職年金を給する場合には、退職年金の年額は、前二項及び次条の規定により算定した金額から当該退職一時金の基礎となつた在職期間の年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)一年につき平均標準報酬年額の百分の〇・九八に相当する金額を控除した金額とする。

〔関係条文〕昭和四〇年法律一〇三附七④(経過措置)

〔関係法令〕市町村の合併の特例等に関する法律一〇

〔運用方針〕第百六十一条関係 第四項

「退職一時金の支給を受けた」場合には、退職一時金の受給資格期間に達しなかつたためその受給権が発生しなかつた場合を含まないが、退職一時金の受給権が発生し、まだその支払を受けていない場合及びその請求権が時効により消滅した場合を含む(法律第百六十二条第二項において同じ。)

(重複期間を有する場合の退職年金)

第百六十一条の二 在職期間のうち政令で定める年金制度の適用を受ける期間
(政令で定める期間に限る。以下この条において「重複期間」という。)を
有する地方議会議員に係る退職年金の年額は、前条第二項の規定にかかわら
ず、同項の規定により算定した退職年金の年額から、その額に重複期間を在
職期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の四十に相当する金額を控
除した金額とする。

2 重複期間に一年未満の端数がある場合の調整措置その他重複期間の調整に
関し必要な事項は、政令で定める。

〔関係条文〕 施行令旧六九(重複期間の取扱い)、平成一四年法律三七附五(経過措置)
(退職一時金)

第百六十一条の三 退職一時金は、地方議会議員が在職三年以上十二年未満で
退職したときに、その者に給するものとする。

2 退職一時金の額は、その者の在職期間に係る掛金の総額に相当する金額
に、次の各号に掲げる者の区分による当該各号に定める割合を乗じて得た金
額とする。

- | | | |
|---|-------------------|--------|
| 一 | 在職期間が三年以上四年以下の者 | 百分の四十九 |
| 二 | 在職期間が四年を超え八年以下の者 | 百分の五十六 |
| 三 | 在職期間が八年を超え十二年未満の者 | 百分の六十三 |

〔運用方針〕

第二項

「掛金の総額」とは、就職した日の属する月から退職又は死亡した日の属する月まで
の分として共济会に納められた掛金の合算額をいう。

〔関係条文〕 平成一四年法律三七附四②(経過措置)、平成一八年法律六三附二②・三
①・七②(経過措置)

(公務傷病年金)

第百六十二条 公務傷病年金は、地方議会議員が、当該共济会を組織する地方
議会議員である間における公務に基づく傷病により重度障害の状態となり退
職したときに、その者に給するものとする。退職後三年以内に、当該共济会

を組織する地方議会議員であつた間における公務に基づく傷病により重度障害の状態となつたときも、同様とする。

- 2 公務傷病年金の年額は、在職期間十二年未満の者にあつては当該在職期間における掛金の標準となつた標準報酬月額を当該在職期間の月数で除して得た額に十二を乗じて得た額を第百六十条第二項の平均標準報酬年額とみなして同項の規定により算定した退職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額（退職一時金の支給を受けた者で前項の規定により公務傷病年金を受けることとなつたものについては、同条第四項の規定により控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。第百六十三条第二項第三号及び第四号において同じ。）に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が第百六十一条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ当該重度障害の程度に応じた金額を加算した金額とする。
- 3 前項の重度障害の程度は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の定めるところによるものとし、同項の加算額は、同法別表第二号表の定める金額によるものとする。
- 4 公務に基づく傷病により重度障害の状態となつた場合において、その者に重大な過失があつたときは、前三項の規定による公務傷病年金は、給しない。
- 5 公務傷病年金の決定をするに当たつて、将来重度障害が回復し、又はその程度が低下することがあるべきことが認められるときは、五年間公務傷病年金を給する。
- 6 前項の期間満了の六月前までに傷病が回復しない者は、定款で定めるところにより、再審査を請求することができる。再審査の結果公務傷病年金を給すべきものであるときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

〔運用方針〕

第二項

法第百六十一条の二の規定に該当する地方議会議員であつた者については、「退職年金の年額」又は「当該退職年金の年額」とは、第百六十一条の二の規定の適用された後

の退職年金の年額とする。法第百六十三条第一項の遺族年金を受ける者の当該遺族年金の年額の計算についても、同様とする。

〔関係条文〕 昭和四〇年法律一〇三附七④（経過措置）、平成一八年法律六三附二③、三②（経過措置）

〔関係法令〕 恩給法四六（増加恩給）五〇（有期の増加恩給）

（公務傷病年金と傷病補償年金等との調整）

第百六十二条の二 公務傷病年金は、地方公務員災害補償法第六十九条の規定に基づく条例で定めるところにより同法の規定による傷病補償年金又は障害補償年金に相当する補償（以下この条において「傷病補償年金等」という。）が行われることとなったときは、当該補償が行われる間、当該公務傷病年金の額のうち前条第二項の規定により加算された金額に相当する金額（当該金額が傷病補償年金等の額を超えるときは、傷病補償年金等の額に相当する金額）の支給を停止する。

（遺族年金）

第百六十三条 遺族年金は、地方議会議員が死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに退職年金又は公務傷病年金を給すべきときに、その者の遺族に給するものとする。退職年金又は公務傷病年金を受ける者が死亡したときも同様とする。

2 前項の遺族年金の年額は、これを受ける者の人員にかかわらず、次の各号に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。

- 一 地方議会議員が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合（第三号に規定する場合を除く。）においては、これに給すべき退職年金の年額
- 二 退職年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合（前号に規定する場合を除く。）においては、当該退職年金の年額
- 三 公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつては第百六十一条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場

合における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百二十八を乗じて得た金額

- 四 地方議会議員又は退職年金若しくは公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病により死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつては第百六十一条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百七十を乗じて得た金額

〔関係条文〕 平成一八年法律六三附二④、三③（経過措置）

（公務による遺族年金と遺族補償年金との調整）

第百六十三条の二 前条第二項第四号の規定による遺族年金は、地方公務員災害補償法第六十九条の規定に基づく条例で定めるところにより同法の規定による遺族補償年金に相当する補償が行なわれることとなつたときは、当該補償が行なわれる間、当該遺族年金の額のうち、その百七十分の七十に相当する金額の支給を停止する。

（遺族一時金）

第百六十三条の三 遺族一時金は、地方議会議員が死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに退職一時金を給すべきときに、その者の遺族に給するものとする。

- 2 前項の遺族一時金の額は、これを受ける者の人員にかかわらず、同項の退職一時金の額に相当する金額とする。

〔関係条文〕 平成一八年法律六三附二⑤（経過措置）

（退職年金等の停止）

第百六十四条 退職年金は、これを受ける者が六十五歳に達する月まで、その支給を停止する。

- 2 退職年金を受ける者が恩給法別表第一号表ノ二に掲げる程度の重度障害の状態にあるときは、その者が六十五歳未満であつても、その状態にある間、前項の規定による停止は、行わない。

- 3 退職年金及び公務傷病年金は、これを受ける者が第百五十九条第一項に規定する再就職をしたときは、再就職の月の翌月から退職の月まで、その支給を停止する。ただし、実在職期間が一月未満であるときは、この限りでない。

〔運用方針〕

第三項

- 一 一の共済会の退職年金又は公務傷病年金を受ける者が地方議会議員として再就職し、他の共済会の会員となった場合は、当該退職年金又は公務傷病年金の支給は停止されない。
- 二 「第百五十九条第一項に規定する再就職」には、法百五十九条第二項に規定する場合に係る再就職を含む。

〔関係条文〕 平成七年法律五二附五（経過措置）

- 第百六十四条の二 退職年金は、その年額が平均的な退職年金の給付の状況、掛金及び特別掛金の負担の状況その他の状況を勘案して政令で定める金額（以下この条において「支給停止基準額」という。）以上の場合であつて、これを受ける者の前年における所得金額（退職年金並びに地方自治法第二百三条に規定する議員報酬（以下「議員報酬」という。）、費用弁償及び期末手当並びに同法第二百三条の二に規定する報酬及び費用弁償に係る所得のうち当該退職年金の基礎となつた在職期間に係るものの金額を除く。以下この項において同じ。）が五百万円を超えるときは、当該退職年金の年額とその者の前年における所得金額との合計額から支給停止基準額と五百万円との合計額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。
- 2 前項の場合における退職年金の支給額が支給停止基準額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、当該支給停止基準額を退職年金の支給額とする。
- 3 第一項に規定する所得金額の計算については、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例による。

- 4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による退職年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

〔関係条文〕 施行令六九の二（退職年金の支給停止基準額等）、平成一八年法律六三附二

①（経過措置）

〔関係法令〕 旧国会議員互助年金法一五の二（高額所得による互助年金の停止）

（給付の制限）

第百六十四条の三 地方議会議員若しくは地方議会議員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合又は地方議会議員が除名された場合には、政令で定めるところにより、その者には、その地方議会議員であつた在職期間に係る共済給付金の全部又は一部の支給を行なわないことができる。

- 2 遺族給付を受ける権利を有する者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、政令で定めるところにより、その者には、遺族給付の一部を行なわないことができる。

- 3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその地方議会議員であつた在職期間に係る年金である共済給付金は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

〔関係条文〕 施行令七〇（給付の制限）

〔関係法令〕 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律四四三①（人の資格に関する経過措置）、刑法一二（拘禁刑）

（退職年金等の改定）

第百六十五条 第百五十九条第一項に規定する再就職その他の事由による退職年金及び公務傷病年金の改定については、定款で定める。

〔関係条文〕 本法一五九②（在職期間の合算）

（掛金及び特別掛金）

第百六十六条 地方議会議員は、定款で定めるところにより、共済給付金の給付に要する費用に充てるため、共済会に、掛金及び特別掛金を納めなければならない。

- 2 前項の掛金の額は、地方議会議員の議員報酬の額（一の地方公共団体の議会の議員については、その議員報酬の額が職により異なるときは、その最も

低い額をもつて当該地方公共団体の議会の議員の議員報酬の額とする。)に基づき定款で定める標準報酬月額に定款で定める率を乗じて得た金額とする。

- 3 第一項の特別掛金の額は、地方議会議員の期末手当（地方自治法第二百三条第三項に規定する期末手当をいう。以下この条において同じ。）の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に定款で定める率を乗じて得た金額とする。
- 4 前二項に規定する定款で定める率は、都道府県議会議員共済会にあっては都道府県議会議員共済会を組織する地方議会議員を単位として、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会にあっては市議会議員共済会及び町村議会議員共済会を組織するすべての地方議会議員を単位として算定するものとする。
- 5 第二項に規定する掛金の額及び第三項に規定する特別掛金の額については、共済会の給付の実績及び将来の給付に要する費用の予想額に照らし、将来にわたって財政の均衡を保つことができるよう、少なくとも四年ごとに再計算を行うものとする。
- 6 地方議会議員の議員報酬の支給機関は、議員報酬を支給する際地方議会議員の議員報酬から第二項に規定する掛金に相当する金額を控除して、これを地方議会議員に代わって共済会に払い込まなければならない。
- 7 前項の規定は、特別掛金について準用する。この場合において、同項中「議員報酬」とあるのは「期末手当」と、「第二項に規定する掛金」とあるのは「第三項に規定する特別掛金」と読み替えるものとする。

〔関係条文〕 本法附三五（互助会に係る掛金の経過措置）、昭和四〇年法律一〇三附七⑤（掛金の経過措置）

（地方公共団体の負担金）

第百六十七条 共済給付金の給付に要する費用は、前条第一項に規定する掛金及び特別掛金を充てるほか、地方公共団体が負担する。

- 2 前項の規定により地方公共団体が毎年度において負担すべき金額は、共済会の収支の状況を勘案して、総務省令で定める。

- 3 共済会の事務に要する費用は、地方公共団体が負担する。
- 4 前項の規定により地方公共団体が負担すべき金額は、毎年度、地方公共団体の予算をもつて定める。

(財政調整)

第百六十七条の二 市議会議員共済会及び町村議会議員共済会は、市議会議員共済会の給付に要する費用の負担の水準と町村議会議員共済会の給付に要する費用の負担の水準の均衡を図るため、政令で定めるところにより、市議会議員共済会にあつては町村議会議員共済会に対して、町村議会議員共済会にあつては市議会議員共済会に対して、それぞれ拠出金の拠出を行うものとする。

(給付を受ける権利の保護)

第百六十七条の三 共済給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金である共済給付金を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合及び退職年金又は退職一時金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

(非課税)

第百六十八条 公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

(時効)

第百六十九条 共済給付金を受ける権利は、それを受けるべき事由が生じた日から七年間請求しなかつたときは、時効によって消滅する。

- 2 前項の時効は、第百六十四条第一項の規定により退職年金の支給を停止される者の当該退職年金については、その者が六十五歳に達する日の属する月の末日までの間は、進行しない。
- 3 退職年金又は公務傷病年金を受ける権利を有する者が退職後二箇月以内に第百五十九条第一項に規定する再就職をしたときは、第一項の時効は、再就職に係る職を退職した日から進行する。ただし、退職年金を受ける権利を有

する者が再就職に係る職を退職した日において六十五歳未満であるときは、その時効については、前項の規定を適用する。

〔運用方針〕

第一項

- 一 「共済給付金を受ける権利」とは、年金である共済給付金については当該年金である共済給付金の基本権をいうものであり、支給期月ごとに生じる支分権の消滅時効は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百六十九条の規定（定期給付債権の短期消滅時効五年）が適用される。
- 二 年金である共済給付金を受ける権利の消滅時効期間は、基本権については、法律上決定の請求することができることとなつた翌日を、支分権については、支給すべき期月の翌月の初日をそれぞれ起算日として計算されるが、年金の決定がなされた後の基本権は、時効により消滅しないものとして取り扱う。
- 三 公務傷病年金受給者の退職年金受給権に関する時効の進行については、当該公務傷病年金の受給権の消滅の日まで進行しないものとして取り扱う。
- 四 時効期間が満了した場合には、共済金は時効の利益を放棄しないものとする。ただし、特別の事情がある場合において、共済会の会長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。
- 五 支分権については、四のただし書の規定を適用しない。
- 六 共済会は、四のただし書の規定を適用するに当たつて、給付の請求をしようとする者に対し、給付の請求をしなかつた理由を記載した書面の提出を求めるものとする。
- 七 掛金を徴収し、又はその還付を受ける権利の時効については、民法の規定が適用される。

〔関係条文〕 平成七年法律五二附五（経過措置）

〔関係法令〕 民法一四七～一五四（時効の中断事由等）・一六六（債権・財産権の消滅時効）、平成二九年法律四四附一〇④（時効に関する経過措置）

（監督）

第百七十条 共済会の業務の執行は、総務大臣が監督する。

- 2 共済会は、総務省令で定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての報告書を総務大臣に提出しなければならない。

3 総務大臣は、必要があると認めるときは、当該職員に共済会の業務及び財産の状況を監査させるものとする。

4 総務大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、共済会に対してその業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

〔関係条文〕 本法一七二・一七三（罰則）、施行規則一六（事業報告書）・一六の五（準用規定）

（地方公共団体の報告等）

第七十条の二 地方公共団体は、政令で定めるところにより、地方議会議員の異動、議員報酬等に関し、共済会に報告し、又は文書を提示し、その他共済会の業務の執行に必要な事務を行なうものとする。

〔関係条文〕 施行令七二（共済会に係る地方公共団体の報告等）、施行規則一六の三（地方公共団体の報告等）

（資料の提供）

第七十条の三 共済会は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、地方議会議員が有する第六十一条の二第一項に規定する政令で定める年金制度の適用を受ける期間につき、当該政令で定める年金制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

（総務省令への委任）

第七十一条 この章に定めるもののほか、この章の規定の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

〔関係条文〕 施行規則一七（市町村の廃置分合等に伴う共済会の権利義務の承継）

（罰則）

第七十二条 第七十条第二項又は第三項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした共済会の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第百五十二条第二項又は第百五十六条の五の規定により総務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 第百五十三条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第百五十七条の規定による総務省令に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 四 第百七十条第四項の規定による総務大臣の命令に違反したとき。

附 則（抄）

（共済会の設立）

第十条 旧地方議会議員互助年金法第二条の規定により組織された都道府県議会議員互助会、市議会議員互助会又は町村議会議員互助会（以下「互助会」という。）は、施行日において、それぞれ第百五十一条の規定により設けられた都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会となり、同一性をもつて存続するものとする。

- 2 互助会の会長は、施行日の前日までに互助会の代議員会の議決を経て、第百五十二条の規定の例により共済会の定款を定め、当該定款について自治大臣の認可を受けなければならない。
- 3 互助会の役員は、施行日において、それぞれ共済会の役員となるものとする。

（互助会に係る掛金に関する経過措置）

第三十五条 互助会の会員であつた期間を有する共済会を組織する地方議会議員で当該互助会の会員であつた期間に係る互助会の掛金の全部又は一部を互助会に納めていないものは、当該未納金に相当する金額に利息を付して、施行日（同日後共済会を組織する地方議会議員となつた者にあつては、そのなつた日。次項において同じ。）から三月以内に一時に又は分割して共済会に払い込まなければならない。

2 昭和三十六年七月一日から施行日の前日までの間における地方議会議員としての在職期間（互助会の会員であつた期間を除く。）を有する共済会を組織する地方議会議員は、当該在職期間を互助会の会員であつたものとみなして旧地方議会議員互助年金法第十二条の規定を適用して算定した互助会の掛金に相当する金額を、施行日から三月以内に一時に又は分割して共済会に払い込まなければならない。

3 第一項に規定する利息の計算については、政令で定める。

〔関係条文〕 施行法一〇一②（第二項の払込をしない者の取扱い）、施行令附三八（互助会の未納掛金の利息計算）・附七五（第一項の未納掛金の払込をしない者の取扱い）

附 則

（平成一四年五月一〇日法律第三七号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

（平均標準報酬年額の算定に関する経過措置）

第三条 平成十四年四月以後の地方議会議員であつた期間が十二年に満たない場合における新共済法第百六十一条第二項及び第百六十二条第二項の規定の適用については、新共済法第百六十一条第二項中「十二年間」とあるのは「（平成十四年四月以後の期間に限る。）」と、「十二で除して」とあるのは「平成十四年四月以後の地方議会議員であつた期間の月数で除して得た額に十二を乗じて」と、新共済法第百六十二条第二項中「当該在職期間」とあるのは「平成十四年四月以後の地方議会議員であつた期間」とする。

地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（抄）

（昭和三十七年法律第百五十三号）

（注）この法律は、地方公務員等共済組合法の長期給付及び共済年金に関する規定の施行に伴う経過措置等につき定められたものであるが、ここでは、このうち地方議会議員の年金制度に関係のある条文のみを抜すいたした。

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の長期給付及び年金である共済給付金に関する規定の施行に伴う経過措置等に関して必要な事項を定めるものとする。

〔関係条文〕 本法附四〇（長期給付等に関する経過措置）

第十三章 互助会の会員であつた者に関する経過措置等

（定義）

第百条 この章において「新法」とは、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十二号。以下この章において「三十九年改正法」という。）による改正後の地方公務員等共済組合法をいい、「施行日」とは、新法附則第一条本文に規定する施行日をいい、「旧互助年金法」とは、三十九年改正法による改正前の地方公務員共済組合法による廃止前の地方議会議員互助年金法（昭和三十六年法律第百二十号）をいい、「互助会」とは、旧互助年金法第二条第二項に規定する地方議会議員互助会をいい、「共済会」とは、新法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会をいう。

（互助会の会員であつた者の取扱い）

第百一条 互助会の会員であつた共済会の会員は、それぞれ都道府県議会議員互助会、市議会議員互助会又は町村議会議員互助会の会員であつた間、都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の会員であ

つたものと、その者のこれらの互助会の会員であつた期間はこれらの当該共済会の会員である期間と、旧互助年金法の規定（互助会が支給する年金に係る部分に限る。）はこれに相当する新法の規定と、互助会が支給する年金はこれに相当する年金である共済給付金と、それぞれみなす。

- 2 施行日の前日までの間における地方公共団体の議会の議員（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）としての在職期間（昭和二十二年四月三十日以降の当該在職期間に限る。）で互助会の会員でなかつた期間については、都道府県の議会の議員としての在職期間は都道府県議会議員互助会の会員であつた期間と、市の議会の議員としての在職期間は市議会議員互助会の会員であつた期間と、町村の議会の議員としての在職期間は町村議会議員互助会の会員であつた期間とみなして、前項の規定を適用する。ただし、新法附則第三十五条第二項の規定により共済会に払い込まなければならない金額を払い込まなかつた者の昭和三十六年七月一日以降の当該期間については、この限りでない。

- 3 施行日以前において、市町村の廃置分合若しくは境界変更により町村が市となり若しくは市が町村となつた場合又は町村を市とし若しくは市を町村とする処分があつた場合の年金である共済給付金の基礎となるべき施行日前の地方議会議員の在職期間と施行日以後の地方議会議員の在職期間との合算については、新法第一百五十九条第二項の規定の例による。

〔関係条文〕 施行令附七五（互助会の会員であつた者に関する経過措置等）

（年金である共済給付金からの控除）

第百二条 昭和二十二年四月三十日から昭和三十六年六月三十日までの間における地方議会議員としての在職期間を有する共済会の会員又はその遺族に年金である共済給付金を支給するときは、当該在職期間につき旧互助年金法附則第三項の規定により減額すべきこととされている額（前条第二項の政令で定める者としての在職期間に係るこれに相当する額を含む。）を、同項及びこれに基づく互助会の規約の規定の例により控除するものとする。

〔関係条文〕 旧施行令附七五の二（沖縄の立法院議員であつた者の取扱い）

（旧互助年金法の規定による互助年金の取扱い）

第百三条 施行日前に給付事由が生じた旧互助年金法の規定による互助年金については、なお従前の例により、共済会が支給する。

(沖縄の立法院議員であつた者等の取扱い)

第百四条 沖縄の共済法の規定に基づく市町村議会議員共済会（以下この条において「沖縄の共済会」という。）の会員であつた者に係る特別措置法の施行の日前に給付事由が生じた沖縄の共済法の規定による共済給付金については、なお従前の例により市議会議員共済会又は町村議会議員共済会が支給する。

- 2 沖縄の立法院議員又は沖縄の共済会の会員であつた共済会の会員に対し新法の共済給付金に関する規定を適用する場合においては、沖縄の立法院議員であつた期間として政令で定める期間は都道府県議会議員共済会の会員であつた期間と、沖縄の共済会の会員であつた期間（当該期間に算入され、又は当該期間とみなされる期間を含む。）は市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の会員であつた期間とみなす。
- 3 前二項に定めるもののほか、沖縄の立法院議員又は沖縄の共済会の会員であつた者で共済会の会員になつたものの共済給付金の額の算定に関して必要な事項その他新法の適用に関して必要な経過措置は、政令で定める。
- 4 沖縄の市町村の議会の議員であつた者で昭和三十七年十二月一日から昭和四十五年六月三十日までの間に任期満了若しくは解散その他政令で定める理由により退職したもの又はその遺族（沖縄の共済法の規定による遺族をいう。次項において同じ。）について沖縄の共済法の適用があるものとしたならば沖縄の共済法の規定により年金たる共済給付金を支給すべきこととなるときは、当該年金たる共済給付金については、沖縄の共済法の規定の例により、これらの者に対し、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会がこれを支給する。
- 5 前項の規定は、沖縄の共済会の会員であつた者又はその遺族については、適用しない。
- 6 第四項に規定する年金たる共済給付金の額の算定方法その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

〔関係条文〕 施行令附七二の二③・旧施行令附七五の二、旧施行規則五の一四・五の一五
〔運用方針〕 本条関係（第四項・旧施行令附則第七五条の二第四項及び旧施行規則第五条の一五）

（互助年金等の額の改定）

第百五条 共済会の行う年金である給付の額の改定に関する法令の制定又は改正が行われた場合においては、第百三条及び前条第一項又は第四項の規定により共済会が支給すべき互助年金及び共済給付金の額を改定するものとし、その改定については、この法律に別段の定めをするものを除き、当該法令の改正規定の例による。

附 則（抄）

- 1 この法律は、昭和三十七年十二月一日から施行する。

附 則

（昭和四十年六月一日法律第百三号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 （略）

二 第一条中地方公務員等共済組合法第百五十二条、第百五十八条、第百五十九条、第百六十条、第百六十一条、第百六十二条、第百六十六条から第百六十九条まで及び附則第四十条の改正規定並びに同法第百五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第百六十一条の次に一条を加える改正規定及び同法第百六十三条の次に一条を加える改正規定

第二条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第一条、第百四十一条及び第百四十二条の改正規定

附則第七条の規定

昭和四十年六月一日

附 則

(昭和四十六年十二月三十一日法律第百三十号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則

(昭和六十年十二月二十七日法律第百八号) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則

(平成元年十二月二十八日法律第九十六号) (抄)

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(後略)

2 (略)

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

地方公務員等共済組合法施行令（抄）

（昭和三十七年政令第三百五十二号）

内閣は、地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、この政令を制定する。

附 則（抄）

（沖縄の組合員期間を有する者に係る長期給付に関する経過措置）

第七十二条の二 （略）

- 3 施行法第七十九条第一号に規定する政令で定める期間は、沖縄の共済会の特殊組合員としての期間のうち沖縄の立法院議員（群島議会議員を含む。）であつた期間以外の期間とする。

附 則

（平成元年十二月二十八日政令第三百五十四号）（抄）

（施行期日等）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（略）

（地方議会議員共済会の年金の額の改定）

第五条 地方議会議員（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第十二号。

以下「法」という。）第百五十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に係る法第十一章の規定による退職年金、公務傷病年金及び遺族年金のうち昭和六十三年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この項において同じ。）に係る年金については、平成元年四月分以後、その額を、その者が引き続き昭和六十三年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共 団体が廃置分合により消滅した場合にあっては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受け

ることとなる地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の法第百六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この項において「報酬額」という。）に係る標準報酬月額（同日において適用されていた法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が、その者の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額（当該地方公共団体が同日後に廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の報酬額とし、その額が昭和三十七年十二月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る標準報酬月額（その額が、同項第一号に規定する都道府県議会議員共済会、同項第二号に規定する市議会議員共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下この項において「施行法」という。）第百四条第二項の規定の適用を受ける者にあっては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として自治省令で定める額とする。）に四・二を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。）に十二を乗じて得た額を法第百六十一条第二項に規定する標準報酬年額（法第百六十二条第二項の規定により当該標準報酬年額とみなされる額を含む。）とみなし、法第十一章又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

- 2 前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

〔関係条文〕 旧施行規則五の一八（沖縄の立法院議員であった者等の標準報酬月額）

附 則

（平成十五年一月二十九日政令第十七号）（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

(略)

(地方議会議員の退職年金に関する経過措置)

第十三条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第五条の規定を適用する場合において、同条第一号に規定する施行日前の重複期間に一年未満の端数があるときは、当該期間と同条第二号に規定する施行日後の重複期間とを合算した期間（当該合算した期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた期間）から同号に規定する施行日後の重複期間（当該期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた期間）を除いた期間をもって同条第一号に規定する施行日前の重複期間とし、同条第二号に規定する施行日後の重複期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた期間をもって同号に規定する施行日後の重複期間とする。

附 則

(平成十八年十二月八日政令第三百七十五号) (抄)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第七十一条の改正規定及び同条の次に二条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(退職年金等に関する経過措置)

第二条 この政令による改正後の地方公務員等共済組合法施行令（次項において「新令」という。）第六十九条第三項及び第四項並びに次条の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じる退職年金について適用する。

2 新令附則第七十五条第三項及び第四項の規定は、施行日以後に給付事由が生じる年金である共済給付金（地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）第百五十八条に規定する共済給付金をいう。）について適用する。

(重複期間に関する読替え)

第三条 在職期間（三十年を超える場合に限る。）のうち重複期間でない期間が

三十年を下回る地方議会議員の退職年金の額についての地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号。附則第六条第二項及び第三項において「平成十四年改正法」という。）附則第五条の規定の適用については、同条第一号中「施行日前の重複期間」とあるのは「在職期間のうち重複期間でない期間を三十年から控除した期間（次号において「みなし重複期間」という。）に重複期間に対する施行日前の重複期間の割合を乗じて得た期間」と、「在職期間」とあるのは「三十年」と、同条第二号中「施行日以後の重複期間」とあるのは「みなし重複期間に重複期間 に対する施行日以後の重複期間の割合を乗じて得た期間」と、「在職期間」とあるのは「三十年」とする。

- 2 前項の場合における附則第十四条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十七号）附則第十三条の規定の適用については、同条中「附則第五条」とあるのは「附則第五条（地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百七十五号）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用 する場合を含む。）」と、「、同条第一号」とあるのは「、同法附則第五条第一号」とする。

（略）

（退職一時金に関する経過措置の特例）

第五条 施行日前に給付事由が生じた退職一時金を受けた者に対する地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十三号。次条において「平成十八年改正法」という。）附則第三条第一項の規定の適用については、同項中「地方議会議員であった期間」とあるのは、「地方議会議員であった期間（退職一時金にあっては、施行日前に給付事由が生じた 退職一時金の基礎となった期間を除く。）」とする。

（政令で定める退職年金の最低保障額）

第六条 平成十八年改正法附則第八条に規定する政令で定める額は、次の表の上欄に掲げる退職年金及び同表の中欄に掲げる地方議会議員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

一 平成十五年四月一日	都道府県の議会の議員	百六十万円
-------------	------------	-------

前に給付事由が生じた退職年金	市（特別区を含む。）の 議会の議員	六十万円
	町村の議会の議員	四十万円
二 平成十五年四月一日 以後施行日前に給付事 由が生じた退職年金	都道府県の議会の議員	百四十四万円
	市（特別区を含む。）の 議会の議員	五十四万円
	町村の議会の議員	三十六万円

- 2 平成十五年四月一日前に給付事由が生じた退職年金のうち平成十九年四月分以後の月分の退職年金について平成十四年改正法による改正前の法第六十一条の規定を適用して算定した退職年金の額が、前項の表の一の項の中欄に掲げる地方議会議員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を下回る場合には、平成十八年改正法附則第八条に規定する政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該退職年金の額とする。
- 3 平成十五年四月一日以後施行日前に給付事由が生じた退職年金のうち平成十九年四月分以後の月分の退職年金について平成十八年改正法による改正前の法第六十一条の規定を適用して算定した退職年金の額が、第一項の表の二の項の中欄に掲げる地方議会議員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を下回る場合には、平成十八年改正法附則第八条に規定する政令で定める額は、第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該退職年金の額とする。

附 則

（平成二十年八月二十日政令第二百五十四号）（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律〔平成二十年六月法律第六十九号〕（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十年九月一日）から施行する。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 改正法の施行の日から平成二十年十二月三十一日までの間における改

正法附則第二条第一項の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（昭和三十一年法律第百五十二号。次項において「新地共済法」という。）第百六十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「地方自治法第二百三条に規定する議員報酬（以下「議員報酬」という。）、費用弁償及び期末手当並びに同法第二百三条の二に規定する報酬及び費用弁償」とあるのは、「地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）による改正前の地方自治法第二百三条に規定する報酬、費用弁償及び期末手当」とする。

- 2 平成二十一年における新地共済法第百六十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「費用弁償に」とあるのは、「費用弁償並びに地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）による改正前の地方自治法第二百三条に規定する報酬、費用弁償及び期末手当に」とする。

附 則

（平成二十三年五月二十七日法律第百五十一号）（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十三年六月一日から施行する。ただし、次条の規定は、同年九月一日から施行する。

（高額所得による旧退職年金等の支給停止における期間の区分）

第二条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第四条第二項の規定による旧退職年金（改正法附則第二条に規定する旧退職年金をいう。以下同じ。）の支給の停止は、各年の六月（平成二十三年にあつては、九月）から翌年五月までの期間分の旧退職年金について行う。ただし、平成二十三年一月一日から同年五月三十一日までの間に旧退職年金を受けるべき事由が生じた場合における同年九月から平成二十四年五月までの期間分については、この限りでない。

- 2 改正法附則第十二条第二項の規定によりその例によることとされる改正法附則第四条第二項の規定による特例退職年金（改正法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金をいう。以下同じ。）の支給の停止は、各年の六月から翌年五月までの期間分の特例退職年金について行う。ただし、特例退職年金を

受けるべき事由が生じた月の翌月から当該事由が生じた月の属する年の翌年五月までの期間分については、この限りでない。

（令和八年度における年金額の改定）

第二条の二 地方議会議員（地方公共団体の議会の議員をいう。以下この項において同じ。）であった者に係る令和八年四月分以後の月分の旧退職年金、改正法附則第八条に規定する旧公務傷病年金（第三項及び第四項において「旧公務傷病年金」という。）及び改正法附則第九条に規定する旧遺族年金（第三項及び第四項において「旧遺族年金」という。）並びに特例退職年金、改正法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金（第三項において「特例公務傷病年金」という。）及び改正法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金（第三項において「特例遺族年金」という。）のうち令和七年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。）に係る年金の額については、その者が引き続き同年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあっては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同月分として受けることとなる改正法附則第二十一条に規定する議員報酬額（次項において「議員報酬額」という。）に係る標準報酬月額に十二を乗じて得た額を改正法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「旧法」という。）第百六十一条第二項に規定する平均標準報酬年額（旧法第百六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬年額とみなされる額を含む。）とみなし、旧法第十一章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。次項において「施行法」という。）第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

- 2 前項の標準報酬月額は、令和七年六月一日において適用されていた改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額とし、当該標準報酬月額が、前項に規定する者の同項に規定する退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十六条第二

項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この項において「報酬額」といい、当該地方公共団体が同日後における廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の議員報酬額又は報酬額とし、その額が同月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る存続共済会の定款で定める標準報酬月額（その額が、改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される旧法第一百五十一条第一項第一号に規定する都道府県議会議員存続共済会、同項第二号に規定する市議会議員存続共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員存続共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、施行法第百四条第二項の規定の適用を受ける者にあっては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として総務省令で定める額とする。）に五・二一四を乗じて得た額を超えるときは、その額とする。

- 3 前二項の規定により、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び令和七年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第七十八号）第一条の規定による改正前の前二項の規定により改定された旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金の額（同条の規定による改正前のこの項の規定の適用を受けたものに限る。）又は特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金のうち令和六年六月一日以後の退職に係る年金の額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもって改定年金額とする。
- 4 改正法附則第二条、第八条又は第九条の規定によりなお従前の例によることとされる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金に係る第一項の規定の適用について

は、同項中「改正法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「旧法」という。）第百六十一条第二項に規定する平均標準報酬年額（旧法第百六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬年額」とあるのは「改正法附則第二条、第八条又は第九条の規定によりなお従前の例によることとされる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「改正前の共済法」という。）第百六十一条第二項に規定する標準報酬年額（改正前の共済法第百六十二条第二項の規定により当該標準報酬年額」と、「旧法第十一章」とあるのは「改正前の共済法第十一章」とする。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（以下この条において「旧令」という。）第七十一条の二から第七十二条まで及び附則第三十九条の規定は、改正法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条の二、第百七十条の二及び附則第三十六条の規定を適用する場合について、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧令の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十一条の二第一項各号列記以外の部分	市議会議員共済会	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同法による改正前の法第百五十一条第一項第二号に規定する市議会議員存続共済会（以下「市議会議
---------------------	----------	--

		員存続共済会」という。)
	町村議会議員共済会	同項第三号に規定する町村議会議員存続共済会（以下「町村議会議員存続共済会」という。）
第七十一条 の二第一項 第一号	市議会議員共済会の積立金	市議会議員存続共済会の積立金
	市議会議員共済会の基準積立金額	市議会議員存続共済会の決算の状況を勘案しその額を確保しなければ当該事業年度の市議会議員存続共済会の地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第五条に規定する旧退職一時金、同法附則第七条第一項に規定する代替退職一時金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金、同法附則第九条に規定する旧遺族年金及び同法附則第十条に規定する旧遺族一時金（以下「旧共済給付金」という。）並びに同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十四条第一項に規定する特例退職一時金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金、同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金及び同法附則第十九条第一項に規定する特例遺族一時金（以下「特例共済給付金」という。）の支給に支障が生じるおそれがある額として総務大臣が定める額（以下「市議会議員存続共

		済会の基準積立金額」という。)
第七十一条 の二第一項 第二号	町村議会議員共済会の 積立金	町村議会議員存続共済会の積立金
	町村議会議員共済会の 基準積立金額	町村議会議員存続共済会の決算の状 況を勘案しその額を確保しなければ 当該事業年度の町村議会議員存続共 済会の旧共済給付金及び特例共済給 付金の支給に支障が生じるおそれ がある額として総務大臣が定める額（以 下「町村議会議員存続共済会の基準積 立金額」という。）
第七十一条 の二第二項	町村議会議員共済会の 基準積立金額	町村議会議員存続共済会の基準積立 金額
	町村議会議員共済会の 積立金	町村議会議員存続共済会の積立金
第七十一条 の二第三項 各号列記以 外の部分	町村議会議員共済会	町村議会議員存続共済会
	市議会議員共済会	市議会議員存続共済会
第七十一条 の二第三項 第一号	町村議会議員共済会の 積立金	町村議会議員存続共済会の積立金
	町村議会議員共済会の 基準積立金額	町村議会議員存続共済会の基準積立 金額
第七十一条 の二第三項 第二号及び 第四項	市議会議員共済会の積 立金	市議会議員存続共済会の積立金
	市議会議員共済会の基 準積立金額	市議会議員存続共済会の基準積立金 額
第七十一条 の三第一項	市議会議員共済会が第 七十一条第一項及び第	市議会議員存続共済会が前条第一項

	二項又は前条第一項	
	収支均衡拠出金又は支給安定化拠出金	支給安定化拠出金
	これらの拠出金	当該支給安定化拠出金
	市議会議員共済会の積立金	市議会議員存続共済会の積立金
	市議会議員共済会の基準積立金額	市議会議員存続共済会の基準積立金額
	市議会議員共済会は	市議会議員存続共済会は
	当該収支均衡拠出金の額又は当該支給安定化拠出金の額（これらの規定により収支均衡拠出金と支給安定化拠出金をともに拠出することとなる場合にあつては、当該収支均衡拠出金の額と当該支給安定化拠出金の額との合計額）	当該支給安定化拠出金の額
	町村議会議員共済会	町村議会議員存続共済会
第七十一条の三第二項	町村議会議員共済会が第七十一条第三項及び第四項又は前条第三項	町村議会議員存続共済会が前条第三項
	収支均衡拠出金又は支給安定化拠出金	支給安定化拠出金
	これらの拠出金	当該支給安定化拠出金
	町村議会議員共済会の積立金	町村議会議員存続共済会の積立金

	町村議会議員共済会の 基準積立金額	町村議会議員存続共済会の基準積立 金額
	町村議会議員共済会は	町村議会議員存続共済会は
	当該収支均衡拠出金の 額又は当該支給安定化 拠出金の額（これらの 規定により収支均衡拠 出金と支給安定化拠出 金をともに拠出するこ ととなる場合にあって は、当該収支均衡拠出 金の額と当該支給安定 化拠出金の額との合計 額）	当該支給安定化拠出金の額
	市議会議員共済会	市議会議員存続共済会
第七十二条 第一号	地方議会議員共済会 （以下「共済会」	地方公務員等共済組合法の一部を改 正する法律附則第二十三条第一項第 三号に規定する存続共済会（以下「存 続共済会」
第七十二条 第二号	地方議会議員	地方議会議員（平成二十三年六月一日 前に地方議会議員であつた期間を有 する者に限る。）
	共済会	存続共済会
第七十二条 第三号	総額並びに掛金及び特 別掛金	総額
	共済会	存続共済会
第七十二条 第四号	共済会	存続共済会
第七十二条	含む	含み、平成二十三年六月一日前に地方

第五号		議会議員であつた期間を有する者に 限る
	共済会	存続共済会
第七十二条 第六号	共済会	存続共済会
第七十二条 第七号	地方議会議員	地方議会議員（平成二十三年六月一日 前に地方議会議員であつた期間を有 する者に限る。）
附則第三十 九条	町村議会議員共済会	町村議会議員存続共済会
	市議会議員共済会	市議会議員存続共済会

平成二十三年政令第百五十一号による改正前の地方公務員等共済組合法施行令
(昭和三十七年政令第百五十二号)(抄) ※改正令による読替後

最終改正：平成二十三年三月三十一日政令第五十九号

第十一章 共済会

(重複期間の取扱い)

第六十九条 法第百六十条の二第一項に規定する政令で定める年金制度は、次に掲げる法律に定める年金制度とする。

一 厚生年金保険法

二 国の新法

三 法（第九章の二に限る。）

四 私立学校教職員共済法

五 旧農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第二号に規定する旧農林共済法をいう。）

六 旧船員保険法

2 法第百六十一条の二第一項に規定する政令で定める期間は、前項各号に掲げる法律に定める年金制度の適用を受ける期間のうち昭和四十九年九月一日以後の期間とする。

3 在職期間のうち重複期間（法第百六十一条の二第一項に規定する重複期間をいう。以下この条において同じ。）でない期間が三十年以上である地方議会議員（法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。以下同じ。）の退職年金の額については、法第百六十一条の二第一項の規定は適用しない。

4 在職期間（三十年を超える場合に限る。）のうち重複期間でない期間が三十年を下回る地方議会議員の退職年金の額についての法第百六十条の二第一項の規定の適用については、同項中「重複期間を在職期間で除して得た割合」とあるのは、「在職期間のうち重複期間でない期間を三十年から控除した期間を三十年で除して得た割合」とする。

5 法第百六十一条の二第一項の規定を適用する場合において、重複期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 6 在職期間のうち二以上の重複期間を有する地方議会議員の退職年金の額についての法第百六十一条の二第一項及び前三項の規定の適用については、これらの規定に規定する重複期間は、当該二以上の重複期間を合算した期間とする。

(高額所得による退職年金の支給停止基準額等)

第六十九条の二 法第百六十四条の二第一項に規定する政令で定める金額は、百九十万四千元とする。

- 2 法第百六十四条の二第一項及び第二項の規定による退職年金の停止は、各年の六月から翌年五月までの期間分の退職年金について行う。ただし、退職年金を受けるべき事由が生じた月の翌月から当該事由が生じた月の属する年の翌年五月までの期間分については、この限りでない。

(給付の制限)

第七十条 地方議会議員が禁錮以上の刑に処せられ、又は除名された場合には、法第百六十四条の三第一項の規定により、その者には、その刑に処せられ、又は除名されたとき以後、その地方議会議員であった在職期間に係る共済給付金の額のうち、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に掲げる割合に相当する金額を支給しない。

一 禁錮以上の刑に処せられた場合 百分の二十

二 除名された場合 当該除名に係る地方議会議員の任期中の月数が当該共済給付金の基礎となった在職期間の月数のうちに占める割合に百分の二十を乗じて得た割合

- 2 退職年金、公務傷病年金又は遺族年金を受ける権利を有する者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、法第百六十四条の三第一項又は第二項の規定により、その者には、その刑に処せられたとき以後、当該年金の額のうち、その百分の二十に相当する金額を支給しない。
- 3 第一項又は第二項の規定を適用する場合において、これらの規定に定める給付の制限に同時に該当するときは、その該当することとなつた日以後の期間については、そのうちの高い割合による給付の制限を定めている規定の定めるところによる。

- 4 禁錮以上の刑に処せられてその執行猶予の言渡しを受けた者が、その言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑に処せられなかつたとしたならば支給を受けるべきであつた共済給付金の額のうち、第一項第一号又は第二項の規定により支給されなかつた金額に相当する金額を支給するものとする。

〔関係条文〕 旧本法一六四の三③（刑の執行期間中の支給停止）

〔関係法令〕 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律四四三①（人の資格に関する経過措置）、刑法一二（拘禁刑）・二五（刑の全部の執行猶予）・二六（刑の全部の執行猶予の必要的取消し）・二六の二（刑の全部の執行猶予の裁量的取消し）・二六の三（刑の全部の執行猶予の取消しの場合における他の刑の執行猶予の取消し）・二七（刑の全部の執行猶予の猶予期間経過の効果）

（収支均衡拠出金）

第七十一条 市議会議員共済会は、各事業年度において、次の各号のいずれにも該当する場合には、町村議会議員共済会に対して収支均衡拠出金を拠出する。

- 一 当該事業年度の初日における市議会議員共済会の積立金の額が、市議会議員共済会の決算の状況を勘案しその額を確保しなければ当該事業年度の市議会議員共済会の共済給付金（法第百五十八条に規定する共済給付金をいう。次号及び第三項第一号において同じ。）の支給に支障が生じるおそれがある額として総務大臣が定める額（次条及び第七十一条の三第一項において「市議会議員共済会の基準積立金額」という。）を上回る場合
- 二 当該事業年度の前々事業年度におけるイに定める額をロに定める額で除して得た率（第三項第二号において「町村議会議員共済会の収支比率」という。）が当該前々事業年度におけるハに定める額を二に定める額で除して得た率（同号において「市議会議員共済会の収支比率」という。）を上回る場合
- イ 町村議会議員共済会の共済給付金に係る支出として総務大臣が定めるものの額の合計額
- ロ 町村議会議員共済会の共済給付金に係る収入として総務大臣が定めるものの額の合計額

- ハ 市議会議員共済会の共済給付金に係る支出として総務大臣が定めるものの額の合計額
 - ニ 市議会議員共済会の共済給付金に係る収入として総務大臣が定めるものの額の合計額
- 2 前項の収支均衡拠出金の額は、第一号に定める率と第二号に定める率とが等しくなる場合における第一号の一定額に相当する額とする。
- 一 当該事業年度の前々事業年度における前項第二号ハに定める額に一定額を加算して得た額を当該前々事業年度における同号ニに定める額で除して得た率
 - 二 当該事業年度の前々事業年度における前項第二号イに定める額から前号の一定額を控除して得た額を当該前々事業年度における同項第二号ロに定める額で除して得た率
- 3 町村議会議員共済会は、各事業年度において、次の各号のいずれにも該当する場合には、市議会議員共済会に対して収支均衡拠出金を拠出する。
- 一 当該事業年度の初日における町村議会議員共済会の積立金の額が、町村議会議員共済会の決算の状況を勘案しその額を確保しなければ当該事業年度の町村議会議員共済会の共済給付金の支給に支障が生じるおそれがある額として総務大臣が定める額（次条及び第七十一条の三第二項において「町村議会議員共済会の基準積立金額」という。）を上回る場合
 - 二 当該事業年度の前々事業年度における市議会議員共済会の収支比率が当該前々事業年度における町村議会議員共済会の収支比率を上回る場合
- 4 前項の収支均衡拠出金の額は、第一号に定める率と第二号に定める率とが等しくなる場合における第一号の一定額に相当する額とする。
- 一 当該事業年度の前々事業年度における第二項第二号イに定める額に一定額を加算して得た額を当該前々事業年度における同号ロに定める額で除して得た率
 - 二 当該事業年度の前々事業年度における第二項第二号ハに定める額から前号の一定額を控除して得た額を当該前々事業年度における同項第二号ニに定める額で除して得た率

- 5 前各項に定めるもののほか、収支均衡拠出金の拠出に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(支給安定化拠出金)

第七十一条の二 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同法による改正前の法第百五十一条第一項第二号に規定する市議会議員存続共済会（以下「市議会議員存続共済会」という。）は、各事業年度において、次の各号のいずれにも該当する場合には、同項第三号に規定する町村議会議員存続共済会（以下「町村議会議員存続共済会」という。）に対して支給安定化拠出金を拠出する。

一 当該事業年度の初日における市議会議員存続共済会の積立金の額が市議会議員存続共済会の決算の状況を勘案しその額を確保しなければ当該事業年度の市議会議員存続共済会の地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第五条に規定する旧退職一時金、同法附則第七条第一項に規定する代替退職一時金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金、同法附則第九条に規定する旧遺族年金及び同法附則第十条に規定する旧遺族一時金（以下「旧共済給付金」という。）並びに同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十四条第一項に規定する特例退職一時金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金、同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金及び同法附則第十九条第一項に規定する特例遺族一時金（以下「特例共済給付金」という。）の支給に支障が生じるおそれがある額として総務大臣が定める額（以下「市議会議員存続共済会の基準積立金額」という。）を上回る場合

二 当該事業年度の初日における町村議会議員存続共済会の積立金の額が町村議会議員存続共済会の決算の状況を勘案しその額を確保しなければ当該事業年度の町村議会議員存続共済会の旧共済給付金及び特例共済給付金の支給に支障が生じるおそれがある額として総務大臣が定める額（以下「町村議会議員存続共済会の基準積立金額」という。）を下回る場合

- 2 前項の支給安定化拠出金の額は、町村議会議員存続共済会の基準積立金額から当該事業年度の初日における町村議会議員存続共済会の積立金の額を控除した額に相当する額とする。
- 3 町村議会議員存続共済会は、各事業年度において、次の各号のいずれにも該当する場合には、市議会議員存続共済会に対して支給安定化拠出金を拠出する。
 - 一 当該事業年度の初日における町村議会議員存続共済会の積立金の額が町村議会議員存続共済会の基準積立金額を上回る場合
 - 二 当該事業年度の初日における市議会議員存続共済会の積立金の額が市議会議員存続共済会の基準積立金額を下回る場合
- 4 前項の支給安定化拠出金の額は、市議会議員共済会の基準積立金額から当該事業年度の初日における市議会議員共済会の積立金の額を控除した額に相当する額とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、支給安定化拠出金の拠出に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（拠出金を拠出することにより積立金の額が基準積立金額を下回る場合の特例）

- 第七十一条の三 市議会議員存続共済会が前条第一項及び第二項の規定に基づき支給安定化拠出金を拠出することとなる場合において、当該支給安定化拠出金を拠出するとしたならば当該事業年度の末日における市議会議員存続共済会の積立金の額が市議会議員存続共済会の基準積立金額を下回ることとなるときは、これらの規定にかかわらず、市議会議員存続共済会は、当該事業年度において、市議会議員存続共済会の基準積立金額から当該下回ることとなる市議会議員存続共済会の積立金の額を控除して得た額を当該支給安定化拠出金の額から控除して得た額を町村議会議員存続共済会に対して拠出する。
- 2 町村議会議員存続共済会が前条第三項及び第四項の規定に基づき支給安定化拠出金を拠出することとなる場合において、当該支給安定化拠出金を拠出するとしたならば当該事業年度の末日における町村議会議員存続共済会の積立金の額が町村議会議員存続共済会の基準積立金額を下回ることとなるとき

は、これらの規定にかかわらず、町村議会議員存続共済会は、当該事業年度において、町村議会議員存続共済会の基準積立金額から当該下回ることとなる町村議会議員存続共済会の積立金の額を控除して得た額を当該支給安定化拠出金の額から控除して得た額を市議会議員存続共済会に対して拠出する。

（共済会に係る地方公共団体の報告等）

第七十二条 地方公共団体は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 地方議会議員の数を地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）に報告すること。
- 二 地方議会議員（平成二十三年六月一日前に地方議会議員であつた期間を有する者に限る。）の就職、退職及び死亡に関する事項を存続共済会に報告すること。
- 三 地方議会議員の報酬の総額に関する事項を存続共済会に報告すること。
- 四 地方議会議員の報酬の改定に関する事項を存続共済会に報告すること。
- 五 地方議会議員（地方議会議員であつた者を含み、平成二十三年六月一日前に地方議会議員であつた期間を有する者に限る。）又はその遺族から給付に関する請求書その他の書面を受理し、これを証明し、及びこれを存続共済会に送付すること。
- 六 存続共済会から給付金その他地方議会議員に係る支払金の送付を受け、これを受ける権利を有する者に支払うこと。
- 七 地方議会議員（平成二十三年六月一日前に地方議会議員であつた期間を有する者に限る。）の履歴の証明をすること。

〔関係条文〕 旧本法一七〇の二、旧施行規則一六の三（地方公共団体の報告等）

附 則（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、地方公務員共済組合法の施行の日（昭和三十七年十二月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第十二条から附則

第十四条まで及び附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

（互助会の未納掛金に係る利息の計算）

第三十八条 法附則第三十五条第一項に規定する利息の額は、同項に規定する未納金に相当する金額につき年十四・六パーセントの割合で、当該未納となつた互助会の掛金の納期の翌日から同項の規定による払込みがあつた日の前日までの期間の日数に応じて計算した金額（一元未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた金額）とする。

〔関係条文〕 旧施行令附七十五（未納掛金の払込みをしない者の取扱い）

（市町村の廃置分合等に伴う共済会の権利義務の承継）

第三十九条 市町村の廃置分合その他これに準ずる処分により町村が市となつた場合においては、町村議会議員存続共済会の権利義務のうち当該市となつた町村の議会の議員に係るものは、総務省令で定めるところにより、市議会議員存続共済会が引き継ぐものとする。

（互助会の会員であつた者に関する経過措置等）

第七十五条 施行法第百一条第一項に規定する互助会の会員であつた期間には、法附則第三十五条第一項の規定により払い込まなければならない金額を払い込まなかつた者の当該払い込まなければならない金額の算定の基礎となつた期間を含まないものとする。

2 （略）

3 都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の会員であつた期間（施行法第百一条第一項及び第二項の規定により当該共済会の会員である期間とみなされる期間（昭和三十六年七月一日以降の期間に限る。）を含む。次項において「共済会等の会員であつた期間」という。）が三十年以上である地方議会議員に係る年金である共済給付金については、施行法第百二条の規定は適用しない。

4 昭和二十二年四月三十日から昭和三十六年六月三十日までの間における地方議会議員としての在職期間を有する共済会の会員（在職期間が三十年を超える者に限る。）で共済会等の会員であつた期間が三十年を下回るものに係る年金である共済給付金についての施行法第百二条の規定の適用について

は、同条中「当該在職期間」とあるのは「在職期間のうち当該共済会の会員であつた期間（前条第一項及び第二項の規定により当該共済会の会員である期間とみなされる期間（昭和三十六年七月一日以降の期間に限る。）を含む。）を三十年から控除した期間」と、「前条第二項」とあるのは、「同条第二項」とする。

（沖縄の立法院議員であつた者等の取扱い）

第七十五条の二 施行法第百四条第二項に規定する政令で定める期間は、沖縄の共済会の特殊組合員としての期間のうち施行法第七十九条第一号の期間以外の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、沖縄の共済会の規定による長期給付の基礎となつた期間は、都道府県議会議員共済会の会員であつた期間に該当しないものとする。

3 施行法第百二条の規定は、施行法第百四条第二項の規定により市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の会員であつた期間とみなされる期間で昭和四十五年七月一日前のものを有する法第百五十一条第一項に規定する共済会の会員又はその遺族に年金である法第百五十八条に規定する共済給付金を支給する場合について準用する。

4 施行法第百四条第四項に規定する政令で定める理由は、次に掲げる理由とする。

一 死亡

二 市町村の廃置分合又は境界変更の処分

三 その他総務省令で定める理由

5 施行法第百四条第四項に規定する年金たる共済給付金の額は、当該退職当時の標準報酬月額として総務省令の定めるところにより算出した額を基礎として、沖縄の共済会の規定の例により算定した額とする。

〔関係条文〕 旧施行規則五の一四（総務省令で定める理由）・五の一五（総務省令で定めるところにより算出した額）

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年九月八日自治省令第二十号）
（抄）

地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の規定に基づき、及びこれらの法律を実施するため、地方公務員共済組合法施行規則を次のように定める。

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この省令は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下「施行法」という。）並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の実施のための手続その他法及び施行法並びに厚生年金保険法の執行に関して必要な細則を定めるものとする。

附 則

（平成二十三年五月二十七日総務省令第五十二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十三年六月一日から施行する。

（令和八年度の地方公共団体の負担金）

第二条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項に規定する総務省令で定める金額のうち、地方公共団体が令和七年度において負担すべき金額は、令和八年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額に同日における当該地方公共団体の議会の議員の数を乗じて得た金額に相当する金額に次の各号に掲げる地方公共

団体の議会の議員の区分に従い、当該各号に掲げる率を乗じて得た金額に十二を乗じて得た金額に相当する金額とする。

一 都道府県の議会の議員 百分の一二・九

二 市（特別区を含む。）の議会の議員 百分の二十四・八

三 町村の議会の議員 百分の二十四・八

2 前項の場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に掲げる日における地方公共団体の議会の議員の数を令和八年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の数とみなす。

一 地方公共団体の議会の議員が、令和八年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し、同年四月一日において在職していないとき 当該任期満了の日

二 地方公共団体の議会の議員が、令和八年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、同年四月一日において在職していないとき 当該退職の日

三 令和八年四月一日までに市町村の廃置分合が行われ、同月二日以後に新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙が行われたとき 当該市町村の議会の議員の一般選挙の日

四 令和八年四月一日までに市町村の廃置分合又は境界変更の処分が行われ、同月二日以後に当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行われる市町村の議会の議員の増員選挙が行われたとき 当該市町村の議会の議員の増員選挙の日

3 前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額については、次の表の上欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる月の二十日までに、存続共済会に払い込まなければならない。

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の五に相当する金額	令和八年五月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	令和八年八月

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる 金額の十分の二に相当する金額	令和八年十一月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる 金額から、当該金額のうち当該年度において既に払込みを した金額を控除した金額	令和九年二月

(存続共済会に関する経過措置)

第三条 第一条による改正前の地方公務員等共済組合法施行規則（以下この条において「旧規則」という。）第十四条、第十五条の二、第十五条の三、第十六条、第十六条の三、第十六条の四（第一項の表附則第二条の二第一項の項及び附則第二条の三第一項の項を除く。）、第十六条の五及び第十七条の規定は、改正法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第百五十六条の四第三項、第百五十七条、第百五十七条の二、第百七十条第二項及び第百七十一条並びに地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の地方公務員等共済組合法施行令第七十二条及び附則第三十九条の規定を適用する場合について、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧規則の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四条第一項	地方議会議員共済会（以下「共済会」	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。以下「改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定によりなお存続するものとされる地方議会議員共済会（以下「存続共済会」
第十四条第二項及び第三項	共済会	存続共済会
第十五条の二第	共済会	存続共済会

一 項		
第十五条の二第二項第一号	法第百五十八条	改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百六十七条第一項
第十五条の二第二項第二号	法第百六十七条	同条
	共済会	存続共済会
第十五条の三第一項及び第三項	共済会	存続共済会
第十六条	共済会	存続共済会
第十六条の三第一項	、議員報酬並びに掛金及び特別掛金	及び議員報酬
	共済会	存続共済会
第十六条の三第二項	規定する	定めるもののほか、地方公共団体の
	共済会	存続共済会
第十六条の三第三項	令第七十二条	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）附則第三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同令による改正前の令第七十二条
第十六条の四第一項の表以外の部分	共済会	存続共済会
	第六条まで、第七条の二	第七条の二まで
	第二十五条第六号から第十二号まで	第二十五条第四号の二及び第六号から第十二号まで
	第二十六条第二	第二十六条第二項第三号、第六号及び第七号

	項第七号	
	第八十一条	第八十条、第八十一条
	、附則第二条の二、附則第二条の三第一項及び附則第三条の三	及び附則第三条の三
第十六条の四第一項の表第八条の項	共済会の会長	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。以下「改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定によりなお存続するものとされる地方議会議員共済会（以下「存続共済会」という。）の会長
	共済会	存続共済会
第十六条の四第一項の表第九条、第十条、第十八条第一項、第十九条、第二十条第一項、第二十五条第二号、第四十八条第一項第六号、第五十七条、第六十九条第二項、第七十条第二号及び第三号、第七十八条及び第八十六条第一項の項	共済会	存続共済会
第十六条の四第	第二十五条	第二十五条第四号

一項の表第十三条第一項及び第二十五条の項		
第十六条の四第一項の表第十五条、第十六条及び第三十二条第一項の項及び第十七条第一項の項	共済会	存続共済会
第十六条の四第一項の表第十七条第二項、第十八条第二項、第二十条第二項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項、第二十七条、第三十六条第三項、第三十七条第五号、第三十九条第一項及び第二項、第五十条、第五十一条、第五十三条第一項第十一号、第五十四条第一項第七号、第六十	第七十六条第一項 共済会	第七十六条 存続共済会

八条、第七十条第四号、第七十一条、第七十三条第三項及び第五項、第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項並びに第七十七条第一項の項		
第十六条の四第一項の表第二十条及び第六十一条の項及び第二十三条第二項、第三十二条第二項、第四十八条第一項第八号、第五十三条第四項、第五十四条第二項、第五十四条の二第二項及び第五十八条第三項の項	共済会	存続共済会
第十六条の四第一項の表第二十四条の項	共済会	存続共済会
	代議員会	代議員会（改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第一百五十一条第一項第

		一号に規定する都道府県議会議員存続共済会にあつては、総会。以下同じ。)
第十六条の四第一項の表第二十五条第一号の項	共済会	存続共済会
第十六条の四第一項の表第二十五条第三号の項	給料	給付、給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合
	標準報酬月額	給付
第十六条の四第一項の表第二十五条第十三号、第二十六条第二項第九号、第五十二条第二項、第五十四条の三、第八十四条第二項及び第八十六条第二項の項	第二十六条第二項第九号	第二十六条第二項第八号
第十六条の四第一項の表第二十六条第二項第一号の項	法第百五十六条の五ただし書	改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十六条の五ただし書
第十六条の四第一項の表第二十六条第二項第二号の項	法第百五十七条	改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十七条
第十六条の四第一項の表第二	法第百六十七条第四項	改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規

六条第二項第五号の項		定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百六十七条第四項
	共済会	存続共済会
第十六条の四第一項の表第五十四条の二第一項の項、第六十五条第三項の項及び第六十六条第三項の項	共済会	存続共済会
第十六条の四第一項の表第六十七条第一項の項	法第百五十六条の四第三項	改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十六条の四第三項
第十六条第一項の表、第六十七条第二項第一号及び第三号の項、第六十七条第三項第一号の項及び第六十七条第三項第三号及び第四号の項	共済会	存続共済会
第十六条の四第一項の表第六十七条の二の項及び第六十七条の三の項	法第百五十六条の四第三項	改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十六条の四第三項
第十六条の四第	共済会	存続共済会

一項の表第八十三条の項		
第十六条の五	共済会	存続共済会
	法第七十条第三項	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同法による改正前の法第七十条第三項
	「障害共済年金」とあり、及び「障害年金」	「障害共済年金」
第十七条	町村議会議員共済会	改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第一百五十一条第一項第三号に規定する町村議会議員存続共済会
	市議会議員共済会	同項第二号に規定する市議会議員存続共済会

平成二十三年総務省令第五十二号による改正前の地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年九月八日自治省令第二十号）（抄）※改正規則による読替後

第一章 総則

（令附則第七十五条の二第四項第三号に規定する総務省令で定める理由）

第五条の十四 令附則第七十五条の二第四項第三号に規定する総務省令で定める理由は、除名その他これに準ずるものとして総務大臣が相当と認める理由とする。

（令附則第七十五条の二第五項に規定する総務省令で定めるところにより算出した額）

第五条の十五 令附則第七十五条の二第五項に規定する退職当時の標準報酬月額として総務省令で定めるところにより算出した額は、沖縄の市町村の議会の議員であつた者が同項に規定する退職当時に受けていた合衆国ドル表示の報酬の額を一ドルにつき三百六十円の交換比率により日本円表示の額に換算した額に係る当該退職当時に適用されていた市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額とする。

（沖縄の立法院議員であつた者等の昭和三十七年十二月一日における標準報酬月額）

第五条の十八 昭和六十一年経過措置政令第八十九条第二項、地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令（昭和六十二年政令第二百二十号）第五条第一項、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成元年政令第三百五十四号）附則第五条第一項、平成二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令（平成二年政令第八十三号）第五条第一項、平成七年度、平成十年度及び平成十一年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令（平成七年政令第百十八号）第五条第二項及び平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令（平成十五年政令第百五十八号）第五条第二項に規定する総務省令で定める

額は、施行法第百四条第二項の規定の適用を受ける者の退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額として、その者の合衆国ドル表示の報酬の額を一ドルにつき三百六十円の交換比率により日本円表示の額に換算した額に係る標準報酬月額（その額が都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円または二万円とする。）とする。

第四章 共済会

（資金の運用）

第十四条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。以下「改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定によりなお存続するものとされる地方議会議員共済会（以下「存続共済会」という。）の業務上の余裕金は、次に掲げる方法により運用するものとする。

一 臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）第一条第一項に規定する金融機関への預金

二 信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の許可を受けた同項に規定する金融機関をいう。）への信託

三 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券その他確実と認められる有価証券の取得

四 不動産の取得

五 地方議会議員を被保険者とする生命保険（被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。）の保険料の払込み

2 前項第二号の規定による信託の終了又は一部の解約により存続共済会に帰属することとなる信託財産（金銭を除く。）は、直ちに、同号に掲げる方法により運用しなければならない。

3 存続共済会は、その業務上の余裕金を第一項第二号に掲げる信託（運用方法を特定するものに限る。）、同項第三号に規定する有価証券（国債、地方債、特

別の法律により法人の発行する債券及び貸付信託の受益証券を除く。)の取得、同項第四号に掲げる不動産の取得又は同項第五号に掲げる保険料の払込み（総務大臣が定める保険料の払込みに限る。）に運用しようとする場合には、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

〔運用方針〕

第三項

「総務大臣の承認」については、事業計画及び予算の作成又は変更のつどこれを受けるものとする。

（会計組織）

第十五条の二 存続共済会の経理は、存続共済会を単位として設ける会計単位及び存続共済会の行なう業務の種類ごとに設ける経理単位に区分して行なうものとする。

2 前項の経理単位は、次の各号に掲げる経理単位とし、各経理単位においては、当該各号に規定する取引を経理するものとする。

一 給付経理 改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百六十七条第一項に規定する給付に関する取引

二 業務経理 同条第三項に規定する存続共済会の事務に関する取引

（給付経理の資産の構成割合）

第十五条の三 存続共済会が保有する給付経理の現金、預金、貯金、信託、有価証券及び生命保険の価額は、常時、当該経理の資産の総額に対し、十分の九を乗じて得た額以上でなければならない。

2 前項の規定の適用については、株式及び証券投資信託の受益証券の価額は、給付経理の資産の総額に十分の一を乗じて得た価額に相当する価額以内でなければならない。

3 第一項に掲げる資産の構成割合が当該資産の価額の変動その他存続共済会の意思に基づかない理由により、前二項に規定する割合と異なることとなつた場合には、存続共済会は、前二項の規定にかかわらず、その異なることとなつた割合によることができる。この場合において、存続共済会は、前二項の趣

旨に従つて、できる限りすみやかにその割合を改めなければならない。

(事業報告書)

第十六条 存続共済会の会長は、毎事業年度末日現在における総務大臣が別に定める様式による事業報告書を作成し、これを総務大臣に提出しなければならない。

(地方公共団体の報告等)

第十六条の三 地方公共団体は、毎月における地方議会議員の数及び議員報酬に関する報告を、翌月五日までに存続共済会に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、地方公共団体の報告の内容については、存続共済会の定款の定めるところによる。

3 地方公共団体は、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十三年政令第百五十一号)附則第三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同令による改正前の令第七十二条第六号に規定する給付金その他地方議会議員に係る支払金の送付を受けたときは、遅滞なく、これを受領すべき者に支払わなければならない。

(準用規定)

第十六条の四 存続共済会の財務については、この章に規定するもののほか、施行規程第二章第二節(第四条から第七条の二まで、第十一条、第十二条、第十三条第二項、第十四条、第十四条の二、第二十五条第四号の二及び第六号から第十二号まで、第二十六条第二項第三号、第六号及び第七号、第三十七条第一号から第三号まで、第四十八条第一項第一号、第四号、第五号及び第七号、第五十四条第一項第二号、第三号及び第六号、第五十五条、第五十六条、第六十二条第二項、第六十三条第二項、第六十五条第一項、第二項、第四項及び第五項、第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項、第八十条、第八十一条、第八十三条第一号、第八十七条並びに第八十八条を除く。)、附則第二条の二、附則第二条の三第一項及び附則第三条の三の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八条	組合の理事長	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。以下「改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定によりなお存続するものとされる地方議会議員共済会（以下「存続共済会」という。）の会長
	組合	存続共済会
第九条、第十条、第十八条第一項、第十九条、第二十条第一項、第二十五条第二号、第四十八条第一項第六号、第五十七条、第六十九条第二項、第七十条第二号及び第三号、第七十八条及び第八十六条第一項	組合	存続共済会
第十三条第一項 及び第二十五条第四号	長期経理	給付経理
第十五条、第十六条 及び第三十二条第一項	組合	存続共済会
	主務大臣	総務大臣
第十七条第一項	組合の業務に従事する者（法第十八条第一項の規定により組	存続共済会の業務に従事する者

	合の業務に従事する者及び法第百四十一条第一項に規定する組合役職員（役員を除く。）に限る。以下同じ。）	
第十七条第二項、第十八条第二項、第二十条第二項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項、第二十七条、第三十六条第三項、第三十七条第五号、第三十九条第一項及び第二項、第五十条、第五十一条、第五十三条第一項第十一号、第五十四条第一項第七号、第六十八条、第七十条第四号、第七十一条、第七十三条第三項及び第五項、第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項並びに第七十七条第一項	組合の理事長	存続共済会の会長
第二十条及び第六	単位所属所以外の所	存続共済会の定款で定めると

十一 条	属 所	ころにより設けられる従たる 事務所
第二十三条第二項、 第三十二条第二項、 第四十八条第一項 第八号、第五十三条 第四項、第五十四条 第二項、第五十四条 の二第二項及び第 五十八条第三項	組合の理事長	存続共済会の会長
	主務大臣	総務大臣
第二十四条	組合の理事長	存続共済会の会長
	前事業年度二月末日 までに作成しなけれ ばならない。	作成し、代議員会（改正法附則 第二十三条第一項の規定によ りなお効力を有するものとさ れ、同条第二項の規定により読 み替えて適用される改正法に よる改正前の法第百五十一条 第一項第一号に規定する都道 府県議会議員存続共済会にあ つては、総会。以下同じ。）の議 決を経て、前事業年度二月末日 までに、これを総務大臣に提出 しなければならない。
第二十五条第一号	組合	存続共済会
	組合員の数、給料額、 期末手当等の額及び 被扶養者数	地方議会議員の数及び標準報 酬月額
第二十五条第三号	短期経理及び長期経 理	給付経理

	給付、給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合	給付
第二十五条第十三号、第二十六条第二項第八号、第五十二条第二項、第五十四条の三、第八十四条第二項及び第八十六条第二項	主務大臣	総務大臣
第二十六条第二項第一号	法第二十三条第一項	改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十六条の五ただし書
第二十六条第二項第二号	法第二十五条	改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十七条
	主務大臣	総務大臣
第二十六条第二項第四号	業務経理及び福祉経理	業務経理
第二十六条第二項第五号	法第百十三条第四項	改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用され

		る改正法による改正前の法第 百六十七条第四項
	組合	存続共済会
	組合員	地方議会議員
第三十条第一項第 九号	国、地方公共団体又 は他の組合	国又は地方公共団体
第三十四条	国、地方公共団体若 しくは他の組合	国若しくは地方公共団体
第四十八条第一項 第二号	組合員	地方議会議員
第五十四条の二第 一項	組合	存続共済会
	組合の理事長	存続共済会の会長
	主務大臣	総務大臣
第五十八条第二項	別表第一号表によ る。ただし、指定経理 の勘定科目について は、主務大臣が別に 定めるところによ る。	総務大臣が別に定めるところ による。
第六十二条第一項	補助簿を備え	補助簿を備え、それぞれ勘定科 目ごとに口座を設け
第六十三条第一項	本部元帳、支部元帳 及び所属所元帳並び にこれらの補助簿の 記入は、伝票又は日 記帳に基づいて行な い、総勘定元帳及び 支部総勘定元帳の記 入は、決算整理に関	元帳及び補助簿の記入は、伝票 又は日記帳に基づいて行なう ものとする。

	するものを除くほか、第六十五条の規定により提出される出納計算表に基づいて行なうものとする。	
第六十五条第三項	都職員共済組合及び指定都市職員共済組合(以下「都職員共済組合等」という。)	存続共済会
	理事長	会長
第六十六条第三項	都職員共済組合等	存続共済会
	理事長	会長
第六十七条第一項	同条第三項	改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十六条の四第三項
第六十七条第二項 第一号及び第三号	組合	存続共済会
第六十七条第三項 第一号	組合	存続共済会
	運営審議会又は組合会	代議員会
第六十七条第三項 第三号及び第四号	組合	存続共済会
第六十七条の二	法第二十二条第三項	改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規

		定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十六条の四第三項
	地方職員共済組合にあつては官報により、都職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては都道府県の公報により、指定都市職員共済組合にあつては指定都市の公報	官報
第六十七条の三	法第二十二条第三項に規定する主務省令	改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十六条の四第三項
第七十二条第三項	長期経理	給付経理
	主務大臣	総務大臣
第八十二条及び第八十五条	業務経理又は福祉経理	業務経理
第八十三条	短期経理及び長期経理	給付経理
	長期経理	給付経理
	長期給付	給付
	組合の理事長	存続共済会の会長
附則第二条の二第	組合	存続共済会

一 項	長期経理	給付経理
	定款で定める	総務大臣の承認を受けた
	組合員数	地方議会議員の数
附則第三条の三	長期経理	給付経理
	長期給付事業	給付事業
	主務大臣が総務大臣 と協議して	総務大臣が

- 2 前項において準用する施行規程第二章第二節の規定の適用については、これらの規定中施行規程別紙様式に定める様式によることとされているものは、総務大臣の定める様式によるものとする。

第十六条の五 施行規程第百六十五条の規定は存続共済会の書類の保存期限について、施行規程第百六十八条から第百七十一条までの規定は存続共済会の監査について、施行規程第百七十三条の二（第一項第二号を除く。）の規定は存続共済会の印鑑の提出について、施行規程第百七十四条の規定（第一項第三号を除く。）は存続共済会に対する請求書等の証明について準用する。この場合において、施行規程第百六十五条中「組合」とあるのは「存続共済会」と、「長期給付」とあるのは「給付」と、「運営規則」とあるのは「存続共済会の規則」と、施行規程第百六十八条から第百七十条までの規定中「法第百四十四条の二十七第四項」とあるのは「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同法による改正前の法第百七十条第三項」と、施行規程第百七十一条中「組合の理事長」とあるのは「存続共済会の会長」と、「組合」とあるのは「存続共済会」と、施行規程第百七十三条の二中「組合」とあるのは「存続共済会」と、「理事長」とあるのは「会長」と、「地方職員共済組合等及び都職員共済組合等」とあるのは「存続共済会」と、「主務大臣」とあるのは「総務大臣」と、施行規程第百七十四条中「組合員」とあるのは「地方議会議員」と、「組合」とあるのは「存続共済会」と、「所属機関の長」とあるのは「地方公共団体の議会

の議長」と、「障害共済年金」とあるのは「公務傷病年金」と読み替えるものとする。

- 2 前条第二項の規定は、前項において準用する施行規程第百六十九条第一項の規定を適用する場合について準用する。

（地方議会議員の任期満了による退職の取扱い）

第十六条の六 昭和三十八年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員が、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭和三十七年法律第百六十三号）第一条第一項に規定する期日に行なわれた任期満了による選挙において当選人（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十六条、第九十七条第二項又は第百十二条の規定による当選人を除く。）となり、再び同一の地方公共団体の議会の議員となつた場合には、法第十一章の規定の適用については、任期満了の日が当該選挙において当選人と決定された日前であるときにおいても、退職はなかつたものとする。

（市町村の廃置分合等に伴う共済会の権利義務の承継）

第十七条 市町村の廃置分合その他これに準ずる処分（以下本条において「廃置分合等」という。）により町村が市となつた場合においては、当該廃置分合等があつた日の属する月の翌月（当該廃置分合等があつた日が月の初日であるときは、その月）以降分の当該市となつた町村の議会の議員に係る改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十一条第一項第三号に規定する町村議会議員存続共済会の共済給付金の支給に関する権利義務は、同項第二号に規定する市議会議員存続共済会が引き継ぐものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和三十七年十二月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(他の命令の廃止)

第二条 次に掲げる命令は、廃止する。

- 一 市町村職員共済組合法施行規則（昭和二十九年総理府令第九十号）
- 二 市町村職員共済組合経理規則（昭和二十九年総理府令第九十一号）
- 三 町村職員恩給組合法施行規則（昭和三十一年総理府令第七十八号）
- 四 地方議会議員互助年金法施行規則（昭和三十六年自治省令第十四号）

附 則

(昭和四十七年三月二十八日自治省令第二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(給付経理の資産の構成割合の特例)

第二条 共済会は、地方公務員等共済組合法施行規則第十五条の三第一項の規定にかかわらず、当分の間、自治大臣の承認を受けて、その保有する給付経理の現金、預金、貯金、金銭信託、有価証券及び生命保険の価額を当該経理の資産の総額の十分の九に相当する価額以下とすることができる。

- 2 前項の自治大臣の承認は、毎事業年度、事業計画を作成する前に、これを受けなければならない。

(旧) 平成二十三年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令
(平成十六年三月三十一日政令第百十五号)

最終改正：平成二十三年三月三十一日政令第五十九号

(注) この政令は平成二十三年政令百五十号において廃止された。

内閣は、平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〔現行＝平成十六年度における児童扶養手当法による手当の額等の改定の特例に関する法律＝平成十六年六月法律百四号により題名改正（平成十六年法律第二十三号）〕第二項及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百五十八条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

- 1 地方議会議員（地方公務員等共済組合法（以下「共済法」という。）第百五十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。以下この項において同じ。）であった者に係る平成二十三年四月分以後の月分の共済法第十一章の規定による退職年金、公務傷病年金及び遺族年金（以下「地方議会議員年金」という。）のうち平成二十二年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。）に係る年金の額については、その者が引き続き平成二十二年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあっては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる共済法第百五十八条の二に規定する議員報酬額（次項において「議員報酬額」という。）に係る標準報酬月額に十二を乗じて得た額を共済法第百六十条第二項に規定する平均標準報酬年額（共済法第百六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬年額とみなされる額を含む。）とみなし、共済法第十一章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。次項において「施行法」という。）第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。
- 2 前項の標準報酬月額は、平成二十二年六月一日において適用されていた共済法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会の定款で定める標準

報酬月額とし、当該標準報酬月額が、前項に規定する者の同項に規定する退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の共済法第百六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額

（以下この項において「報酬額」といい、当該地方公共団体が同日後における廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の報酬額とし、その額が同年十二月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る共済法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額（その額が、同項第一号に規定する都道府県議会議員共済会、同項二号に規定する市議会議員共済会又は同項三号に規定する町村議会議員共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、施行法第百四条第二項の規定の適用を受ける者にあっては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として総務省令で定める額とする。）に四・七四二を乗じて得た額を超えるときは、その額とする。

- 3 前二項の規定により、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第五十九号）第二条の規定による改正前の平成二十二年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令第一項及び第二項の規定により改定された年金額（同令第三項の規定の適用を受けたものに限る。）又は地方議会議員年金のうち平成二十一年六月一日以後の退職に係る年金の額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもって改定年金額とする。
- 4 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方議会議員年金に係る第一項の規定の適用については、同項中「共済法第百六十一条第二項に規定する平均標準報酬年額（共済法第百六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬年額」とあるのは「地方公務員等共済組合法の一部を改正

する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「改正前の共済法」という。）第百六十一条第二項に規定する標準報酬年額（改正前の共済法第百六十二条第二項の規定により当該標準報酬年額」と、「共済法第十一章又は」とあるのは「改正前の共済法第十一章又は」とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

（平成七年度、平成十年度及び平成十一年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令の適用関係）

第二条 平成七年度、平成十年度及び平成十一年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令（平成七年政令第百十八号）第五条及び第七条（同令第五条の規定による年金の額の改定に係る部分に限る。）の規定は、平成十六年四月分以後の月分の共済法による年金である給付については、適用しない。

附 則

（平成十六年九月二十九日政令第二八七号）（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則

（平成十八年三月三十一日政令第一一九号）（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十八年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法による年金であ

る給付の額及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額については、なお従前の例による。

附 則

（平成二十年八月二十日政令第二百五十四号）（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律〔平成二十年六月法律第六十九号〕（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十年九月一日）から施行する。

附 則

（平成二十一年三月二十七日政令第五十九号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第二条 平成二十一年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法による年金である給付の額及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額については、なお従前の例による。

附 則

（平成二十二年三月二十六日政令第四十三号）

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則

(平成二十一年三月二十七日政令第五十九号)

(施行期日等)

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。(後略)

(地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置)

第二条 平成二十三年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法による年金である給付の額及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額については、なお従前の例による。

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年九月八日総理府・文部省・自治省令第一号）（抄）※平成23年の改正規則による読替後

（注）施行規則から都道府県議会議員共済会に適用がある部分を抜粋した。

第二章 組合

第二節 財務

第一款 通則

（管理責任）

第八条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。以下「改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定によりなお存続するものとされる地方議会議員共済会（以下「存続共済会」という。）の会長、会計単位の長（本部、支部及び単位所属所の長をいう。以下同じ。）、第二十二條に規定する出納職員及び第二十七條に規定する契約担当者並びにこれらの者の補助者並びに第五十四條の二第一項の規定により資金の前渡を受けた者は、存続共済会の行なう事業の経理について、善良な管理者の注意を払わなければならない。

第二款 資産管理

（資産の価額）

第九条 存続共済会の資産の価額は、取得価額によるものとし、取得価額が不明のものは、見積価額によるものとする。ただし、第七十條及び第七十二條に規定する場合には、それぞれ当該規定の定めるところによる。

- 2 売渡しを目的として取得した不動産で、割賦で代金を収納し、その完納後において当該財産を引き渡すことを契約したものの価額は、前項の規定にかかわらず、その取得価額から取得価額に対してその売渡価額に対する収納金額の割合を乗じて得た金額を控除して得た金額とする。

（資産の保管）

第十条 存続共済会の資産の保管は、次の各号に定めるところにより行わな

ればならない。

一 現金、預金の通帳又は信託証書、預り証書その他これらに準ずる証書は、
嚴重なかぎのかかる容器に保管しなければならない。

二 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託又は証券投資信託の受益証券その他の有価証券（以下「有価証券」という。）は、
銀行、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた同項に規定する金融機関をいう。）若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者に保護預けをし、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿への記載若しくは記録をし、又は日本銀行その他の登録機関に登録をしなければならない。

三 前号の場合において、貸付信託及び証券投資信託の受益証券は、記名式としなければならない。ただし、証券投資信託約款において受益証券が無記名式のものに限定されている公社債投資信託の受益証券については、この限りでない。

四 前三号に掲げる動産以外の動産は、その取扱責任者を明らかにして保管し、かつ、当該動産のうち福祉経理に属するものについては、損害保険に付しておかなければならない。

五 不動産は、登記をし、かつ、土地については常時その境界を明らかにし、土地以外の不動産については損害保険に付しておかなければならない。

2 存続共済会は、第七十九条の規定により災害補てん引当金を計上した場合には、前項第四号及び第五号の規定による損害保険に付さないことができる。
（経理単位の余裕金）

第十三条 各経理単位の余裕金は、予算の定めるところにより他の経理単位に貸し付けることができる。この場合において、当該余裕金が給付経理に属するものであるときは、当該貸付金に係る利率は、年四・一パーセントを下回ることができない。

(債権の放棄等の制限)

第十五条 存続共済会の債権は、その全部若しくは一部を放棄し、又はその効力を変更することができない。ただし、債権を行使するため必要とする費用がその債権の額をこえるとき、債権の効力の変更が明らかに組合に有利であるとき、その他やむを得ない理由がある場合において総務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(資産の交換等の制限)

第十六条 存続共済会の資産は、この命令で定めるもののほか、これを交換し、適正な対価なくして譲渡し、若しくは貸し付け、担保に供し、又は支払手段として用いてはならない。ただし、存続共済会の目的を達成するため必要な場合において総務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第三款 出納職員

(出納役)

第十七条 会計単位の長は、存続共済会の業務に従事する者のうちから出納役を任命し、取引の命令に関する事務をつかさどらせるものとする。

- 2 存続共済会の会長は、必要があると認める場合には会計単位の長をして、経理単位ごとに out 納役を任命させることができる。

(出納主任)

第十八条 会計単位の長は、存続共済会の業務に従事する者のうちから出納主任を任命し、出納役の命ずるところにより取引の遂行、資産の保管及び帳簿その他の証ひよう書類の保存に関する事務をつかさどらせるものとする。

- 2 存続共済会の会長は、必要があると認める場合には、会計単位の長をして、経理単位ごとに out 納主任を任命させることができる。

(代理出納役等)

第十九条 会計単位の長は、必要があると認める場合には、存続共済会の業務に従事する者のうちから out 納役若しくは out 納主任の事務の全部を代理する代理 out 納役若しくは代理 out 納主任又はその事務の一部を分掌する分任 out 納役若しくは分任 out 納主任を任命することができる。

(出納員)

第二十条 会計単位の長は、存続共済会の定款で定めるところにより設けられる従たる事務所において、特に必要があると認める場合には、存続共済会の業務に従事する者のうちから出納員を任命し、出納役の命令するところによる取引の遂行、資産の保管及び帳簿その他の証ひよう書類の保存に関する事務をつかさどらせるものとする。

2 存続共済会の会長は、必要があると認める場合には、会計単位の長をして、経理単位ごとに出納員を任命させることができる。

(出納職員の兼任の禁止等)

第二十一条 出納役（代理出納役及び分任出納役を含む。以下同じ。）と出納主任（代理出納主任、分任出納主任及び出納員を含む。以下同じ。）とは兼任することができない。ただし、存続共済会の会長が特別の必要があると認める場合には、この限りでない。

(出納職員の任免報告)

第二十二条 会計単位の長は、出納役及び出納主任（以下「出納職員」という。）を任免した場合には、存続共済会の会長に報告しなければならない。

2 前項の規定により会計単位の長が存続共済会の会長に報告する場合において、統轄する会計単位の長があるときは、当該会計単位の長を経由して行なうものとする。

(出納職員の事故報告)

第二十三条 会計単位の長は、出納職員がその保管する資産又は第六十二条に規定する帳簿を亡失したときは、遅滞なく、その事実を調査し、次に掲げる事項を明らかにしてこれを存続共済会の会長に報告しなければならない。

- 一 事故物件
- 二 事故の日時及び場所
- 三 事故の具体的事項
- 四 平素における事故物件の管理状況
- 五 被害物件に係る直接担当者及びその直接監督責任者
- 六 損害に対する賠償責任者

- 七 警察又は検察当局に対する連絡状況及びこれらの機関の執った処置
 - 八 事故の発生に対して執った具体的善後措置
 - 九 事故の発生にかんがみ制度上及び運営上の欠陥並びにこれらの改善に関する具体的意見
 - 十 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 存続共済会の会長は、前項の規定による報告を受けた場合には、当該事故に関する自己の所見及び処置した事項とともに、遅滞なく、これを総務大臣に報告しなければならない。
- 3 前条第二項の規定は、第一項の規定による報告について準用する。

第四款 事業計画及び予算

(事業計画及び予算の作成)

第二十四条 存続共済会の会長は、毎事業年度、経理単位ごとに、別紙様式第一号による事業計画及び別紙様式第二号による予算を作成し、代議員会（改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十一条第一項第一号に規定する都道府県議会議員存続共済会にあつては、総会。以下同じ。）の議決を経て、前事業年度二月末日までに、これを総務大臣に提出しなければならない。

(事業計画の内容)

第二十五条 事業計画には、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 存続共済会に属する地方公共団体の数並びに地方議会議員の数及び標準報酬月額
- 二 存続共済会の役員及び存続共済会に使用される者の数、支部及び所属所の現況並びに当該事業年度に予定される異動
- 三 給付経理における給付の前々事業年度の実績、前事業年度及び当該事業年度の推計並びに当該事業年度の資金計画
- 四 給付経理における資産の構成割合

五 業務経理における当該事業年度の資金計画

十三 前各号に掲げるもののほか、総務大臣の定める事項
(予算の内容)

第二十六条 予算は、予算総則、予定損益計算書及び予定貸借対照表に区分して作成するものとする。

2 予算総則には、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十六条の五ただし書の規定による借入金及び翌事業年度以降にわたる債務の負担の最高限度額

二 改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十七条の規定により余裕金の運用として行う有価証券（総務大臣の指定するものを除く。）又は不動産の取得の最高限度額

四 業務経理にあつては、人件費及び事務費の最高限度額

五 業務経理にあつては、改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百六十七条第四項に規定する存続共済会の事務に要する費用の地方議会議員一人当たりの額

八 前各号に掲げるもののほか、総務大臣の定める事項

3 予定損益計算書には、前前事業年度における実績を基礎とし、前事業年度及び当該事業年度における推計を表示しなければならない。

4 予定貸借対照表には、前前事業年度末日における貸借対照表を基礎とし、前事業年度末日及び当該事業年度末日における推計を表示しなければならない。

[運用方針]

一 第二号の総務大臣の指定する有価証券は、地方債証券若しくは地方公共団体金融機構の発行する債券又はいわゆる現先売買に係る債券とする。

二 (略)

三 第四号の「人件費及び事務費」とは、勘定科目表の中項目の「報酬」及び「職員給与」

並びに「旅費」及び「事務費」とする。

四 （略）

五 第八号の「総務大臣の定める事項」とは、次の事項とする。

（一） 法第二十三条ただし書の規定による借入金の条件及び第三号に規定する経理単位相互間における資金の融通の条件

（二） ～ （四） （略）

第五款 契約

（契約担当者）

第二十七条 契約は、存続共済会の会長又はその委任を受けた者（以下「契約担当者」という。）でなければ、これを行うことができない。

（一般競争契約）

第二十八条 契約担当者は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、あらかじめ、契約をしようとする事項の予定価格を定め、すべて公告して競争に付さなければならない。ただし、次条及び第三十条に規定する場合には、当該規定の定めるところにより、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

（指名競争契約）

第二十九条 契約担当者は、前条の規定による一般の競争に付することを明らかに不利と認める場合のほか、次の各号に掲げる場合には、指名競争に付することができる。

一 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般の競争に付する必要がないとき。

二 予定価格が八百万円を超えない工事若しくは製造をさせ、又は予定価格が五百万円を超えない財産の買入れをするとき。

三 予定賃借料の年額又は総額が三百万円を超えない物件の借入れをするとき。

四 予定賃貸料の年額又は総額が百万円を超えない物件の貸付けをするとき。

五 予定価格が二百万円を超えない財産の売払をするとき。

- 六 工事若しくは製造の請負、財産の売買又は物件の貸借以外の契約でその
 予定価格が三百五十万円を超えないとき。
- 2 指名競争に付そうとするときは、あらかじめ契約をしようとする事項の予
 定価格を定め、なるべく五人以上の入札者を指定しなければならない。
- 3 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨
 げない。

(随意契約)

第三十条 契約担当者は、第二十八条の規定による一般の競争に付することが
 明らかに不利と認める場合のほか、次の各号に掲げる場合には随意契約によ
 ることができる。

- 一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- 二 急迫の際競争に付する暇がないとき。
- 三 予定価格が四百万円を超えない工事若しくは製造をさせ、又は予定価格
 が三百万円を超えない財産の買入れをするとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が百五十万円を超えない物件の借入れをする
 とき。
- 五 予定賃貸料の年額又は総額が五十万円を超えない物件の貸付けをする
 とき。
- 六 予定価格が百万円を超えない財産の売払をするとき。
- 七 工事若しくは製造の請負、財産の売買又は物件の貸借以外の契約でその
 予定価格が二百万円を超えないとき。
- 八 運送又は保管をさせるとき。
- 九 国又は地方公共団体と契約をするとき。
- 十 物資経理において商品の売買を行うとき。
- 十一 競争に付しても入札者がいないとき、再度の入札に付して落札者がいない
 とき、又は落札者が契約を結ばないとき。
- 2 随意契約によろうとする場合には、あらかじめ、契約をしようとする事項の
 予定価格を定め、なるべく二人以上から見積書を徴さなければならない。

(契約書の作成)

第三十一条 契約担当者は、契約をしようとする場合には、契約の目的、履行期限、保証金額、契約違反の場合における保証金の処分、危険の負担その他必要な事項を詳細に記載した契約書を作成し、これに契約当事者が記名して印を押さなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、契約書の作成を省略することができる。

一 二百五十万円を超えない契約をするとき。

二 せり売りに付するとき。

三 物件売払の場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物件を引き取るとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、随意契約による場合において、契約担当者が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

2 前項ただし書の規定により契約書の作成を省略する場合においては、契約の軽微なものを除き、なるべく請書を徴さなければならない。

(保証金)

第三十二条 契約担当者は、存続共済会と契約を結ぶ者に、現金又は国債、地方債その他総務大臣が指定する確実な有価証券をもつて契約金額の十分の一以上に相当する金額の保証金を納付させなければならない。ただし、指名競争に付する場合、随意契約による場合及び前条第一項第二号若しくは第三号の場合のほか、次の各号に定める場合には保証金の全部又は一部の納付をさせないことができる。

一 契約の相手方が保険会社との間に存続共済会を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。

二 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。

2 前項の規定による保証金の納付は、現金又は国債、地方債その他総務大臣が指定する確実な有価証券以外の存続共済会の会長が確実と認める担保の提供をもつて、これにかえることができる。ただし、この場合において、存続共済会の会長は、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。

3 契約担当者は、契約保証金を納付した者がその契約上の義務を履行しない

ときは、契約保証金は組合に帰属する旨を第三十一条に規定する契約書において明らかにしなければならない。

〔運用方針〕

一 「総務大臣が指定する確実な有価証券」とは、特別の法律により法人の発行する債券とする。

二 （略）

（部分払）

第三十三条 契約担当者は、工事若しくは製造又は物件の買入でその代価が六十万円をこえるものについては、その工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分に対し、完済前又は完納前に代価の一部を支払う契約をすることができる。ただし、その支払金額は、工事又は製造についてはその既済部分に対する代価の十分の九に相当する金額、物件の買入についてはその既納部分に対する代価をこえることができない。

（財産の貸付け）

第三十四条 契約担当者は、財産を貸し付ける場合には、賃貸料を前納させなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体に対し貸し付ける場合又は賃貸期間が六月以上にわたる場合には、定期に納付させる契約をすることができる。

（代金の完納）

第三十五条 契約担当者は、財産を売り払う場合には、その引渡しのおきまで又は移転の登記若しくは登録のおきまでに、その代金を完納させなければならない。

第六款 出納

（取引命令）

第三十六条 取引は、すべて、出納役の命ずるところにより出納主任が行なうものとする。ただし、出納役の不在その他の事故のある場合において、法令の定めるところにより収入又は支払をしなければならないとき、その他緊急やむを得ない理由があるときは、出納役の命令によらないで、収入又は支払をする

ことができる。

- 2 出納主任は、前項ただし書の規定により収入又は支払をしたときは、その理由を明らかにし、遅滞なく、出納役の承認を受けなければならない。
- 3 出納員は、存続共済会の会長があらかじめ指示した事項については、第一項の規定にかかわらず、出納役の命令によらないで取引を行なうことができる。
- 4 出納員は、前項の規定による取引をしたときは、会計単位の長の定める期間ごとに、一括して出納役の承認を受けなければならない。

(各経理単位間における取引命令の制限)

第三十七条 各経理単位間における取引の命令は、本部の出納役でなければ行うことができない。ただし、次の各号に掲げる事項に係る取引の命令については、この限りでない。

四 他の経理単位に属する収入金又は支払金を収入又は支出した場合において、その決済のためにする受払

五 前各号に掲げるもののほか、存続共済会の会長が必要があると認める事項

(現金の払いもどしの制限)

第三十八条 出納役は、預金を現金によつて払い戻すことを命ずることができない。ただし、次条第二項に規定する預金口座相互間に資金を異動する場合、第四十八条第一項ただし書各号に掲げる場合の支払をするために現金を払い戻す場合、第四十七条第一項ただし書若しくは第五十条の規定による支払をする場合又は第十一条若しくは第五十五条の規定による送金をする場合には、この限りでない。

(取引金融機関の指定等)

第三十九条 存続共済会の会長は、会計単位ごとに、かつ、経理単位ごとに、取引金融機関を指定しなければならない。

- 2 会計単位の長は、取引金融機関に自己名義の預金口座を設けなければならない。ただし、存続共済会の会長が特に必要と認める場合には、会計単位の長の名義に代え出納員の名義とすることができる。
- 3 第二十二条の規定は、会計単位の長及び出納員が前項の規定により預金口

座を設け、又はこれを廃止した場合について準用する。

〔運用方針〕「取引金融機関」として指定すべき金融機関は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）第一条第一項に指定する金融機関とする。

（登録印鑑）

第四十条 取引金融機関に登録する登録印鑑は、会計単位の長の印鑑と出納主任の印鑑との組合せ式としなければならない。ただし、前条第二項ただし書の場合には、この限りでない。

2 会計単位の長の印は、出納役が保管しなければならない。

〔運用方針〕取引金融機関に登録する印鑑は、公印、私印のいずれでも差し支えない。ただし、存続共済会の内部においては、できる限り統一を図らなければならないものとする。

（当座借越契約の禁止）

第四十一条 会計単位の長及び出納員は、取引金融機関と当座借越契約をすることができない。

（先日付小切手の振出の禁止）

第四十二条 会計単位の長及び出納員は、先日付の小切手を振り出すことができない。

（手形等による取引の制限）

第四十三条 会計単位の長及び出納員は、手形その他の商業証券（小切手を除く。）をもつて、取引をし、又は取引に関して電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録の請求をしてはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、他人が振り出した手形その他の商業証券（小切手を除く。）を担保として受領するとき又は同項に規定する電子記録債権を担保とする取引を行うときは、この限りでない。

（出納の締切り）

第四十四条 会計単位の長は、毎日の出納締切時刻を定めておかなければならない。

2 出納主任は、出納締切時刻後すみやかに帳簿と現金（小切手その他現金に準ずるものを含む。以下第四十六条までにおいて同じ。）の在高とを照合し、現金を取引金融機関に、預入れしなければならない。ただし、やむを得ない理由

により出納締切時刻後に収納した現金、第四十八条第一項ただし書の規定による支払をするために保有する現金及び第五十四条の三の規定により保管する現金については、この限りでない。

(収納手続)

第四十五条 出納主任は、現金を収納した場合（第五十一条の規定により受領の委託をした場合を除く。）には、当該取引に係る伝票に領収日付及び職名を記載し、領収証書を相手方に交付しなければならない。

(収納金の預入れ)

第四十六条 出納主任は、その収納した現金を取引金融機関に、預入れすることとし、直ちにこれを支払にあててはならない。

(支払手続)

第四十七条 出納主任は、支払をする場合には、必ず領収証書を徴し、当該取引に係る伝票に支払日付印及び職名を記載しなければならない。ただし、必要な資金を取引金融機関に交付して又は預金口座等からの必要な資金の払出しを当該預金口座等のある取引金融機関に行わせて、当該必要な資金を交付した取引金融機関又は当該必要な資金の払出しを行わせた取引金融機関に支払をさせる場合にあつては、領収書を徴しないことができる。

2 出納主任は、必要な資金を取引金融機関に交付した場合又は預金口座からの必要な資金の払出しを取引金融機関に行わせた場合には、その旨を債権者に通知しなければならない。ただし、口座振替の方法による場合その他主務大臣の定める場合にはこの限りでない。

3 出納主任は、必要な資金を取引金融機関に交付した場合又は預金口座からの必要な資金の払出しを取引金融機関に行わせた場合には、交付手続又は払出し手続が完了した日に支払がなされたものとして当該取引を整理するものとする。

(支払方法)

第四十八条 出納主任は、支払をしようとする場合には、必要な資金を取引金融機関に交付して又は預金口座等からの必要な資金の払出しを当該預金口座等のある取引金融機関に行わせて、当該必要な資金を交付した取引金融機関又

は当該必要な資金の払出しを行わせた取引金融機関に支払をさせなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、取引金融機関による支払にかえ、現金をもつて支払をすることができる。

一 地方議会議員以外の者に対し支払をしようとする場合において、受取人が取引金融機関による支払を拒んだとき。

二 常用の雑費の支払で一件の取引金額が五万円を超えないとき。

六 存続共済会の役員又は存続共済会に使用されている者に対して給与又は旅費の支払をするとき。

八 前各号に掲げる場合を除くほか、存続共済会の会長が総務大臣の承認を受けたとき。

2 出納主任は、前項ただし書の規定により現金をもつて支払をするため預金の払戻しを受けようとするときは、自己を受取人とする小切手の振出し又は主務大臣の定める方法により行うものとする。

〔運用方針〕「自己を受取人とする小切手」とは、出納主任を受取人とする小切手をいう。

（小切手事務の取扱い）

第四十九条 小切手帳は、経理単位ごとに、かつ、取引金融機関ごとに、常時各一冊を使用するものとする。

2 小切手帳の保管及び小切手の作成は、出納主任又はその指定する補助者でなければ行なうことができない。

3 小切手は、出納役が印を押した当該取引に係る伝票に基づかなければ振出すことができない。

4 小切手の券面金額は、所定の金額記載欄にアラビア数字で表示しなければならない。この場合において、その表示は、印影を刻み込むことができる印字機を用いてしなければならない。

5 小切手の振出年月日の記入及び押印は、当該小切手を受取人に交付するときにしなければならない。

（給付金等の支払の委託）

第五十条 会計単位の長は、給付金等の支払を取引金融機関に委託することが適当であると認める場合には、存続共済会の会長の承認を受けて、取引金融機

関に給付金等の支払を委託することができる。

(収入金の受領の委託)

第五十一条 会計単位の長は、収入金の受領を取引金融機関に委託することが
相当であると認めた場合には、存続共済会の会長の承認を受けて、取引金融機
関に収入金の受領の委託をすることができる。

(隔地払等)

第五十二条 出納主任は、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条の
規定にかかわらず、必要な資金を取引金融機関に交付して又は預金口座等か
らの必要な資金の払出しを当該預金口座等のある取引金融機関に行わせて、
当該必要な資金を交付した取引金融機関又は当該必要な資金の払出しを行わ
せた取引金融機関に支払をさせることができる。

一 隔地の債権者に対し支払をする場合

二 前号に掲げる場合を除くほか、債権者の預金への振込若しくは口座振替
の方法により支払をする場合

2 出納主任は、前項の規定により必要な資金を取引金融機関に交付した場合
又は預金口座からの必要な資金の払出しを取引金融機関に行かせた場合には、
その旨を債権者に通知しなければならない。ただし、口座振替の方法による場
合その他総務大臣の定める場合にはこの限りでない。

3 第一項の規定により必要な資金を取引金融機関に交付した場合又は預金口
座からの必要な資金の払出しを取引金融機関に行かせた場合には、交付手続
又は払出し手続が完了した日に支払がなされたものとして当該取引を整理す
るものとする。

(前金払)

第五十三条 会計単位の長は、次の各号に掲げる経費については、前金払をする
ことができる。

一 外国から購入する機械、図書、標本又は実験用材料の代価（購入契約に
係る機械、図書、標本又は実験用材料を当該契約の相手方が外国から直接
購入しなければならない場合におけるこれらの物の代価を含む。）

二 定期刊行物の代価及び日本放送協会に対し支払う受信料

- 三 土地、家屋その他の財産の賃借料及び保険料
 - 四 運賃
 - 五 研究又は調査の受託者に支払う経費
 - 六 諸謝金
 - 七 助成金及び交付金
 - 八 電話、電気、ガス及び水道の引込工事費及び料金
 - 九 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社により同条第二項に規定する前払金の保証された工事の代価
 - 十 官公署に対し支払う経費
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上前金払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で存続共済会の会長が定めるもの
- 2 前項第九号に掲げる経費について同項の規定により、前金払をする場合における当該前金払の金額の当該経費に対する割合は、当該請負代価の十分の四以内とする。
- 3 第一項第九号に掲げる経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものにおいて、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、前項の範囲内で既にした前金払に追加してする前金払の割合は、当該経費の二割を超えない範囲内とする。
- 一 工期の二分の一を経過していること。
 - 二 工程表により工期の二分の一を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - 三 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の二分の一以上の額に相当するものであること。
- 4 存続共済会の会長は、第一項第十一号に掲げる経費を定めたときは、速やかに総務大臣に報告しなければならない。
- （概算払）
- 第五十四条 会計単位の長は、次の各号に掲げる経費については、概算払をする

ことができる。

一 旅費

四 官公署に対し支払う経費

五 助成金及び交付金

七 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上概算払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で存続共済会の会長が定めるもの

2 存続共済会の会長は、前項第七号に掲げる経費を定めたときは、速やかに総務大臣に報告しなければならない。

(資金前渡)

第五十四条の二 会計単位の長は、次の各号に掲げる経費については、存続共済会の業務に従事する者をして現金支払をさせるため、その資金を当該者に前渡することができる。

一 遠隔の地又は交通不便の地域において支払をする経費

二 非常災害のため即時支払を必要とする経費

三 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で存続共済会の会長が定めるもの

2 存続共済会の会長は、前項第三号に掲げる経費を定めたときは、速やかに総務大臣に報告しなければならない。

3 第二十三条の規定は、第一項の規定により資金の前渡を受けた者がその保管する現金を亡失したときについて準用する。

(小口現金支払)

第五十四条の三 会計単位の長は、出納主任をして総務大臣が定める金額の範囲内で、現金を保管させ、常用の雑費で小口の現金支払を必要とするものの支払に充てさせることができる。

[運用方針] 出納主任が保管することのできる金額は、宿泊経理に係るものにあつては十万円を限度とし、その他の経理に係るものにあつては五万円を限度とする。ただし、特別の事情により当該金額を超えて現金を保管する必要がある場合において、組合の理事長が総務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第七款 経理

第一目 通則

(経理の原則)

第五十七条 存続共済会は、この命令に定めるものを除くほか、取引を正規の簿記の原則に従つて整然かつ明りように、整理して記録しなければならない。

[運用方針]

一 取引を行う場合の事業年度区分は、発生した事業に基づき、正規の簿記の原則に従つて整理しなければならない。(略)

二～三 (略)

(勘定区分及び勘定科目)

第五十八条 各経理単位においては、資産勘定、負債勘定、純資産勘定、利益勘定及び損失勘定を設け、取引の整理を行うものとする。

2 前項の各勘定に属する勘定科目は、経理単位ごとに、総務大臣が別に定めるところによる。

3 存続共済会の会長は、経理上特に必要がある場合には、総務大臣の承認を受けて前項の規定による勘定科目以外の勘定科目を設けることができる。

(預り金処理)

第五十九条 隔地者に対する支払で、受取人の所在不明その他の理由により返送されたもの又は振り出した小切手でその振出年月日から一年を経過し、なお取引金融機関に呈示のないものは、預り金として処理しなければならない。

(払いもどし及びもどし入れ)

第六十条 事業年度内の受入に係るもので過誤納となつたものの払いもどし金は、当該事業年度の受入勘定科目から払い出し、事業年度内の支払に係るもので過誤払となつたもののもどし入金、当該事業年度の払出勘定科目にもどし入れるものとする。

第二目 伝票、帳簿及び出納計算表

(伝票)

第六十一条 取引は、すべて、別紙様式第三号による伝票によつて処理しなければならない。ただし、存続共済会の定款で定めるところにより設けられる従た

る事務所においては、伝票にかえ別紙様式第三号による日記帳に記入して、処理することができる。

2 伝票は、収入伝票、支払伝票及び振替伝票とする。

〔運用方針〕 伝票は、収入伝票、支払伝票及び振替伝票に区分されるが、この三種類の伝票を使用するか又は振替伝票のみで取引を処理するかは、存続共済会の実情により決定するものとし、必ずしも三種類の伝票を使用しなくても差し支えない。

（帳簿の種類）

第六十二条 各会計単位においては、経理単位ごとに、別紙様式第四号による元帳及び補助簿を備え、それぞれ勘定科目ごとに口座を設け、すべての取引を記入しなければならない。

（帳簿の記入）

第六十三条 元帳及び補助簿の記入は、伝票又は日記帳に基づいて行なうものとする。

（照合の責任）

第六十四条 出納主任は、前条に規定する元帳及び補助簿の記入について責任を負わなければならない。

2 出納主任は、毎月末日、元帳の口座の金額について関係帳簿と照合し、記入の正確を確認しなければならない。

（出納計算表の提出）

第六十五条 （略）

3 存続共済会の出納主任は、毎月末日において、元帳を締め切り、経理単位ごとに別紙様式第五号による出納計算表を作成し、出納役の証明を受けた後、翌月十五日までに、会長に提出しなければならない。

第三目 決算

（決算精算表の提出）

第六十六条 （略）

3 存続共済会の出納主任は、毎事業年度末日において、決算整理をし、元帳及び補助簿を締め切り、経理単位ごとに別紙様式第六号による決算精算表を作

成し、出納役の証明を受けた後、翌事業年度四月末日までに、会長に提出しなければならない。

(財務諸表の提出)

第六十七条 法第二十二条第二項に規定する貸借対照表及び損益計算書の作成は、別紙様式第八号により経理単位ごとに行なうものとし、その報告にあつては、改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十六条の四第三項に規定する附属明細書及び事業状況報告書を添付するものとする。

2 前項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 出資に関する次の明細

イ 子会社（存続共済会が議決権の過半数を実質的に所有している会社をいう。以下この項及び次項において同じ。存続共済会及び子会社又は子会社が他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している場合における当該他の会社は、組合の子会社とみなす。）及び関連会社（存続共済会（存続共済会が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を実質的に所有し、かつ、存続共済会が人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び営業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社をいう。以下この項及び次項において同じ。）に対する出資の明細（子会社及び関連会社の名称、株式一株又は出資一口の金額、当該事業年度末日及び前事業年度末日における所有株式数又は出資口数、取得価格、貸借対照表に計上した額及び当該事業年度における出資額の増減を含む。）

ロ その他出資の明細

二 子会社及び関連会社に対する債権及び債務の明細

三 主な費用及び収益に関する次の明細

イ 国庫補助金等の明細（国庫補助金等の名称、支出元の国の会計区分並びに当該事業年度に受け入れた国庫補助金等の額と貸借対照表及び損益計算書に計上した額との関係についての説明を含む。）

ロ その他主な費用及び収益であつて、関連公益法人等（存続共済会の業務の一部又は存続共済会の業務に関連する事業を行つている公益法人その他の団体であつて、存続共済会が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針決定を支配しているか、又はそれに対して重要な影響を与えることができるものをいう。次項において同じ。）の基本財産に対する拠出その他存続共済会の業務の性質上重要と認められるものの明細

四 別紙様式第七号による財務諸表附属明細表に掲げる事項

3 第一項の事業状況報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 業務の内容、各事務所の所在地、当該事業年度における存続共済会の役員の定数、各役員の氏名、役職、任期及び経歴並びに組合の職員の定数及びその増減、組合の沿革、根拠法、主務大臣並びに運営審議会又は組合会の概要その他の存続共済会の概要

二 当該事業年度及び前事業年度までにおける業務の実施状況（借入金及び国庫補助金等による資金調達の状況を含む。）

三 子会社及び関連会社並びに関連公益法人等に関する次の事項

イ 子会社及び関連会社並びに関連公益法人等の状況（存続共済会と子会社及び関連会社並びに関連公益法人等との関係を示した図を含む。）

ロ 子会社及び関連会社の名称、事務所の所在地、資本金の額、事業内容、役員数、代表者の氏名、従業員数、存続共済会の所有する議決権の議決権の総数に対する割合及び存続共済会との関係

ハ 関連公益法人等の名称、事務所の所在地、基本財産の額、事業内容、役員数、代表者の氏名、職員数及び存続共済会との関係

四 存続共済会が対処すべき課題

（公告の方法）

第六十七条の二 改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第百五十六条の四第三項の規定による公告は、官報により行うものとする。

(閲覧期間)

第六十七条の三 改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の方第百五十六条の四第三項に規定する総務省令で定める期間は、五年とする。

(前期損益修正益及び前期損益修正損の処理)

第六十八条 前事業年度以前の事業年度に属すべき収入金又は支払金は、毎事業年度の前期損益修正益又は前期損益修正損として処理しなければならない。ただし、当該収入金又は支払金が少額である場合その他特別の事由がある場合には、存続共済会の会長が定めるところにより、当該事業年度に属する収入金又は支払金として処理することができる。

(たな卸)

第六十九条 出納主任は、毎事業年度末日において、実地についてたな卸資産のたな卸を行ない、それに基づいて、たな卸表を作成しなければならない。

2 前項の規定により出納主任がたな卸をする場合には、会計単位の長があらかじめ存続共済会の業務に従事する者のうちから指定する者がこれに立会し、その者が確認の証としてたな卸表に、記名するものとする。

(たな卸資産の評価)

第七十条 たな卸資産を評価する場合には、次の各号に掲げる価額によるものとする。ただし、第五号又は第六号の規定による価額による場合には、あらかじめ、会計単位の長の承認を受けなければならない。

- 一 他から購入したものは、買入原価（購入に際し手数料、運賃又はこれらに準ずる経費を支払った場合において、買入原価にこれを加算すべきときは、その加算すべき額を含む。）
- 二 当該存続共済会の生産に係るものは、その製造原価
- 三 当該存続共済会の生産に係る半製品は、原材料の価額に支払済工賃を加算した金額
- 四 前各号に掲げる価額によるべき場合において、買入原価、製造原価又は原材料の価額に、二以上の単価があり、そのいずれによるべきかが明らか

でないときは、前各号の規定にかかわらず、当該事業年度における最終の買入原価、製造原価又は原材料の価額。ただし、これらの価額以外の価額によることについて、存続共済会の会長の承認を受けた場合には、この限りでない。

五 買入原価、製造原価又は原材料の価額が明らかでないものは、見積価額

六 破損、きず、たなざらし、型くずれ、陳腐化等のため通常の価額で販売で

きないもの又は通常の方法で使用に堪えないものは、処分のできる価額

(たな卸資産の減損額)

第七十一条 たな卸資産を評価する場合において、破損、腐敗、欠減等を生じやすい種類のたな卸資産で、個個に破損、腐敗、欠減等の有無を確かめることが困難なものについて破損、腐敗、欠減等のあることが推定されるときは、前条の規定にかかわらず、同条第一号から第五号までの規定により評価した価額から、当該価額に薬品、医療原材料及び飲食料品については十分の三以下、その他の資産については十分の二以下の範囲内において存続共済会の会長が当該たな卸資産の種類ごとに定める割合を乗じて得た金額を減額することができる。

(資産の再評価)

第七十二条 当座資産として取得した有価証券について、時価と帳簿価額とに著しい差異がある場合には、当該事業年度末日において再評価し、帳簿価額を適正に修正しなければならない。

2 再評価をする場合における株式の時価は、取引所の相場があるものについては当該事業年度終了前一箇月間における当該株式の平均価額とし、その他のものについては当該株式を発行する法人の最新の財務諸表により算定するものとする。

3 給付経理の長期給付積立金の保全を目的とする資産又は福祉経理の資産について、時価と帳簿価額とに著しい差異がある場合において、当該事業年度末日又は総務大臣の指定する時に再評価しようとするときは、総務大臣の定めるところにより当該再評価をするものとする。

(有形固定資産の減価償却)

第七十三条 土地以外の有形固定資産（第九条第二項に規定する不動産を除く。

以下「有形固定資産」という。）は、毎事業年度末日において、資産の種類ごとに、定額法（当該減価償却資産の取得価額にその償却費が毎事業年度同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。）により減価償却をしなければならない。

- 2 当該事業年度の前事業年度までの各事業年度においてした償却の額の累計額と当該減価償却資産につき計算した当該事業年度の償却限度額に相当する金額との合計額が当該減価償却資産の取得価額から一円を控除した金額に相当する金額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該償却限度額に相当する金額からその超える部分の金額を控除した額をもつて当該事業年度の償却限度額とする。
- 3 第一項の規定により減価償却をする場合における耐用年数及び償却率は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）の別表に定めるところによる。ただし、通常の使用度を超える使用のためその損耗が著しい有形固定資産について、存続共済会の会長が必要があると認める場合には、同表に掲げる耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）を短縮することができる。
- 4 法定耐用年数の全部又は一部を経過した有形固定資産を取得し、その将来の残存耐用年数を見積もる場合において、その将来の残存耐用年数を見積もることが困難なときは、法定耐用年数の全部を経過したものについては当該法定耐用年数の十分の二に相当する年数を、法定耐用年数の一部を経過したものについては当該法定耐用年数から経過年数を控除した年数に経過年数の十分の二に相当する年数を加算した年数を法定耐用年数とみなし、償却額を計算するものとする。この場合において、一年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 有形固定資産を増築し、改築し、修繕し、その他改良を加えた場合において、存続共済会の会長が必要があると認めるときは、前二項の規定による耐用年数を延長することができる。

- 6 事業年度の中途において取得した有形固定資産の当該事業年度における償却額は、前五項の規定により計算した償却額に、経過月数を十二で除して得た割合を乗じて得た金額とする。
- 7 前条第三項の規定により有形固定資産を再評価した場合には、その再評価後の価額を取得価額と、残存耐用年数を法定耐用年数とみなし、前六項の規定により償却額を計算するものとする。
- 8 有形固定資産の減価償却額は、直接法により処理しなければならない。
(無形固定資産の償却)

第七十四条 無形固定資産（時の経過によりその価値の減少しないものを除く。この条において同じ。）は、毎事業年度末日において、その取得価額を基礎とし、期間の定めのあるものについてはその期間、期間の定めのないものについては十年以内で存続共済会の会長が定める期間により、均分して償却しなければならない。

- 2 事業年度の中途において取得した無形固定資産の当該事業年度における償却額は、前項の規定により計算した償却額に、経過月数を十二で除して得た割合を乗じて得た金額とする。
- 3 第七十二条第三項の規定により無形固定資産を再評価した場合には、その再評価後の価額を取得価額とみなし、前二項の規定により償却額を計算するものとする。
- 4 無形固定資産の減価償却額は、直接法により処理しなければならない。
(借入不動産の増築費等の償却)

第七十五条 借入不動産の増築、改築、修繕その他改良に要した費用のうち、当該不動産の通常の維持又は管理に必要と認められる金額を超える額（以下この条において「増築費等」という。）については、毎事業年度末日において、増築費等を基礎とし、賃借期間の定めのあるものについては、その期間、賃借期間の定めのないものについては十年以内で存続共済会の会長が定める期間により、均分して償却しなければならない。

- 2 事業年度の中途において取得した借入不動産の増築費等の当該事業年度における償却額は、前項の規定により計算した償却額に経過月数を十二で除し

て得た割合を乗じて得た金額とする。

- 3 借入不動産の増築費等の減価償却額は、直接法により処理しなければならない。

(特別償却)

第七十六条 固定資産が陳腐化、不適応化その他災害等の理由により著しくその価値を減じた場合において、存続共済会の会長が必要があると認めるときは、前三条の規定による償却の基礎となる価額の全部又は一部を減額することができる。

(創業費及び開発費の償却)

第七十七条 繰延費用として処理した創業費及び開発費は、每事業年度末日において、五年以内で存続共済会の会長が定める期間により均分額以上の償却をしなければならない。

- 2 事業年度の中途において繰延費用として処理した創業費及び開発費の当該事業年度における償却額は、前項の規定により計算した償却額に経過月数を十二で除して得た割合を乗じて得た金額とする。

- 3 創業費及び開発費の償却額は、直接法により処理しなければならない。

(退職給与引当金)

第七十八条 存続共済会の役員又は存続共済会に使用される者に対して退職給与を支払う規定がある場合には、每事業年度末日において、当該規定に基づく所要の金額を退職給与引当金として計上しなければならない。

(災害補てん引当金)

第七十九条 有形固定資産について、災害その他の事故による将来の損害に対する準備をしようとする場合には、每事業年度末日において、所要の金額を災害補てん引当金として計上することができる。

(特別修繕引当金)

第八十二条 業務経理においては、事業に使用されている施設について翌事業年度以降に修繕をすることが予定される場合には、每事業年度末日において、所要の金額を特別修繕引当金として計上することができる。

(支払準備金)

第八十三条 給付経理においては、毎事業年度末日において、次の各号に掲げる金額を支払準備金として計上し、翌事業年度末日まですえおかなければならない。

二 給付経理については、当該事業年度における給付（年金である給付を除く。）及び法附則第二十八条の十三第一項に規定する脱退一時金の請求額の総額の十二分の二以内において存続共済会の会長が必要と認めた金額（長期給付積立金）

第八十三条の二 長期経理においては、損益計算上利益を生じたときは、その額を厚生年金保険給付組合積立金として積み立てなければならない。

（退職等年金給付組合積立金）

第八十三条の三 退職等年金経理においては、損益計算上利益を生じたときは、その額を長期給付組合積立金として積み立てなければならない。

（再評価積立金）

第八十四条 第七十二条第三項の規定による再評価により生じた利益金は、再評価積立金として積み立てなければならない。

2 組合の理事長は、前項の再評価積立金を取り崩したときは、速やかに総務大臣に報告しなければならない。ただし、翌事業年度以降において再評価により損失を生じたことにより前項の再評価積立金を取り崩したときは、この限りでない。

（建設積立金等）

第八十五条 業務経理において、一定の金額を積み立てて施設の新設又は改良を行なおうとする場合には、毎事業年度末日において、当該金額を建設積立金又は改良積立金として積み立てることができる。

（別途積立金）

第八十六条 存続共済会は、当該存続共済会以外の者から受けた補助金、寄附金（現金以外の資産による寄附を含む。）、第七条の二第一項の規定による繰入金又は同条第二項に規定する福祉事業の財源に係る金額をもつて固定資産を取得した場合には、当該事業年度末日において、当該固定資産の価額に相当する金額を別途積立金として積み立てなければならない。

2 前項の別途積立金は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、総務大臣の承認を受けなければ取り崩すことができない。

- 一 経理の廃止に伴い当該固定資産を処分した場合
- 二 施設の処分に伴い当該施設に属する当該固定資産を処分した場合
- 三 当該固定資産が滅失した場合

3 組合の理事長は、前項各号のいずれかに該当する場合において、第一項の別途積立金を取り崩したときは、速やかに主務大臣に報告しなければならない。
(利益剰余金及び欠損金の処分)

第八十九条 毎事業年度における決算上の利益剰余金は、翌事業年度に繰り越すものとする。

2 毎事業年度の欠損金は、前年度積立金を取り崩して補てんし、なお欠損金がある場合には、欠損金補てん積立金を取り崩して補てんするものとする。

3 前項の規定により欠損金を補てんしてもなお欠損金がある場合には、その決算上の欠損金は、翌事業年度に繰り越すものとする。

第六章 雑則

(書類の保存期限)

第百六十五条 次の各号に掲げる存続共済会の帳簿又は書類の保存期限は、その処理の終わった翌事業年度から起算して当該各号に掲げる期間とする。

- 一 元帳及び補助簿 十年
 - 二 財産関係帳簿及び書類 十年
 - 三 給付等に係る伝票、収入及び支出の証ひよう書類、給付関係帳簿、給付の請求書その他の関係書類 十年
 - 四 伝票、収入及び支出の証ひよう書類、給付関係帳簿又は給付の請求書その他給付関係書類（前号に掲げるものを除く。） 五年
 - 五 報告書類 三年
 - 六 その他の証ひよう書類 存続共済会の規則で定める期間
- (外部監査)

第百六十八条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年

法律第五十六号) 附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同法による改正前の法第七十条第三項の規定による監査は、別に定める監査要領に従って行わなければならない。

第百六十九条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同法による改正前の法第七十条第三項に規定する当該職員は、同項の監査をする場合には、別紙様式第三十七号による監査証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、提示しなければならない。

2 前項の当該職員は、同項の監査を行なう場合には、会計単位の長及び出納職員又はこれらの者の代理人に対し、現金、預金通帳、帳簿、証ひよう書類等の提示、事実の説明、資料の作成その他監査に必要な事項を要求することができる。

第百七十条 会計単位の長及び出納職員は、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同法による改正前の法第七十条第三項の規定による監査に立会しなければならない。ただし、これらの職員が事故のため自ら立会することができない場合には、その代理人が立会しなければならない。

（内部監査）

第百七十一条 存続共済会の会長又はその委任を受けた者は、毎事業年度の末日、出納主任に異動があつた場合及び必要と認める場合において、存続共済会の業務及び財産の状況について監査を行なわなければならない。

（印鑑の提出）

第百七十三条の二 存続共済会は、会長の印鑑を次の各号に掲げる組合の区分に従い、当該各号に掲げる者に提出しなければならない。

一 存続共済会 総務大臣

2 前項の規定は、同項の印鑑を改めた場合について準用する。

(請求書等の確認)

第百七十四条 地方議会議員、地方議会議員であつた者又はその者の遺族がこの命令の規定により、存続共済会に対し次に掲げる書類を提出する場合は、地方公共団体の議会の議長（地方議会議員であつた者又はその遺族については、当該地方議会議員であつた者の退職又は死亡の時における地方公共団体の議会の議長）を経由して、組合に提出しなければならない。

一 地方議会議員又は地方議会議員であつた者の履歴書等

二 年金受給権者再就職届書（地方議会議員となつた場合に限る。）

四 退職共済年金、公務傷病年金若しくは地方議会議員の死亡に係る遺族共済年金又は昭和六十年改正前の法による減額退職年金の決定の請求書（第百二十条第三項に規定する退職共済年金決定請求書を除く。）

五 障害一時金若しくは脱退一時金又は昭和六十年改正法附則の規定により従前の例により支給される脱退一時金、障害一時金若しくは特例死亡一時金の請求書

六 第百二十三条第一項に規定する退職共済年金改定請求書

七 育児休業掛金免除申出書又は育児休業掛金免除変更申出書

2 地方議会議員、地方議会議員であつた者又はその者の遺族がこの命令の規定により、存続共済会に対し第四章第二節に規定する請求書を提出する場合は、地方公共団体の議会の議長又は所属所長を経由して、存続共済会に提出しなければならない。

附 則

(業務経理への資金の繰入れの特例)

第二条の二 存続共済会は、給付経理における資産の運用によって生じた前事業年度における利益金のうち当該資産を年四・一パーセントで運用したとした場合における利益金を超える部分に相当する額の範囲内において、総務大臣の承認を受けた金額に地方議会議員の数を乗じて得た額を限度として必要な資金を当該経理から業務経理に繰り入れることができる。

第三条の三 特例期間及び主務大臣が必要と認める期間においては、給付経理

の余裕金を他の経理単位に貸し付ける場合の利率については、第十三条第一項後段の規定にかかわらず、法に基づく給付事業の財政の安定に配慮して総務大臣が定める利率によることができる。

別紙様式第1号

事業計画目次

事業計画及び予算表紙	第1号の1
事業計画概況	第1号の2
支部及び所属所の現況	第1号の3
施設の現況	第1号の4
組合員数等推算	第1号の5

第1号の1

事業計画及び予算表紙

令和 年度事業計画及び予算

〇〇共済組合

第1号の2

事業計画概況

経理単位名	概 要

備考 各経理単位の事業計画内容を記載すること。

第1号の3

支部及び所属所の現況

区分 支部名	単位 所属 所数	組合 員数	支部における実施経理単位											
			短期	厚年	退年	業務	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	経長 財形
計														

第1号の4

〇 〇 経 理

施 設 の 現 況

区分 施設名	所在地	開設 年月	投 資 額									収 容 人 員	利 用 率	利 用 料 金	備 考
			建 物		構 築 物	器 具 備 品	土 地		借入不 動産附 帯施設	その 他	計				
			面積	金額			面積	金額							

備考

- 1 医療経理については、「収容人員」欄にベッド数を記載すること。
- 2 住宅経理については、「収容人員」欄に構造及び戸数を記載すること。
- 3 利用率は、宿泊、休憩別に記載し、既施設分については前年度実績率、新施設については推定利用率を記載すること。
- 4 医療経理については、「利用率」欄にベッドの利用率(既施設分については前年度実績率、新施設については推定利用率)を記載すること。
- 5 利用料金は、宿泊、休憩別料金の最低最高の料金を記載すること。
- 6 施設の設置廃止については、「備考」欄に記載すること。
- 7 その他の欄の内訳を「備考」欄に記載すること。

第1号の5

組 合 員 数 等 推 算

団 体 の 数													
種別	区分	組 合 員 数			標 準 報 酬 の 月 額			標 準 期 末 手 当 等 の 額			被 扶 養 者 数		
	年度												
一 般 組 合 員	男												
	計												
地方公共団体の長	男												
	女												
	計												
特定消防組合員	男												
	女												
	計												
長 期 組 合 員	男												
	女												
	計												
特定消防長期組合員	男												
	女												
	計												
船員一般組合員	男												
	女												
	計												
船員継続組合員	男												
	女												
	計												
船員継続長期組合員	男												
	女												
	計												
継続長期組合員	男												
	女												
	計												
特定警察組合員	男												
	女												
	計												
特例継続組合員	男												
	女												
	計												
短 期 組 合 員	男												
	女												
	計												

別紙様式第2号

予 算 目 次

予 算 総 則	第2号の1
予 定 損 益 計 算 書	第2号の2
予定損益計算書説明書	第2号の3
予 定 貸 借 対 照 表	第2号の4
予定貸借対照表説明書	第2号の5

第2号の1

〇 〇 経 理
予 算 総 則

事 項	令 和 年 度	令 和 年 度

第2号の2

〇 〇 経 理
予 定 損 益 計 算 書

科 目	令和 年度 決 算 額	令和 年度 推 計	令和 年度 推 計	前年度対比較 増△減	
				令和 年度	令和 年度
	円	円	円	円	円

備考 この表は、損益計算書科目の順序に従い記載すること。

第2号の3

〇 〇 経 理
予定損益計算書説明書

科 目	令 和 年 度	令 和 年 度

備考 科目別に推計の根拠を詳細に記載すること。

第2号の4

〇 〇 経 理
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	令 和 年 度 末	令 和 年 度		令 和 年 度	
		増 △ 減	年 度 末	増 △ 減	年 度 末
	円	円	円	円	円

備考 この表は、貸借対照表科目の順序に従い記載すること。

第2号の5

〇 〇 経 理
予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

科 目	令 和 年 度	令 和 年 度

備考 科目別に推計の根拠を詳細に記載すること。

別紙様式第3号

伝票及び日記帳目次

収 入 伝 票	第3号の1
支 払 伝 票	第3号の2
振 替 伝 票	第3号の3
日 記 帳	第3号の4

第3号の1

No. _____		収 入 伝 票		年 月 日 起 票		出 納 役	
貸方科目	摘 要	番号	金 額				備考
							円
合 計							

(赤色刷とすること。)

第3号の2

No. _____		支 払 伝 票		年 月 日 起 票		出 納 役	
借方科目	摘 要	番号	金 額				備考
							円
合 計							

(青色刷とすること。)

第3号の3

No. _____ 振 替 伝 票 年 月 日 起 票														出 納 役		
借 方						摘 要 号	貸 方									
金 額		備考	科目				科目	備考	金 額							
					円									円	出納主任	
															係	
															記 帳	
															元 帳	
						合 計									元 帳 補助簿	

(黒色刷とすること。)

第3号の4

年 月 日	摘 要	元帳番号	収 入	支 出	(日記帳)
			円	円	

備考 日記帳は、取引順に記載すること。

別紙様式第4号

元帳及び補助簿目次

元帳	第4号の1
有価証券、投資有価証券台帳	第4号の2
預金、金銭信託台帳	第4号の3
生命保険台帳	第4号の3の2
借入金台帳	第4号の4
貸付金台帳	第4号の5
貯金台帳	第4号の6
不動産台帳(土地)	第4号の7
不動産台帳(建物)	第4号の8
不動産台帳(構築物、立木竹)	第4号の9
投資不動産台帳	第4号の10
器具及び備品、機械及び装置、医療器具機械、車両及び運搬具台帳	第4号の11
貯蔵品台帳	第4号の12
売掛金、未収金台帳	第4号の13
買掛金、未払金台帳	第4号の14
仕入台帳	第4号の15
売上台帳	第4号の16
給付金台帳	第4号の17
予算差引帳	第4号の18
小口現金出納簿	第4号の19

第4号の1

(口座)

月	年 日	摘 要	伝 票 番 号	借 方	貸 方	借 貸	残 高	(元 帳)
				円	円		円	

第4号の2

(口 座)

種目		銘柄別		内容		沿革	
年月日	摘要	証券番号	増 数量 価 格	減 数量 価 格	現 在 数量 価 格	受 取 利 息 年月日 金 額	
			円	円	円		円

(有価証券、投資有価証券台帳)

備考 この台帳は、銘柄ごとに別業とすること。ただし、有価証券信託については信託先別に別業とする。

第4号の3

(口 座)

年月日	摘要	番号	増	減	現 在	受 取 利 息 年月日 金 額	
			円	円	円		円

(預金、金銭信託台帳)

備考

- 1 預金については、預金先ごとに別業とし、定期預金及び組合の理事長が必要とする預金を記載すること。
- 2 金銭信託については信託先別かつ口座別に別業とすること。
- 3 「番号」欄は、通帳又は証書番号を記載すること。

第4号の3の2

(口 座)

年 月 日	摘 要	増	減	現 在	保 險 収 益	
					年 月 日	金 額
		円	円	円		円

(生命保険台帳)

備考 この台帳は、契約先ごとに別葉とすること。

第4号の4

(口 座)

年 月 日	摘 要	整理 番号	借 入	返 済	現 在	支 払 利 息	
						年 月 日	金 額
			円	円	円		円

(借入金台帳)

備考

- 1 この台帳は、人名勘定とすること。
- 2 短期借入金、長期借入金は別葉とすること。

第4号の5

(口 座)

年 月 日	摘 要	伝票 番号	貸 付	返 済	現 在	日数	受 取 利 息		
							積数	金 額	年 月 日
			円	円	円			円	

(貸付金台帳)

備考

- 1 この台帳は、人名勘定とすること。
- 2 この台帳は、「カード」式とすることができる。

第4号の6

(口 座)

年 月	摘 要	伝票 番号	預 入	払 出	残 高	日数	積数及び 利 息	日数計算 の 説 明
			円	円	円		円	

(貯金台帳)

備考 この台帳は、人名勘定とすること。

第4号の7

(口 座)

施設名		所在地		種目		沿革	
年 月日	摘 要	増	減	現 在	備考		
		数 量	価 格	数 量	価 格	数 量	価 格
		公簿 実測		公簿 実測		公簿 実測	
			円		円		円

(不動産台帳の土地)

備考

- 1 この台帳は、施設ごとに口座を設け種目ごとに別葉とすること。
- 2 「種目」欄には、宅地、原野、道路等の地目を記載すること。
- 3 「摘要」欄には、土地の地番等を記載すること。
- 4 「備考」欄には、登記年月日、平方メートル当たりの単価及び土地買入に要した租税、仲介口銭、整地費等を記載すること。

第4号の8

(口 座)

施設名		所在地		種目 番号		構造		沿革		(不動産台帳の建物)
年 月 日	摘 要	増		減		現 在		減価償却額		備 考
		数 量	価 格	数 量	価 格	数 量	価 格	当期	累 計	
		建築 面積	延べ 面積	建築 面積	延べ 面積	建築 面積	延べ 面積	円	円	円

備考

- 1 この台帳は、建物1棟ごとに別業とする。ただし、構造、建築年次が同一程度で連続のものは、1業として記載することができる。
- 2 「種目」欄には本館、病棟、住宅等の建物の種類を、「番号」欄には整理番号を記載すること。
- 3 「摘要」欄には、新築、増築、耐用年数等を記載すること。
- 4 「備考」欄には、火災保険金額、登記年月日、主たる修繕の年月日及び金額を記載すること。

第4号の9

(口 座)

種 目		構 造 又 は 細 分				沿 革			
年 月 日	摘 要	増		減		現 在		減 価 償 却 額	
		数 量	価 格	数 量	価 格	数 量	価 格	当 期	累 計
			円		円		円	円	円

(不動産台帳の構築物、立木竹)

備考

- 1 この台帳は、へい、門等の構築物並びに立木竹の種目ごとに別業とすること。
- 2 「摘要」欄には、新設、増設、減価償却等必要事項を記載すること。

第4号の10

(口 座)

施設 設名		所在地			種目			構			沿革		(投資不動産台帳)		
					番号			造							
年 月日	摘 要	不 動 産 の 内 容						収納金額		現 在				備 考	
		建 物		構築物	土 地										
		建築 面積	延べ 面積	金額	金 額	面積	金額	元金	利息	建物 価格	構築物 価 値	土地 格 格		土地 価 格	
				円	円		円	円	円	円	円	円		円	

備考

- 1 この台帳は、施設ごとに口座を設け、施設の異なるごとに別業とする。
- 2 「摘要」欄には、契約年月日、割賦収納金額等を記載すること。
- 3 「備考」欄には、割賦年数、火災保険金額、登記年月日等を記載すること。

第4号の11

(口 座)

年 月日	摘 要	受 入			払 出		現 在		減 価 償 却 額		(器具及び備品、機械及び装置、医療器具、車両及び運搬具台帳)
		数量	単価	金額	数量	金額	数量	金額	当 期	累 計	
			円	円		円		円	円	円	

備考

- 1 この台帳は、品名勘定とすること。
- 2 「摘要」欄は、買入れ、保転、減価償却、廃棄等必要事項を記載すること。

第4号の12

(口 座)

年 月日	摘 要	受 入			払 出			残 高			(貯蔵品台帳)
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
			円	円		円	円		円	円	

備考 この台帳は、事務用消耗品、事業用消耗品、薬品、医療材料品、飲食材料品等の品名勘定とすること。

第4号の13

(口 座)

年 月日	摘 要	伝 票 番 号	借 方	貸 方	借 貸	残 高	(売掛金、未収金台帳)
			円	円		円	

備考 この台帳は、人名勘定又は品名勘定とすること。

第4号の14

(口 座)

年 月 日	摘 要	伝 番 号	借 方	貸 方	借 貸	残 高	(買掛金、未払金台帳)
			円	円		円	

備考 この台帳は、人名勘定又は品名勘定とすること。

第4号の15

(口 座)

年 月 日	仕 入 先	伝 票 番 号	送 状 番 号	品 名	数 量	単 価	金 額	金 額 内 訳		(仕入台帳)
								現 金	掛	
						円	円	円	円	

備考 この台帳は、人名勘定又は品名勘定とすること。

第4号の16

(口 座)

年 月日	摘 要	伝票 番号	品 名	数 量	単 価	金 額	金 額 内 訳	
							現 金	掛
					円	円	円	円

(売上台帳)

備考 この台帳は、人名勘定又は品名勘定とすること。

第4号の17

(口 座)

年 月日	摘 要	伝 票 番 号	件 数	日 数	支 払 金 額	戻 入 れ 額	差 引 支 出 額
					円	円	円

(給付金台帳)

備考

- 1 この台帳は、勘定科目表の小項目ごとに別葉とすること。
- 2 短期経理の療養の給付、入院時食事療養の給付、特定療養の給付、療養費、家族療養の給付、家族療養費、高額療養の給付及び高額療養費については、入院、外来の別、内科、歯科等の診療科目別に、組合の理事長又は主務大臣が定める報告書作成上必要と認める区分に従い前号にかかわらず口座を設けることができる。

(口 座)						
年 月 日	摘 要	予 算 額	支 出 額			差引残額
			支部及び所 属所示達額	支 出 額	計	
		円	円	円	円	円

(予算差引帳)

- 1 この台帳は、役員報酬、職員給与、旅費及び事務費については、必ず記載すること。
- 2 「摘要」欄には、支出額の内容等必要な事項を記載すること。
- 3 支部及び単位所属所における予算額は、本部及び支部よりの予算示達額を記載すること。
- 4 本部及び支部においてはその統轄する会計単位がない場合及び単位所属所においては、支出額の「支部及び所属所示達額」欄は、省略することができる。

[illegible]

172

備考

- 1 この表は、各経理単位ごとに作成すること。
- 2 貸借対照表科目と損益計算書科目は、それぞれ別に集計して小計を付すること。

備考

- 174

別紙様式第7号

決算附属明細表及び財務諸表附属明細表目次

現金現在高明細表	第7号の1
預金、金銭信託明細表	第7号の2
未呈示小切手明細表	第7号の3
有価証券、投資有価証券明細表	第7号の4
生命保険明細表	第7号の4の2
貸付金明細表	第7号の5
借入金明細表	第7号の6
未収金、売掛金、前渡金、支払基金委託金、立替金、仮払金、未収収益、未払金、買掛金、前受金、受託商品引受、仮受金、預り金、未払費用明細表	第7号の7
前払費用、未達回送金明細表	第7号の8
前受収益明細表	第7号の9
固定資産明細表	第7号の10
投資不動産明細表	第7号の11
減価償却費明細表	第7号の12
積立金、引当金、減価償却累計額明細表	第7号の13
棚卸表	第7号の14
支出実績表	第7号の15
利益剰余金又は欠損金計算書	第7号の16

第7号の1

現金現在高明細表

(令和 年 月 日 時)

区 分	摘 要	金 額
		円

備考

- 「区分」欄には、現金、小切手、地方公共団体負担金送金通知書、国庫金送金通知書、公債又は社債等の満期利札等の種目を記載すること。
- 「摘要」欄には、金種別に枚数、金額等を記載すること。

第7号の2

預金、金銭信託明細表

取引金融機関等の名称	区 分	金 額	摘 要

備考

- 1 預金、金銭信託に区分し、別表に記載すること。
- 2 預金については、当座預金、普通預金等に区分し記載すること。
- 3 取引金融機関等ごとに小計を付すること。

第7号の3

未 呈 示 小 切 手 明 細 表

種 別	元 帳 現在高	預 金 現在高	差引過 不足額	未 呈 示 小 切 手			備 考
				振 出 月 日	小切手 番 号	金 額	
	円	円	円			円	

備考

- 1 「種別」欄には、何々銀行等当座取引金融機関名を記載すること。
- 2 「備考」欄には、未呈示小切手の内容等必要な事項を記載すること。

第7号の4

有価証券、投資有価証券明細表

	銘柄	券面総額	取得価額	貸借対照表 計上額	摘要	
国債、地方債、社債、その他の債券		円	円	円		
	計					
株式	銘柄	一株の金額	株数	取得価額	貸借対照表 表計上額	摘要
		円		円	円	
	計					
貸付信託、証券投資信託、有価証券信託	銘柄	取引金融機関	取得価額	貸借対照表 計上額	摘要	
			円	円		
	計					
その他の証券	種類	取得価額	貸借対照表 計上額	摘要		
		円	円			
	計					

備考 取得価額と貸借対照表計上額と相違するときは、その理由を「摘要」欄に記載すること。

第7号の4の2

生 命 保 険 明 細 表

取引生命保険会社名	金 額	摘 要
	円	

備考 契約先ごとに区分して記載すること。

第7号の5

貸 付 金 明 細 表

貸付区分	貸付先	前 期 繰越高	当 期 増加額	当 期 減少額	期末残高	摘 要
		円	円	円	円	

備考

- 1 貸付区分は、短期、長期に区分すること。
- 2 貸付経理及び財形経理において組合員に対する貸付金の貸付先は、各個人別に記載すること。ただし、支部又は本部において取りまとめる場合の明細表には、所属所又は支部名を用い、その所属所又は支部の合計額を記載すること。
- 3 その他の経理単位における貸付先は、保健経理、宿泊経理等に区分し記載すること。
- 4 年度内に償還され期末の残高がないものもその変動を記載すること。
- 5 「摘要」欄には、貸付理由等を記載すること。

第7号の6

借 入 金 明 細 表

借入区分	借入先	前 期 繰越高	当 期 増加額	当 期 減少額	期末残高	摘 要
		円	円	円	円	

備考

- 1 借入区分は、短期、長期に区分すること。
- 2 借入先は、市町村連合会、地方公務員共済組合連合会、短期経理等に区分し借入条件の異なるごとに細分して記載すること。
- 3 年度内に償還したもので期末の残高がないものもその変動を記載すること。
- 4 借入金の使途、借入条件及び借入金額に著しい増減のある場合には、その理由を「摘要」欄に記載すること。

第7号の7

未収金、売掛金、前渡金、支払基金委託金、立替金、仮払金、未収収益、未払金、買掛金、前受金、受託商品引受、仮受金、預り金、未払費用明細表

種 別	金 額	氏 名	摘 要
	円		

備考

- 1 未収金、売掛金、前渡金、支払基金委託金、立替金、仮払金、未収収益、未払金、買掛金、前受金、受託商品引受、仮受金、預り金、未払費用に区分し、別表に記載すること。
- 2 「種別」欄には、地方公共団体負担金、国庫負担金、職員団体負担金、掛金等の区分を記載すること。
- 3 「氏名」欄には、所属所においては個人名、支部においては所属所名、本部においては支部名又は所属所名を記載すること。

第7号の8

前払費用、未達回送金明細表

科 目	摘 要	支 払			貸借対照表 計 上 額	備 考
		年月日	伝票番号	金 額		
				円	円	

備考

- 1 前払費用、未達回送金に区分し、別表に作成すること。
- 2 前払費用については、貸借対照表計上額の算定の基礎を「備考」欄に記載すること。

第7号の9

前 受 収 益 明 細 表

科 目	摘 要	収 入			貸借対照表 計 上 額	備 考
		年月日	伝票番号	金 額		
				円	円	

備考 貸借対照表計上額の算定の基礎を「備考」欄に記載すること。

第7号の10

固 定 資 産 明 細 表

資産の種類	期首残高	当 期 増加額	当 期 減少額	期末残高	当 期 償却額	差 引 期末残高	摘 要
	円	円	円	円	円	円	

備考

- 1 貸借対照表に掲げる勘定科目ごとに記載すること。
- 2 期首残高は、帳簿上の価額を記載すること。
- 3 資産を取得原価以外の評価基準により再評価した場合には、当該資産の取得原価を「期首残高」欄(期中に再評価した場合には「期末残高」欄)に括弧書で記載すること。
- 4 期末残高から当期償却額を控除した残高を「差引期末残高」欄に記載すること。
- 5 著しい増減については、その理由を「摘要」欄に記載すること。
- 6 新たに取得したものは、「当期増加額」欄に記載すること。

第7号の11

投資不動産明細表

施設名	所在地	種 目	単位	期首現在額		当 期 増		当 期 減		当 期 償還額		期 末 現在額		摘 要
				数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	
		建 物	延べ面積		円		円		円		円		円	
		構 築 物	個											
		土 地	平方メートル											
		建設仮勘定												
		小 計												

備考 当期減は、建設仮勘定から建物等への振替、亡失、処分等の数量、価格を記載すること。

第7号の12

減価償却費明細表

資産の種類	耐用年数	取得原価	当 期 償却額	償 却 累計額	当 期 末残高	償 却 累計率	摘 要
		円	円	円	円		

備考

- この表は、減価償却を行う固定資産について、貸借対照表に掲げる資産の種類別、耐用年数別に記載すること。
- 資産を再評価した場合には、当該評価額を「取得原価」欄に記載し、取得原価は、同欄に括弧書で記載すること。
- 償却累計率は、償却累計額の取得原価に対する割合を記載すること。
- 「摘要」欄には、年度の中途に取得したものについてはその取得年月日、その他必要事項を記載すること。

第7号の13

積立金、引当金、減価償却累計額明細表

区 分	前期繰越額	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	貸借対照表 計 上 額	摘 要
	円	円	円	円	

備考 積立金、引当金、減価償却累計額に区分し、別表に作成すること。

第7号の14

棚 卸 表

貸借対照表 科 目	品 目	単 位	棚 卸			減 損 額		貸借対照表 計 上 額
			数量	単価	金額	割合	金額	
				円	円		円	円
令和 年 月 日			棚卸責任者 出納主任 氏 名					
			同 立 会 人 氏 名					

備考

- この表は、貯蔵品、商品、製品、半製品、原材料等について貸借対照表の科目ごとに作成すること。
- 棚卸価格が1万円以下の品目は、一括して「その他」として記載することができる。
- 未達商品もこの表に準じて作成すること。

第7号の15

支 出 実 績 表

科 目	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	不 用 額
	円	円	円	円

備考

- 1 「科目」欄には、役員報酬、職員給与、旅費及び事務費の科目を記載すること。
- 2 「支出未済額」欄には、支払を翌年度へ繰り越す額を記載すること。

第7号の16

利益剰余金又は欠損金計算書

自令和×年×月×日 至令和×年×月×日

1 積立金又は繰越欠損金(△)		×	×	×	×
2 当期利益金又は当期損失金(△)		×	×	×	×
3 当期処分額		×	×	×	×
××積立金へ積立	×	×	×		
××積立金へ積立	×	×	×		
積立金又は繰越欠損金(△)		×	×	×	×

別紙様式第8号

財 務 諸 表 目 次				
貸 借 対 照 表	第8号の1	貸 借 損 益 計 算 書	第8号の2	

第8号の1

〇	〇	経 理
貸	借	対 照 表

令和 年3月31日現在

借 方			金額	貸 方			金額
円	円	円	円	円	円	円	円
<u>流 動 資 産</u>			×××	<u>流 動 負 債</u>			×××
現 金	×××			短 期 借 入 金	×××		
普 通 預 金	×××			未 払 金	×××		
定 期 預 金	×××			未 払 費 用	×××		
金 銭 信 託	×××			仮 受 金	×××		
有 価 証 券	×××			その他の流動負債	×××		
仮 払 金	×××						
前 払 費 用	×××			<u>固 定 負 債</u>			×××
未 収 金	×××			長 期 借 入 金	×××		
その他の流動資産	×××			支 払 準 備 金	×××		
貸 倒 引 当 金	×××			引 当 金	×××		
<u>固 定 資 産</u>			×××	退職給与引当金	×××		
有 形 固 定 資 産	×××			〇〇引当金	×××		
建 物	×××			負 債 合 計			×××
器具及び備品	×××			<u>剰 余 金 (欠 損 金)</u>			×××
土 地	×××			資 本 剰 余 金	×××		
その他の有形固定資産	×××			再評価積立金	×××		
無 形 固 定 資 産		×××		別 途 積 立 金	×××		
電 話 加 入 権	×××			長期給付積立金	×××		

その他の無形 固定資産	×××			利益剰余金(欠 損金)		×××	
投資その他の資 産		×××		〇〇積立金	×××		
金 銭 信 託	×××			積立金(繰越 欠損金)	×××		
投資有価証券	×××			当 期 利 益 金	×××		
生 命 保 険	×××			(当期損失金)			
投資不動産	×××			純 資 産 合 計			×××
長期貸付金	×××						
預 託 金	×××						
その他の資産	×××						
繰 延 資 産			×××				
創 業 費		×××					
開 発 費		×××					
資 産 合 計			×××	負債・純資産合計			×××

(注) 有形固定資産の減価償却累計額は、×××円である。

第8号の2

〇 〇 経 理
損 益 計 算 書

自令和 年4月1日
至令和 年3月31日

損	失	金額	利	益	金額
円	円	円	円	円	円
経 常 費 用		×××	経 常 収 益		×××
事 業 費 用	×××		事 業 収 益		×××
〇〇給付	×××		負 担 金	×××	
職 員 給 与	×××		掛 金	×××	
厚 生 費	×××		施 設 収 入	×××	
旅 費	×××		雑 収 入	×××	
事 務 費	×××		運 用 収 入		×××
光 熱 水 料	×××		利 息 及 び 配 当	×××	
雑 費	×××		金		

減価償却費	×××			有価証券売却益	×××		
引当金等繰入		×××		補助金等収入		×××	
貸倒引当金繰入	×××			交付金	×××		
〇〇引当金繰入	×××			補助金	×××		
事業外費用		×××		引当金等戻入		×××	
支払利息	×××			貸倒引当金戻入	×××		
有価証券売却損	×××			〇〇引当金戻入	×××		
償還差損	×××			事業外収益		×××	
雑損	×××			利息及び配当金	×××		
繰入金			×××	有価証券売却益	×××		
〇〇経理へ相互繰入		×××		償還差益	×××		
特別損失			×××	雑益	×××		
前期損益修正損		×××		繰入金			×××
固定資産売却損		×××		〇〇経理より相互繰入		×××	
固定資産除却損		×××		特別利益			×××
当期利益金			×××	前期損益修正益		×××	
				固定資産売却益		×××	
				当期損失金			×××
合計			×××	合計			×××

別紙様式第37号

(表)

3mm		
第 号 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) 第144条の27第4項の規定に基づく 監 査 証 票 所属 官職 氏 名 年 月 日生 令和 年 月 日交付 主 務 大 臣		
		3mm

(裏)

地方公務員等共済組合法(抄) (主務大臣の権限) 第144条の27(第1項、第2項、第3項略) 4 主務大臣は、必要があると認めるときは、当該職員に組合の業務及び財産の状況を監査させるものとする。 5 略 (主務大臣等) 第144条の29(第1項、第2項略) 3 第144条の27第1項及び第4項並びに前条第1項及び第2項に規定する総務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。 4 略 第147条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 一 第144条の27第2項又は第4項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 二 略
--

備考

- 1 都道府県知事が当該職員に監査させる場合は、様式中「主務大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「官職」とあるのは「職名」とする。
- 2 用紙は、厚紙白紙、日本産業規格B8とする。

都道府県議会議員共済会定款

(昭和三十七年十二月一日施行)

変 更 昭和三十九年一月三十一日

最終変更 平成二十八年四月 一日

第一章 総則

(設立の根拠及び名称)

第一条 本会は、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。以下「廃止法」という。）附則第二十三条第一項の規定に基づいて存続する都道府県議会議員共済会（以下「共済会」という。）という。

(目的及び事業)

第二条 共済会は、都道府県の議会の議員（以下「議員」という。）の退職、公務傷病又は死亡に関して廃止法の施行日前に給付事由の生じた旧退職年金、旧退職一時金、代替退職一時金、旧公務傷病年金、旧遺族年金及び旧遺族一時金並びに廃止法の施行日以後に給付事由の生じた特例退職年金、特例退職一時金、特例公務傷病年金、特例遺族年金及び特例遺族一時金（以下「共済給付金」という。）を給することを目的とし、廃止法附則第二十三条第一項各号に掲げる事業を行う。

(事務所の所在地)

第三条 共済会の事務所は、東京都千代田区平河町二丁目六番三号に置く。

第二章 総会

(総会)

第四条 総会は、会員をもって構成し、本会の議決機関とする。

(総会の議決事項)

第五条 廃止法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「なお効力を有するものとされた旧法」という。）第百五十五条第二項第二号に規定する定

款で定める重要な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- 一 重要な動産の取得又は処分に関する事項
 - 二 繰越不足金の補てんに関する事項
 - 三 翌事業年度にわたる債務の負担行為
- 2 会長は、総会が成立しないとき、又は会長において総会を招集する暇がないと認めるときは、総会の議決を経なければならない事項で臨時急施を要するものを処分することができる。
- 3 前項の規定による処置については、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(議長)

第六条 総会に議長を置き、会長の職にある者をもつて充てる。

- 2 議長は、総会の会議を総理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副会長又はなお効力を有するものとされた旧法第一百五十六条第四項の規定により会長の職務を代理し若しくは代行する理事がその職務を代理する。

(招集及び会期)

第七条 総会は、その必要があるときに、会長が招集する。

- 2 会員の三分の一以上の者が会議に付議すべき事件を示して総会の招集を請求したときは、会長は、前項の規定にかかわらず、総会を招集しなければならない。
- 3 会長は、総会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、会員に対して開会の日から少なくとも十日前に招集状を発しなければならない。
- 4 前項の招集状には、会議に付議すべき事件、開会の日時及び場所を記載しなければならない。
- 5 総会の会期は、議長が定める。

(定足数)

第八条 総会は、会員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、同一の事件につき再度招集しても招集に応じた会員がなお半数に達しないとき、又は招集に応じた会員が半数に達しても出席会員が定足数

を欠き議長において出席を催告してもなお定足数に達しないとき、若しくは出席の催告に応じて出席した会員が定足数に達しても、その後、定足数に達しなくなつたときは、この限りでない。

(表決)

第九条 総会の議事は、次項に規定する場合を除き、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。この場合においては、議長は、議決に加わることができない。

2 定款の変更の議事は、出席会員の三分の二以上の多数で決する。

(代理)

第十条 会員は、病気その他やむを得ない事由により総会の会議に出席することができないときは、当該都道府県の議会の議員を代理人として、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合において、代理人が招集に応じ、又は会議に出席したときは、前二条及び第十二条の規定の適用については、当該会員は、招集に応じ、又は会議に出席したものとみなす。

2 前項に規定する代理人である議員は、その旨を証する書面を総会の開会前に議長に提出しなければならない。

(会議規則)

第十一条 総会は、会議規則を設けなければならない。

(会議録)

第十二条 議長は、会議録を調製し、次の事項を記載しなければならない。

一 開会の日時及び場所

二 会員の定数

三 出席会員の氏名並びに出席会員のうち議決権又は選挙権を委任した会員の氏名及び委任を受けた者の氏名

四 議事の要領

五 議決した事項及び賛否の数

2 会議録には、議長及び総会において定めた二人以上の会員が署名しなければならない。

3 会長は、会議録を共済会の事務所に備えつけて置かなければならない。

- 4 会員は、会長に対し、会議録の閲覧を請求することができる。

第三章 役員及び職員

(理事及び監事の定数)

第十三条 理事及び監事の定数は、それぞれ九人及び二人とする。

(役員を選任)

第十四条 会長は、全国都道府県議会議長会の会長の職にある者をもつて充てる。

- 2 副会長は、理事が互選する。

- 3 理事（次項に規定する理事を除く。）は、全国都道府県議会議長会の副会長の職にある者をもつて充てるほか、会長が会員のうちから指名する。

- 4 理事のうち一人は、全国都道府県議会議長会の事務総長の職にある者をもつて充てる。

- 5 監事は、総会において、学識経験を有する者及び会員のうちからそれぞれ一人を選任する。

(役員任期)

第十五条 役員任期は、二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 会長が全国都道府県議会議長会の会長の職を離れたとき、又は前条第三項に規定する理事が全国都道府県議会議長会の副会長の職を離れたとき、前条第四項に規定する理事が全国都道府県議会議長会の事務総長の職を離れたときは、会長又は理事の職を失う。

- 3 会員である副会長、理事又は監事が会員の資格を失ったときは、副会長、理事又は監事の職を失う。

- 4 監事は、その任期が満了しても、後任の監事が選任されるまでの間は、その職務を行う。

(役員報酬)

第十六条 役員（次項に規定する監事を除く。）には、報酬を支給しない。

- 2 学識経験を有する者のうちから選任された監事には、報酬を支給する。

3 前項の報酬の額及び支給方法は、会長が定める。

(事務局及び職員)

第十七条 共済会に事務局を置き、事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

3 事務局長その他の職員に関し、必要な事項は、会長が定める。

(秘密保持義務)

第十八条 共済会の役員若しくは共済会の事務に従事する者又はこれらの者であつた者は、共済会の事業に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

第四章 会員

(会員の資格の得喪)

第十九条 都道府県議会の議長となつた者は、都道府県議会の議長に就任した日から会員の資格を取得する。

2 会員は、死亡したとき又は都道府県議会の議長の職を離れたときはその翌日から会員の資格を失う。

第五章 給付

(給付の決定)

第二十条 共済給付金を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、会長が決定する。

(平均標準報酬年額の算定方法)

第二十一条 年金である共済給付金の額の算定の基礎となるべき平均標準報酬年額は、退職の日の属する月以前の議員であつた期間十二年間における標準報酬月額総額の総額を十二で除して得た額とする。

2 在職期間十二年未満の者で旧公務傷病年金又は特例公務傷病年金を受けることとなつたものについては、当該在職期間における標準報酬月額総額を当該在職期間の月数で除して得た額に十二を乗じて得た額を前項の平均標準報酬年額とみなす。

- 3 前二項に規定する標準報酬月額は六十二万円とする。
- 4 給付額に円未満の端数を生じたときは、これを円位に満たしめる。

(年金である共済給付金の支給期間及び支給期月)

第二十二条 年金である共済給付金は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなつた日の属する月までの分を支給する。

- 2 年金である共済給付金の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。
- 3 年金である共済給付金は、毎年三月、六月、九月及び十二月において、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。

(年金である共済給付金を受ける権利の消滅等)

第二十三条 旧退職年金、旧公務傷病年金、特例退職年金又は特例公務傷病年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、その権利は消滅する。

- 2 旧遺族年金又は特例遺族年金を受ける権利を有する者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失う。

一 死亡したとき

二 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)したとき、又は三親等内の親族以外の者の養子となつたとき

三 死亡した議員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき

四 子又は孫(重度障害の状態で生活資料を得るみちがない者を除く。)について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき

五 重度障害の状態で生活資料を得るみちがないため、旧遺族年金又は特例遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき

(退職の定義)

第二十四条 この章において「退職」とは、議員が次の各号の一に該当する場合をいう。

一 辞職が許可され又は辞職したものとみなされたとき

二 議員の任期が満了したとき

- 三 都道府県の議会の解散により議員の任期が終了したとき
- 四 都道府県の議会の議決により除名されたとき
- 五 当選無効の判決が確定したとき又はその者に係る選挙無効の判決が確定したとき
- 六 前各号に掲げる場合のほか、議員としての職を失ったとき
(共済給付金を受けるべき遺族の範囲)

第二十五条 共済給付金を受けるべき遺族の範囲は、議員又は議員であつた者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）並びに子、父母、孫及び祖父母で議員又は議員であつた者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とする。

- 2 前項の規定の適用については、子又は孫は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつてまだ配偶者がいない者又は議員若しくは議員であつた者の死亡の当時から引き続き重度障害の状態で生活資料を得るみちがない者に限るものとし、議員又は議員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとみなす。

(共済給付金を受けるべき遺族の順位)

第二十六条 議員又は議員であつた者が死亡したときにおいて共済給付金を受けるべき遺族の順位は、前条第一項に規定する順位とする。

- 2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。
- 3 先順位となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることができる者が、その他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることができる者については、前二項の規定は、その生じた日から適用する。

(同順位者が二人以上ある場合の給付)

第二十七条 前条の規定により共済給付金を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して行う。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第二十八条 旧遺族年金、旧遺族一時金、特例遺族年金及び特例遺族一時金（以下「遺族に係る給付金」という。）以外の共済給付金を受ける権利を有する議員又は議員であつた者が死亡した場合において、その者が受けるべき給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、第二十五条から前条までの規定に準じて、これをその者の遺族に支給し、遺族がないときは、死亡者の相続人に支給する。

2 遺族に係る給付金を受ける権利を有する議員であつた者の遺族が死亡した場合において当該遺族が受けることができた遺族に係る給付金で当該遺族が支払を受けなかつたものがあるときは、第二十五条から前条までの規定に準じて、これを当該遺族以外の当該議員であつた者の遺族に支給し、遺族がないときは、死亡者の相続人に支給する。

3 前二項の規定による給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

第二十九条 前条の場合において、死亡した共済給付金を受ける権利を有する者がまだ給付の請求をしなかつたときは、支給を受けることができる遺族又は相続人は、自己の名をもつて、死亡者の給付の請求をすることができる。

2 前条の場合において、死亡した共済給付金を受ける権利を有する者が生存中に決定を得た給付については、死亡者の遺族又は相続人は、自己の名をもつてその給付の支給を受けることができる。

(在職期間)

第三十条 共済給付金の基礎となる議員の在職期間は、その就職した日の属する月（一時金である共済給付金の基礎となる議員の在職期間については、月の初日に就職した場合を除き、その就職した日の属する月の翌月）から起算し、退職又は死亡した日の属する月（廃止法の施行日以後に退職又は死亡した場合にあっては、平成二十三年五月）をもつて終る。

2 廃止法の規定によりなお従前の例によることとされた旧法（以下「なお従前の例によることとされた旧法」という。）第百五十九条の規定により議員の

在職期間を合算する場合において、退職した日の属する月に再び議員となつたときは、前項の規定にかかわらず、その再び議員となつた月は、議員の在職期間に算入しない。

（旧退職年金及び特例退職年金の改定）

第三十一条 旧退職年金を受ける者が議員として再就職して退職したときは、前後の在職期間を合算してその年金を改定する。ただし、その改定額が改定前の額より少ないときは、その改定前の金額をもつて改定額とする。

2 旧退職年金又は特例退職年金を受ける者が旧公務傷病年金又は特例公務傷病年金を受ける権利を有することとなつたときは、その者が現に受ける旧退職年金又は特例退職年金を旧公務傷病年金又は特例公務傷病年金に改定する。

（旧公務傷病年金及び特例公務傷病年金の改定）

第三十二条 旧公務傷病年金又は特例公務傷病年金を受ける者が次の各号の一に該当するときは、前後の在職期間を合算し又は前後の重度障害を併合した重度障害の程度により、その年金を改定する。

一 議員として再就職して退職したとき

二 退職後三年以内に公務に基づく傷病による重度障害の程度が増進したとき

三 重度障害の程度が減退したとき

2 前項第一号の規定により改定を行う場合において、改定額が改定前の額より少ないときは、その改定前の金額をもつて改定額とする。

3 在職期間十二年以上の者で旧公務傷病年金又は特例公務傷病年金を給される者が、なお従前の例によることとされた旧法第百六十二条第五項又は第六項に規定する期間を経過した後その旧公務傷病年金又は特例公務傷病年金を給されなくなつたときは、その旧公務傷病年金又は特例公務傷病年金をその者の在職期間に応ずる旧退職年金又は特例退職年金に改定する。

（共済給付金受給者の書類の提出等）

第三十三条 共済会は、共済給付金の支給に関し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、収入の状況、身分関係の異動及び重度障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

- 2 共済会は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに応ずるまでの間、共済給付金の支払を差し止めることができる。

(資料の提供)

第三十四条 共済会は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、その支給を受ける者の収入の状況につき、官公署に対し必要な資料の提供を求め、又はその者の雇用主、取引先その他の関係人に報告を求めることができる。

第六章 負担金

(負担金)

第三十五条 都道府県は、なお効力を有するものとされた旧法第百六十七条第一項の規定により都道府県が負担すべき負担金を地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第五十二号。以下「改正省令」という。）附則第二条の規定の定めるところにより共済会に払い込まなければならない。

第七章 審査会

(審査会)

第三十六条 共済給付金の決定に関する異議を審査し、及びなお従前の例によることとされた旧法第百六十二条第六項の規定により重度障害の程度を再審査するため、共済会に審査会を置く。

- 2 審査会は、委員六人をもつて組織する。
- 3 委員は、会員を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、会長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会員を代表する委員には、報酬を支給しない。
- 6 公益を代表する委員に対する報酬については、第十六条第二項及び第三項

の規定を準用する。

第三十七条 審査会に委員長を置く。委員長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

- 2 委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、公益を代表する委員のうちからあらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代理する。

第三十八条 審査会は、委員長が招集し、その議事は、委員長以外の出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 2 審査会は、会員を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ少なくとも二人以上出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

(審査)

第三十九条 共済給付金の決定に関し異議のある者又はなお従前の例によることとされた旧法第百六十二条第六項の規定により再審査を請求する者は、共済給付金の決定があつたことを知つた日から三箇月以内又はなお従前の例によることとされた旧法第百六十二条第五項の規定による旧公務傷病年金若しくは特例公務傷病年金の期間満了の三箇月前までに規則で定めるところにより、文書又は口頭で、審査会に対して審査の請求をすることができる。

- 2 前項の規定による請求があつたときは、委員長は、遅滞なく、審査会を招集しなければならない。
- 3 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査を請求した者若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、又はその出頭を命ずることができる。
- 4 関係人は、審査会の会議に出席して意見を述べることができる。
- 5 審査会は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内に決定を行い、決定の日から起算して七日以内に、文書で共済会及び審査を請求した者に対しこれを通知しなければならない。

(審査会に関する事項の規則への委任)

第四十条 前条第三項の規定により出頭を命じた関係人の旅費その他審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

第八章 会計

(事業計画書及び決算)

第四十一条 会長は、毎事業年度事業計画書を作成し、年度開始前に、総会の議決を経なければならない。

2 会長は、毎事業年度、決算に監事の意見をつけて、事業年度終了後二箇月以内に総会に提出し、その認定を受けなければならない。

第九章 財務

(資金の運用)

第四十二条 業務上の余裕金の運用につき改正省令附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正省令による改正前の地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）第十四条第三項の規定により総務大臣の承認を受けようとするときは、あらかじめ総会の議決を経なければならない。

(債権の放棄等の制限)

第四十三条 共済会は、債権を行使するため、必要とする費用がその債権の額をこえるとき、債権の効力の変更が明らかに共済会に有利であるとき、及びやむを得ない理由があるときは、債権の全部若しくは一部を放棄し、又はその効力を変更することができる。

第十章 監査

(監査)

第四十四条 監事は、毎事業年度一回以上期日を定めて、及び必要と認めた場合は臨時に共済会の業務を監査しなければならない。

2 監事は、共済給付金の決定その他の処分並びに共済会の財産、会計並びに現金及び物品の出納に関する書類帳簿等について、共済会の業務が法令及び定款の規定に基づいて適正に行われているかどうかを検査するものとする。

(監査報告書)

第四十五条 監事は、監査が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記

載した監査報告書を作成し、これを会長及び総会に提出しなければならない。

- 一 監査年月日
- 二 監査の対象となつた期間
- 三 監査事項
- 四 監査の結果の概況及び意見
- 五 その他必要な事項

第十一章 雑則

(規則への委任)

第四十六条 この定款に規定するもののほか、給付の請求、決定、支給及び受給権存否の調査並びにこの定款の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、会長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、昭和三十七年十二月一日から施行する。

(役員の任期に関する経過措置)

- 2 法附則第十条第三項の規定により共済会の役員となつた者の任期は、第十六条第一項の規定にかかわらず昭和三十八年六月三十日までとする。

附 則

(昭和四十年六月八日)

この定款の変更は、昭和四十年六月八日から施行し、昭和四十年六月一日から適用する。

附 則

(昭和四十四年七月二十八日)

この定款の変更は自治大臣の認可があつた日から施行し、昭和四十四年七月一日から適用する。

附 則

(昭和四十七年三月二十九日)

この定款の変更は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項の変更は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則

(昭和四十八年三月十七日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、昭和四十八年四月一日から施行する。
(標準報酬月額に関する経過措置)
- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和四十八年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則

(昭和四十九年七月八日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、昭和四十九年四月一日から施行する。
(標準報酬月額に関する経過措置)
- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和四十九年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則

(昭和四十九年八月三十日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、自治大臣の認可の日から施行し、昭和四十九年九月一日から適用する。
(掛金の経過措置)

- 2 変更後の第三十四条第二項の規定は、昭和四十九年九月分以後の掛金について適用し、同年八月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(掛金の額の暫定措置)

- 3 変更後の第三十四条第二項の規定は、昭和五十年三月三十一日まで適用するものとする。

附 則

(昭和五十年二月二十六日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、昭和五十年四月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

- 3 変更後の定款第三十四条第二項の規定は、昭和五十年四月分以後の掛金について適用し、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

附 則

(昭和五十一年二月二十七日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、昭和五十一年四月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十一年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則

(昭和五十一年六月九日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、昭和五十一年七月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十一年七月分以後の標準報酬月額について適用し、同年六月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則

(昭和五十二年六月七日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、昭和五十二年四月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十二年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則

(昭和五十三年五月三十一日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十三年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則

(昭和五十三年十一月二十八日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、昭和五十三年十二月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十三年十二月分以後の標準報酬月額について適用し、同年十一月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

- 3 変更後の定款第三十四条第二項の規定は、昭和五十三年十二月分以後の掛金について適用し、同年十一月分以前の掛金については、なお従前の例による。

附 則

(昭和五十五年十二月九日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、昭和五十六年一月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十六年一月分以後の標準報酬月額について適用し、昭和五十五年十二月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則

(昭和五十六年六月一日)

この定款の変更は、昭和五十六年六月一日から施行する。

附 則

(昭和五十七年十一月十三日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、昭和五十八年一月一日から施行する。

(標準報酬月額に関する経過措置)

- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和五十八年一月分以後の標準報酬月額について適用し、昭和五十七年十二月分以前の標準報酬月額について

ては、なお従前の例による。

附 則

(昭和六十一年三月二十二日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、昭和六十一年四月一日から施行する。
(標準報酬月額に関する経過措置)
- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、昭和六十一年四月分以後の標準報酬月額について適用し、同年三月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則

(昭和六十二年二月二十日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、昭和六十二年四月一日から施行する。
(掛金に関する経過措置)
- 2 変更後の定款第三十四条第二項の規定は、昭和六十二年四月分以後の掛金について適用し、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

附 則

(平成元年十二月二十八日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、平成二年一月一日から施行する。
(標準報酬月額に関する経過措置)
- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、平成二年一月分以後の標準報酬月額について適用し、平成元年十二月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則

(平成六年十一月十八日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、平成六年十二月一日から施行する。
(標準報酬月額に関する経過措置)
- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、平成六年十二月分以後の標準報酬月額について適用し、平成六年十一月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則

(平成七年三月二日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、平成七年四月一日から施行する。
(標準報酬月額に関する経過措置)
- 2 変更後の定款第三十四条第二項の規定は、平成七年四月分以後の掛金について適用し、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

附 則

(平成七年六月十五日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、平成七年六月十五日から施行する。
- 2 議員(議員であつた者を含む。以下同じ。)の報酬の支給機関は、この定款の変更前に支給された期末手当から控除して払い込まれなかつた特別掛金の金額があるときは、平成七年七月に報酬を支給する際、当該議員の報酬から当該金額に相当する金額を控除し、当該控除した金額を当該議員に代わって共済会に払い込むものとする。
- 3 議員は、平成七年七月に報酬の全部又は一部の支給を受けないことにより、前項の規定による特別掛金に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込みが行なわれないときは、その払い込まれるべき特別掛金に相当する金額を平

成七年八月末日までに共済会に払い込まなければならない。

附 則

(平成八年一月三十一日)

この定款の変更は、平成八年二月一日から施行する。

附 則

(平成十一年二月十九日)

この定款の変更は、平成十一年三月八日から施行する。

附 則

(平成十二年十月三十日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、平成十二年十二月一日から施行する。
(標準報酬月額に関する経過措置)
- 2 変更後の定款第二十一条第三項の規定は、平成十二年十二月分以後の標準報酬月額について適用し、平成十二年十一月分以前の標準報酬月額については、なお従前の例による。

附 則

(平成十三年一月二十三日)

この定款の変更は、平成十三年一月二十三日から施行し、同年一月六日から適用する。

附 則

(平成十五年二月二十一日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、平成十五年四月一日から施行する。
(平均標準報酬年額の算定に関する経過措置)

- 2 変更後の定款第二十一条第一項の規定は、平成十五年四月一日以後に給付事由が生じた年金である共済給付金について適用し、平成十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた年金である共済給付金については、なお従前の例による。ただし、平成十四年四月以後の議員であつた期間が十二年に満たない場合における平均標準報酬年額は、当該在職期間（平成十四年四月以後の期間に限る。以下同じ。）における掛金の標準となつた標準報酬月額総額の当該在職期間の月数で除して得た額に十二を乗じて得た額とする。

（掛金に関する経過措置）

- 3 変更後の定款第三十四条第二項の規定は、平成十五年四月分以後の掛金について適用し、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

（特別掛金に関する経過措置）

- 4 変更後の定款第三十四条の二第二項の規定は、平成十五年四月以後の特別掛金について適用し、同年三月以前の特別掛金については、なお従前の例による。

附 則

（平成十九年二月八日）

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、平成十九年四月一日から施行する。

（退職年金の改定に関する経過措置）

- 2 定款第三十一条第一項の改定前の金額は、平成十九年三月三十一日以前に議員として再就職した者については、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十三号）附則第四条及び第五条の例による。

（掛金に関する経過措置）

- 3 変更後の定款第三十四条第二項の規定は、平成十九年四月分以後の掛金について適用し、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

附 則

（平成二十年九月一日）

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、平成二十年九月一日から施行する。

附 則

(平成二十三年五月三十一日)

(施行期日)

- 1 この定款の変更は、平成二十三年六月一日から施行する。

(掛金、特別掛金及び負担金に関する経過措置)

- 2 平成二十三年五月分以前の掛金、特別掛金及び負担金については、なお従前の例による。

(事業計画に関する経過措置)

- 3 変更後の定款第四十一条第一項の規定は、平成二十四年度以後の事業計画について適用し、平成二十三年度までの事業計画については、なお従前の例による。

附 則

(平成二十八年三月十四日)

この定款の変更は、平成二十八年四月一日から施行する。

(旧) 都道府県議会議員共済会定款

(昭和三十七年十二月一日施行)

平成二十三年五月三十一日現在

第一章 総則

(設立の根拠及び名称)

第一条 本会は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）に基づいて組織し、都道府県議会議員共済会（以下「共済会」という。）という。

(目的及び事業)

第二条 共済会は、都道府県の議会の議員（以下「議員」という。）の退職、公務傷病又は死亡に関して退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金（以下「共済給付金」という。）を給することを目的とし、そのための事業を行う。

(事務所の所在地)

第三条 共済会の事務所は、東京都千代田区平河町二丁目六番三号に置く。

第二章 代議員会

(代議員)

第四条 代議員会は、四十七人の代議員をもつて組織する。

- 2 代議員は、都道府県の議会の議長の職にある者をもつて充てる。
- 3 都道府県の議会の議長が当該議長の職を離れたときは、代議員の職を失う。

(代議員会の議決事項)

第五条 法第百五十五条第二項第四号に規定する定款で定める重要な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- 一 重要な動産の取得又は処分に関する事項
- 二 繰越不足金の補てんに関する事項
- 三 翌事業年度にわたる債務の負担行為

- 2 会長は、代議員会が成立しないとき、又は会長において代議員会を招集す

る暇がないと認めるときは、代議員会の議決を経なければならない事項で臨時急施を要するものを処分することができる。

- 3 会長は、前項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(議長)

第六条 代議員会に議長を置き、会長の職にある者をもつて充てる。

- 2 議長は、代議員会の会議を総理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副会長又は法第百五十六条第四項の規定により会長の職務を代理し若しくは代行する理事がその職務を代理する。

(招集及び会期)

第七条 代議員会は、その必要があるときに、会長が招集する。

- 2 代議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事件を示して代議員会の招集を請求したときは、会長は、前項の規定にかかわらず、代議員会を招集しなければならない。
- 3 会長は、代議員会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、代議員に対して開会の日から少なくとも十日前に招集状を発しなければならない。
- 4 前項の招集状には、会議に付議すべき事件、開会の日時及び場所を記載しなければならない。
- 5 代議員会の会期は、議長が定める。

(定足数)

第八条 代議員会は、代議員の定数の半数以上出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、同一の事件につき再度招集しても招集に応じた代議員がなお定数の半数に達しないとき、又は招集に応じた代議員が定数の半数に達しても出席代議員が定足数を欠き議長において出席を催告してもなお定足数に達しないとき、若しくは出席の催告に応じて出席した代議員が定足数に達しても、その後、定足数に達しなくなつたときは、この限りでない。

(表決)

第九条 代議員会の議事は、次項に規定する場合を除き、出席代議員の過半数

で決し、可否同数のときは、議長が決する。この場合においては、議長は、議決に加わることができない。

2 定款の変更の議事は、出席代議員の三分の二以上の多数で決する。

(代理)

第十条 代議員は、病気その他やむを得ない事由により代議員会の会議に出席することができないときは、当該都道府県の議会の他の会員を代理人として、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合において、代理人が招集に応じ、又は会議に出席したときは、前二条及び第十二条の規定の適用については、当該代議員は、招集に応じ、又は会議に出席したものとみなす。

2 前項に規定する代理人である会員は、その旨を証する書面を代議員会の開会前に議長に提出しなければならない。

(会議規則)

第十一条 代議員会は、会議規則を設けなければならない。

(会議録)

第十二条 議長は、会議録を調製し、次の事項を記載しなければならない。

一 開会の日時及び場所

二 代議員の定数

三 出席代議員の氏名並びに出席代議員のうち議決権又は選挙権を委任した代議員の氏名及び委任を受けた者の氏名

四 議事の要領

五 議決した事項及び賛否の数

2 会議録には、議長及び代議員会において定めた二人以上の代議員が署名しなければならない。

3 会長は、会議録を共済会の事務所に備えつけて置かなければならない。

4 会員は、会長に対し、会議録の閲覧を請求することができる。

(代議員会の傍聴)

第十三条 会員は、代議員会の会議を傍聴することができる。ただし、代議員会において傍聴を禁止する旨の議決があつたときは、この限りでない。

第三章 役員及び職員

(理事及び監事の定数)

第十四条 理事及び監事の定数は、それぞれ九人及び二人とする。

(役員の選任)

第十五条 会長は、全国都道府県議会議長会の会長の職にある者をもつて充てる。

2 副会長は、理事が互選する。

3 理事（次項に規定する理事を除く。）は、全国都道府県議会議長会の副会長の職にある者をもつて充てるほか、会長が代議員のうちから指名する。

4 理事のうち一人は、全国都道府県議会議長会の事務総長の職にある者をもつて充てる。

5 監事は、代議員会において、学識経験を有する者及び代議員のうちからそれぞれ一人を選任する。

(役員の任期)

第十六条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 会長が全国都道府県議会議長会の会長の職を離れたとき又は前条第三項に規定する理事が全国都道府県議会議長会の副会長の職を離れたとき又は前条第四項に規定する理事が全国都道府県議会議長会の事務総長の職を離れたときは、会長又は理事の職を失う。

3 代議員である副会長、理事又は監事が代議員の職を失ったときは、副会長、理事又は監事の職を失う。

4 監事は、その任期が満了しても、後任の監事が選任されるまでの間は、その職務を行なう。

(役員の報酬)

第十七条 役員（次項に規定する監事を除く。）には、報酬を支給しない。

2 学識経験を有する者のうちから選任された監事には、報酬を支給する。

3 前項の報酬の額及び支給方法は、会長が定める。

(事務局及び職員)

第十八条 共済会に事務局を置き、事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

3 事務局長その他の職員に関し、必要な事項は、会長が定める。

第四章 会員

(会員の資格の得喪)

第十九条 議員となつた者は、議員に就職した日から会員の資格を取得する。

2 会員は、死亡したとき、又は退職（第二十四条に規定する退職をいう。）したときはその翌日から会員の資格を失う。

第五章 給付

(給付の決定)

第二十条 共済給付金を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、会長が決定する。

(給付額の算定方法)

第二十一条 年金である共済給付金の額の算定の基礎となるべき平均標準報酬年額は、退職の日の属する月以前の議員であつた期間十二年間における掛金の標準となつた標準報酬月額を十二で除して得た額とする。

2 在職期間十二年未満の者で公務傷病年金を受けることとなつたものについては、当該在職期間における掛金の標準となつた標準報酬月額の総額を当該在職期間の月数で除して得た額に十二を乗じて得た額を前項の平均標準報酬年額とみなす。

3 第一項に規定する標準報酬月額は六十二万円とする。

4 給付額に円未満の端数を生じたときは、これを円位に満たしめる。

(年金である共済給付金の支給期間及び支給期月)

第二十二条 年金である共済給付金は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなつた日の属する月までの分を支給する。

2 年金である共済給付金の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。

- 3 年金である共済給付金は、毎年三月、六月、九月及び十二月において、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。

(年金である共済給付金を受ける権利の消滅等)

第二十三条 退職年金又は公務傷病年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、その権利は消滅する。

- 2 遺族年金を受ける権利を有する者が次の各号の一に該当するに至ったときは、その年金を受ける権利を失う。

一 死亡したとき

二 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）したとき、又は三親等内の親族以外の者の養子となつたとき

三 死亡した会員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき

四 子又は孫（重度障害の状態で生活資料を得るみちがない者を除く。）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき

五 重度障害の状態で生活資料を得るみちがないため、遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき

(退職の定義)

第二十四条 この章において「退職」とは、議員が次の各号の一に該当する場合をいう。

一 辞職が許可され又は辞職したものとみなされたとき

二 議員の任期が満了したとき

三 都道府県の議会の解散により議員の任期が終了したとき

四 都道府県の議会の議決により除名されたとき

五 当選無効の判決が確定したとき又はその者に係る選挙無効の判決が確定したとき

六 前各号に掲げる場合のほか、議員としての職を失つたとき

(共済給付金を受けるべき遺族の範囲)

第二十五条 共済給付金を受けるべき遺族の範囲は、会員又は会員であつた者

の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）並びに子、父母、孫及び祖父母で会員又は会員であつた者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とする。

- 2 前項の規定の適用については、子又は孫は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつてまだ配偶者がいない者又は会員若しくは会員であつた者の死亡の当時から引き続き重度障害の状態で生活資料を得るみちがない者に限るものとし、会員又は会員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとみなす。

（共済給付金を受けるべき遺族の順位）

第二十六条 会員又は会員であつた者が死亡したときにおいて共済給付金を受けるべき遺族の順位は、前条第一項に規定する順位とする。

- 2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

- 3 先順位となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることができる者が、その他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることができる者については、前二項の規定は、その生じた日から適用する。

（同順位者が二人以上ある場合の給付）

第二十七条 前条の規定により共済給付金を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して行う。

（支払未済の給付の受給者の特例）

第二十八条 遺族年金及び遺族一時金以外の共済給付金を受ける権利を有する会員又は会員であつた者が死亡した場合において、その者が受けるべき給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、第二十五条から前条までの規定に準じて、これをその者の遺族に支給し、遺族がないときは、死亡者の相続人に支給する。

- 2 遺族年金又は遺族一時金を受ける権利を有する会員であつた者の遺族が死

亡した場合において当該遺族が受けることができた遺族年金又は遺族一時金で当該遺族が支払を受けなかつたものがあるときは、第二十五条から前条までの規定に準じて、これを当該遺族以外の当該会員であつた者の遺族に支給し、遺族がないときは、死亡者の相続人に支給する。

第二十九条 前条の場合において、死亡した共済給付金を受ける権利を有する者がまだ給付の請求をしなかつたときは、支給を受けることができる遺族又は相続人は、自己の名をもつて、死亡者の給付の請求をすることができる。

2 前条の場合において、死亡した共済給付金を受ける権利を有する者が生存中に決定を得た給付については、死亡者の遺族又は相続人は、自己の名をもつてその給付の支給を受けることができる。

(在職期間)

第三十条 議員の在職期間は、その就職した日の属する月（一時金である共済給付金の基礎となる議員の在職期間については、月の初日に就職した場合を除き、その就職した日の属する月の翌月）から起算し、退職又は死亡した日の属する月をもつて終る。

2 法第百五十九条の規定により議員の在職期間を合算する場合において、退職した日の属する月に再び議員となつたときは、前項の規定にかかわらず、その再び議員となつた月は、議員の在職期間に算入しない。

(退職年金の改定)

第三十一条 退職年金を受ける者が議員として再就職して退職したときは、前後の在職期間を合算してその年金を改定する。ただし、その改定額が改定前の額より少ないときは、その改定前の金額をもつて改定額とする。

2 退職年金を受ける者が公務傷病年金を受ける権利を有することとなつたときは、その者が現に受ける退職年金を公務傷病年金に改定する。

(公務傷病年金の改定)

第三十二条 公務傷病年金を受ける者が次の各号の一に該当するときは、前後の在職期間を合算しまたは前後の重度障害を併合した重度障害の程度により、その年金を改定する。

一 議員として再就職して退職したとき

二 退職後三年以内に公務に基づく傷病による重度障害の程度が増進したとき

三 重度障害の程度が減退したとき

2 前項第一号の規定により改定を行う場合において、改定額が改定前の額より少ないときは、その改定前の金額をもつて改定額とする。

3 在職期間十二年以上の者で法第百六十二条第五項又は第六項の規定により公務傷病年金を給される者が、これらの規定によりその公務傷病年金を給されなくなつたときは、その公務傷病年金をその者の在職期間に応ずる退職年金に改定する。

(共済給付金受給者の書類の提出等)

第三十三条 共済会は、共済給付金の支給に関し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の異動及び重度障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 共済会は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに応ずるまでの間、共済給付金の支払を差し止めることができる。

第六章 掛金及び特別掛金並びに負担金

(掛金)

第三十四条 議員は、議員に就職した日の属する月から死亡又は退職した日の属する月まで各月につき法第百六十六条第二項の規定による掛金を共済会に納めなければならない。ただし、退職した日の属する月にさらに就職したときは、当該就職によるその月の掛金は納めることを要しない。

2 前項の掛金は、毎月初日現在の議員の議員報酬月額に基づき、第二十一条第三項に規定する標準報酬月額に百分の十三を乗じて得た額とする。

(特別掛金)

第三十四条の二 議員（議員であつた者を含む。）は、地方自治法第二百三条第三項に規定する期末手当の支給を受ける際、法第百六十六条第三項の規定による特別掛金を共済会に納めなければならない。

- 2 前項の特別掛金は、期末手当の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の二を乗じて得た額とする。

第三十五条 都道府県の議会の議員の議員報酬の支給機関において議員報酬を支給する際、その議員報酬額から掛金に相当する金額を控除することができないときは、当該議員は、その納付すべき掛金をその月の末日までに共済会に払い込まなければならない。

- 2 前項の規定により掛金を納付すべき議員が、その掛金を滞納した場合は、会長は、期間を指定して督促しなければならない。この場合においては、共済会は、規則で定めるところにより、掛金の額百円につき滞納期間一日につき四銭の割合で延滞金を徴収することができる。

（負担金）

第三十五条の二 都道府県は、法第百六十七条第一項の規定により都道府県が負担すべき負担金を、毎月、共済会に払い込まなければならない。

第七章 審査会

（審査会）

第三十六条 共済給付金の決定、掛金又は特別掛金に関する異議を審査し、及び法第百六十二条第六項の規定により重度障害の程度を再審査するため、共済会に審査会を置く。

- 2 審査会は、委員六人をもつて組織する。
- 3 委員は、会員を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、会長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会員を代表する委員には、報酬を支給しない。
- 6 公益を代表する委員に対する報酬については、第十七条第二項及び第三項の規定を準用する。

第三十七条 審査会に委員長を置く。委員長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

- 2 委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、公益を代表する委員のうちからあらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代理する。

第三十八条 審査会は、委員長が招集し、その議事は、委員長以外の出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 2 審査会は、会員を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ少くとも二人以上出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

(審査)

第三十九条 共済給付金の決定、掛金若しくは特別掛金に関し異議のある者又は法第百六十二条第六項の規定により再審査を請求する者は、共済給付金の決定、掛金の払込み若しくは特別掛金の払込みのあつた日から起算して六十日以内又は法第百六十二条第五項の規定による公務傷病年金の期間満了の三箇月前までに規則で定めるところにより、文書又は口頭で、審査会に対して審査の請求をすることができる。

- 2 前項の規定による請求があつたときは、委員長は、遅滞なく、審査会を招集しなければならない。
- 3 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査を請求した者若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、又はその出頭を命ずることができる。
- 4 関係人は、審査会の会議に出席して意見を述べることができる。
- 5 審査会は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内に決定を行い、決定の日から起算して七日以内に、文書で共済会及び審査を請求した者に対しこれを通知しなければならない。

(審査会に関する事項の規則への委任)

第四十条 前条第三項の規定により出頭を命じた関係人の旅費その他審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

第八章 会計

(事業計画書及び決算)

第四十一条 会長は、毎事業年度事業計画書を作成し、年度開始前に、代議員会の議決を経なければならない。

2 会長は、毎事業年度、決算に監事の意見をつけて、事業年度終了後二箇月以内に代議員会に提出し、その認定を受けなければならない。

第九章 財務

(資金の運用)

第四十二条 業務上の余裕金の運用につき地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）第十四条第三項の規定により総務大臣の承認を受けようとするときは、あらかじめ代議員会の議決を経なければならない。

(債権の放棄等の制限)

第四十三条 共済会は、債権を行使するため、必要とする費用がその債権の額をこえるとき、債権の効力の変更が明らかに共済会に有利であるとき、及びやむを得ない理由があるときは、債権の全部若しくは一部を放棄し、又はその効力を変更することができる。

第十章 監査

(監査)

第四十四条 監事は、毎事業年度一回以上期日を定めて、及び必要と認めた場合は臨時に共済会の業務を監査しなければならない。

2 監事は、共済給付金の決定その他の処分並びに共済会の財産、会計並びに現金及び物品の出納に関する書類帳簿等について、共済会の業務が法令及び定款の規定に基づいて適正に行われているかどうかを検査するものとする。

(監査報告書)

第四十五条 監事は、監査が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、これを会長及び代議員会に提出しなければならない。

一 監査年月日

- 二 監査の対象となつた期間
- 三 監査事項
- 四 監査の結果の概況及び意見
- 五 その他必要な事項

第十一章 雑則

(規則への委任)

第四十六条 この定款に規定するもののほか、給付の請求、決定、支給及び受給権存否の調査並びにこの定款の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、会長が規則で定める。

附 則

(略)

都道府県議会議員共済会規則

(昭和三十七年十二月一日施行)

第一章 負担金

(負担金の納付)

第一条 都道府県の議会の議長(以下この章及び第六章において「議長」という。)は、都道府県に対し、当該都道府県が都道府県議会議員共済会定款(以下「定款」という。)第三十五条の規定により納付すべき負担金の額を通知するものとする。

2 議長は、都道府県が第一項の負担金を都道府県議会議員共済会(以下「共済会」という。)に払い込んだときは、負担金振込通知書(第一号様式)を会長に送付するものとする(この様式によりがたい場合は、この限りでない)。

第二章 共済給付金の決定の請求

(旧退職年金、特例退職年金、旧公務傷病年金又は特例公務傷病年金の決定の請求)

第二条 旧退職年金又は特例退職年金(以下「退職年金」という。)の決定を請求する者は退職年金決定(改定)請求書(第二号様式)を、旧公務傷病年金又は特例公務傷病年金(以下「公務傷病年金」という。)の決定を請求する者は公務傷病年金決定請求書(第三号様式)を、退職当時属していた都道府県の議会の議長(以下この章から第五章(第十六条を除く。)まで「議長」という。)を経て会長に提出しなければならない。

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 履歴書(第四号様式)
- 二 戸籍抄本(退職後請求までの間に作成されたもの)
- 三 他の公的年金との重複期間に関する届(第二十三号様式)
- 四 他の公的年金に係る加入期間証明又はこれに代わるべき書類
- 五 共済給付金受取金融機関届(第二十六号様式)

3 公務傷病年金決定請求書には、前項各号に掲げる書類のほか次の書類を添

えなければならない。

一 傷病が公務に基づくものであることの議長の意見書

二 傷病が公務に基づくことを認めるにたりる現認者の現認証明書(第五号様式)又はこれに代わる書類

三 請求当時の診断書

四 「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例」による障害補償年金又は一時金を受けた者にあつては、障害の等級、補償金額及び決定年月日等を記載した実施機関の証明書
(障害による退職年金の停止の解除の請求)

第三条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六号。以下「廃止法」という。)の規定によりなお従前の例によることとされた廃止法による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「なお従前の例によることとされた旧法」という。)第百六十四条第二項の規定により、退職年金の停止の解除を受けようとする者は、障害による退職年金の停止の解除請求書(第二十四号様式)に次の書類を添えて、議長を経て会長に提出しなければならない。

一 請求当時の診断書

二 年金証書

(退職年金又は公務傷病年金の改定の請求)

第四条 退職年金の額の改定を請求する者は、退職年金決定(改定)請求書(第二号様式)に第二条第二項各号に掲げる書類のほか、年金証書を添えて、議長を経て会長に提出しなければならない。

2 公務傷病年金の額の改定を請求する者は、公務傷病年金改定請求書(第六号様式)に第二条第二項各号及び第三項第三号に掲げる書類(改定請求の当時作成のもの)のほか、年金証書を添えて、議長を経て会長に提出しなければならない。

3 前二項の規定は、退職年金を公務傷病年金に改定する場合又は公務傷病年金を退職年金に改定する場合の請求手続きについて準用する。

(再審査の請求)

第五条 定款第三十九条第一項の規定により再審査を請求する者は、再審査請求書(第七号様式)に関係書類を添えて、議長を経て審査会の委員長に提出しなければならない。

(旧遺族年金又は特例遺族年金の決定の請求)

第六条 旧遺族年金又は特例遺族年金(以下「遺族年金」という。)の決定を請求する者は遺族年金決定請求書(第八号様式)を、議長を経て会長に提出しなければならない。

2 遺族年金決定請求書には、次の書類を添えなければならない。

一 平成二十三年五月三十一日付け総行福第二百八号による変更前の共済会の定款第十九条の規定による会員であつた者(以下この章において「会員であつた者」という。)の履歴書(第四号様式)(退職年金又は公務傷病年金を受けている者が死亡した場合を除く。)

二 会員であつた者の死亡の事実を証明する書類

三 会員であつた者の死亡が公務に基づく傷病に因るときは、第二条第三項各号に掲げる書類

四 会員であつた者が年金である共済給付金の決定を受けていたときは、その年金証書

五 請求者の戸籍謄本その他の遺族の順位を明らかにすることができるもの

六 請求者(配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))を除く。)が会員であつた者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していたことを証明する書類

七 請求者が、届出をしていないが会員であつた者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつたものであるときはその事実を、会員であつた者の死亡当時十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は孫であるときは婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。))していないことを、それぞれ証明する書類

八 請求者が定款第二十五条第二項に規定する重度障害の状態で生活資料を得るみちがない者であるときは、重度障害の状態を証明する診断書及び生活資料を得るみちがないことを証明する書類

九 共済給付金受取金融機関届(第二十六号様式)

十 他の公的年金との重複期間に関する届(第二十三号様式)(退職年金を受けている者が死亡した場合を除く。)

十一 他の公的年金に係る加入期間証明又はこれに代わるべき書類(退職年金を受けている者が死亡した場合を除く。)

3 第一項の場合において同順位者が二人以上あるときは、そのうち一人を当該遺族年金の請求及び受領についての総代者と定め遺族年金の決定を請求するものとする。この場合は、前項各号に掲げる書類のほか、次の書類を添えなければならない。

一 遺族年金を受けようとする者全員が連署した総代者選任届(第九号様式)

二 請求者以外の遺族年金を受けようとする者の戸籍謄本その他の遺族の順位を明らかにすることができるもの(前項第五号と重複する場合を除く。)

三 請求者以外の遺族年金を受けようとする者が会員であつた者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していたことを証明する書類
(遺族年金の転給の請求)

第七条 遺族年金を受ける権利を有する者が、その権利を失つた場合において、後順位者が遺族年金の転給を請求するときは、遺族年金転給請求書(第十号様式)に次の書類を添えて、議長を経て会長に提出しなければならない。

一 前順位者が遺族年金を受ける権利を失つたことを証明する書類

二 権利を失つた前順位者の年金証書

三 前条第二項第五号から第九号までに掲げる書類

2 前条第三項の規定は、前項の場合において同順位者が二人以上あるときの請求について準用する。

(遺族年金証書の書換の請求)

第八条 遺族年金を受ける者が二人以上ある場合において、そのうち一部の者が失権したときは、失権者以外の者(二人以上ある場合は総代者)は、遺族年金証書書換請求書(第十一号様式)に遺族年金証書及び失権者が遺族年金を受ける権利を失つたことを証明する書類を添えて、議長を経て会長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、総代者である遺族年金の受給者が失権し、なお遺族年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、そのうち一人を遺族年金の請求及び受領についての総代者と定め、前項の請求をするものとする。この場合においては、前項に規定する書類のほか、これらの遺族年金を受ける権利を有する者全員が連署した総代者選任届(第九号様式)を添えなければならない。

(支払未済の給付の請求)

第九条 定款第二十八条の規定により支払未済の給付を請求する場合において、当該共済給付金が死亡した共済給付金受給権者が生存中に決定を得たものであるときは、請求者は、支払未済給付請求書(第十二号様式)に次の書類を添えて、議長を経て会長に提出しなければならない。

- 一 年金証書又は一時金決定通知書
- 二 当該共済給付金受給権者の死亡の事実を証明する書類
- 三 請求者が遺族であるときは第六条第二項第五号から第九号に掲げる書類、請求者が相続人であるときは遺族がないこと及び請求者が相続人であることを証明する書類

- 2 定款第二十八条の規定により支払未済の給付を請求する場合において、当該共済給付金が死亡した共済給付金受給権者が生存中に決定を得ていなかったものであるときは、請求者は、当該共済給付金の請求書に次の書類を添えて、議長を経て会長に提出しなければならない。

- 一 当該共済給付金の決定を受けようとする場合において第二条、第四条又は第六条の規定により添付すべき書類
- 二 当該共済給付金受給権者の死亡の事実を証明する書類
- 三 請求者が相続人であるときは、遺族がないこと及び請求者が相続人であることを証明する書類

(添付書類の省略)

第十条 二以上の給付を同時に請求する者は、これらの給付の請求の際、添付すべき書類が同一であるときは、一の添付書類により、これらの給付の請求をすることができる。

(年金証書を添えることができない場合の請求)

第十一条 共済給付金の請求について、年金証書を添えなければならない場合において、亡失その他の理由によりこれを添えることができないときは、その旨を記載した書類を提出しなければならない。

第三章 共済給付金の決定

(共済給金の決定)

第十二条 会長は、共済給付金の請求を受けた場合においては、これを審査し、共済給付金を受ける権利を有するものと認めたときは、その共済給付金額を決定するものとする。この場合において、当該共済給付金が年金である場合は、退職年金証書(第十三号様式)、公務傷病年金証書(第十四号様式)又は遺族年金証書(第十五号様式)を、第九条の規定による支払未済の給付の請求に対しては支払未済給付決定通知書(第十六号様式)を、議長を経てそれぞれ請求者に交付するものとする。

(年金である共済給付金の改定)

第十二条の二 廃止法附則第二十一条の規定に基づき退職年金、公務傷病年金及び遺族年金の年金額を改定したときは、年金額改定通知書(第二十五号様式)を、議長を経て年金である共済給付金受給権者に交付するものとする。

2 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十三号)附則第四条及び第五条及び廃止法附則第三条の規定に基づき退職年金の年金額を改定したときは、年金額改定通知書(第二十五号様式)を、議長を経て年金である共済給付金受給権者に交付するものとする。

(年金証書の再交付)

第十三条 年金である共済給付金受給権者は、年金証書を亡失し、又は損傷したときは、年金証書再交付申請書(第十七号様式)に亡失した旨を記載した書類又は損傷した年金証書を添えて、議長を経て会長に提出しなければならない。

第四章 共済給付金の支給

(共済給付金の支払方法)

第十四条 共済給付金は、銀行等金融機関の口座振込、又は振替により送金するものとする。

(共済給付金の支払日)

第十四条の二 年金である共済給付金の支払日は、定款第二十二条第三項に定める支給期月の十日（その日が銀行等金融機関の休業日に当たるときは、直前の営業日又は取扱日）とする。

2 支払未済である共済給付金については、給付金請求書到着後概ね二週間（統一地方選挙時にあっては概ね一箇月）を目途に随時支払うものとする。

第十五条 会長は、共済給付金の支払いを取引金融機関に委託することができる。

第五章 異動の届出及び受給権の存否等の調査

(再就職の届出)

第十六条 退職年金又は公務傷病年金を受ける権利を有する者が都道府県議会議員として再就職したときは、直ちに再就職届（第十八号様式）を、その属する都道府県の議会の議長を経て会長に提出しなければならない。

(異動の届出)

第十七条 年金である共済給付金受給権者は、次の各号に掲げる事由に該当したときは、直ちに共済給付金受給権者異動届（第十九号様式）に当該各号に掲げる書類を添えて、議長を経て会長に提出しなければならない。

一 改 氏 名 年金証書及び改氏名後の戸籍抄本

二 転 居

三 転 籍 転籍後の戸籍抄本

四 総代者の変更 年金証書及び総代者選任届（第九号様式）

五 共済給付金受取金融機関の変更（第二十六号様式）

2 会長は、前項第二号の事由による異動届の提出があつたときは、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)から住民基本台帳法(昭和四十

二年法律第八十一号)第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報(以下「本人確認情報」という。)の提供を受け、必要な事項について確認を行う。

- 3 会長は、前項による確認ができない者に対して、住民票抄本の提出を求めることができる。
- 4 会長は、第一項第一号又は第四号の規定により、年金証書の提出があつたときは、直ちにその記載事項を訂正してこれを議長を経て年金である共済給付金受給権者に交付するものとする。

(受給権消滅等の届出)

第十八条 年金である共済給付金受給権者が死亡し、又はその権利を失つたとき(第七条若しくは第八条の規定の適用を受けることとなるとき又は退職年金若しくは公務傷病年金を受ける権利を有していたものが死亡したことによりその者の遺族に遺族年金が支給されることとなるときを除く。)は、その遺族又は年金である共済給付金を受ける権利を失つた者は、直ちに年金である共済給付金受給権消滅届(第二十号様式)に年金証書を添えて、議長を経て会長に提出しなければならない。

(受給権の存否の確認)

第十九条 会長は、定款二十二条第三項に規定する支給期月の前月において、機構から年金である共済給付金受給権者に係る本人確認情報の提供を受け、当該受給権者の受給権の存否を確認する。

- 2 会長は、前項の本人確認情報の提供を受けるため、会長が必要と認める場合は、年金である共済給付金受給権者から住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コードの報告を求めることができる。
- 3 会長は、第一項による本人確認情報の提供を受け、生存の事実が確認できない受給権者に対しては、当該確認できない月以後に支給すべき年金である共済給付金の支払を差し止めるものとする。

(受給権者の現況の届出)

第十九条の二 前条第一項の規定に基づく本人確認情報の提供を受けることができない年金である共済給付金受給権者(なお従前の例によることとされた旧法第百六十四条の規定により支給を停止されている者を除く。)にあつては、

毎年二月十日までに戸籍抄本又はこれに代わるべき書類を、議長を経て会長に提出しなければならない。

- 2 定款第二十五条第二項に規定する重度障害の状態で生活資料を得るみちがない者にあつては、重度障害の状態を証明する診断書及び生活資料を得るみちがないことを証明する書類を、議長を経て会長に提出しなければならない。
- 3 公務傷病年金を受ける者にあつては、前年一月一日以後における症状の経過を記載した診断書を、議長を経て会長に提出しなければならない。
- 4 前三項の規定により提出すべき書類は、その年の一月一日以後において作成されたものでなければならない。
- 5 正当な理由がなく前項に規定する書類を提出しない者に対しては、その提出があるまでその年の三月以後に支給すべき年金である共済給付金の支払いを差し止めるものとする。

(所得の届出)

第十九条の三 会長は、退職年金を受ける者から地方議会議員共済会による所得情報取得についての許諾書（第二十七号様式）の提出を受けて、廃止法附則第二十七条の規定に基づき市区町村からその者の前年の所得に関する資料を、都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が共同で作成した「所得調査システム」により取得することができる。

- 2 前項における共済会による市区町村からの所得に関する資料の取得について本人から許諾が得られない場合若しくは住所異動等により市区町村から資料の取得ができない場合は、当該退職年金を受ける者は、毎年七月末日までに前年の所得に関する書類を、議長を経て会長に提出しなければならない。
- 3 正当な理由がなく前項に規定する書類を提出しない者に対しては、その提出があるまでその年の六月以後に支給すべき退職年金の支払を差し止めるものとする。

(給付制限の届出)

第十九条の四 共済給付金の受給権者がなお従前の例によることとされた旧法第百六十四条の三の規定に該当したときは、給付制限に関する届（第二十八号様式）を議長を経て会長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による届を提出した者が、その刑期を終了したとき、又はその刑の執行猶予期間を満了したときは給付制限解除に関する届（第二十九号様式）を議長を経て会長に提出しなければならない。

第六章 諸報告

（議員就職の通知）

第二十条 議長は共済給付金を請求する権利のある者で議員に就職した者があるときは、直ちに議員就職通知書（第二十一号様式）を、会長に提出しなければならない。

（議員退職の通知）

第二十一条 議長は、共済給付金を請求する権利のある者で議員を退職した者があるときは、直ちに議員退職通知書（第二十二号様式）を、会長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、昭和三十八年一月十六日から施行し、昭和三十七年十二月一日から適用する。

附 則

（昭和四十年六月十五日）

この規則の改正は、昭和四十年六月十五日から施行し、昭和四十年六月一日から適用する。

附 則

（昭和四十七年四月三日）

この規則の改正は、昭和四十七年四月三日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

附 則

(昭和四十八年三月二十二日)

この規則の改正は、昭和四十八年四月一日から適用する。

附 則

(昭和五十二年四月十五日)

この規則の改正は、昭和五十二年四月一日から適用する。

附 則

(昭和五十七年四月九日)

この規則の改正は、昭和五十七年六月一日から適用する。

附 則

(昭和五十七年十一月十三日)

この規則の改正は、昭和五十八年一月一日から適用する。

附 則

(昭和六十三年五月二十七日)

この規則の改正は、昭和六十三年六月二十五日から適用する。

附 則

(平成七年三月二日)

この規則の改正は、平成七年四月一日から適用する。

附 則

(平成七年六月十五日)

この規則の改正は、平成七年六月十五日から適用する。

附 則

(平成七年十二月十一日)

この規則の改正は、平成八年一月一日から適用する。

附 則

(平成十五年三月二十六日)

この規則の改正は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則

(平成十六年三月二十三日)

この規則の改正は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則

(平成十八年九月七日)

この規則の改正は、平成十八年十月一日から施行し、平成十八年六月一日から適用する。

附 則

(平成十九年三月三十日)

この規則の改正は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成二十三年九月十四日から施行し、平成二十三年六月一日から適用する。
- 2 平成二十三年五月分以前の掛金、特別掛金及び負担金については、なお従前の例によるものとする。
- 3 平成二十三年一月一日から廃止法の施行日の前日までの間に給付事由が生じた者に係る旧退職一時金及び旧遺族一時金の加算の特例を受ける者にあつ

ては、第二章に定める給付金の請求書に添える書類に一時金調整額決定請求書（第三十一号様式）を加えるものとする。

4 旧退職年金を受ける権利を有する者が旧退職年金の請求を行った（未決定の者を含む）後に、当該旧退職年金の支給に代えて代替退職一時金の請求を行う場合にあっては、前項と同様に給付金変更願（第三十二号様式）を加えるものとする。

5 平成二十三年度における第十九条の三の規定の適用については、同条第二項中「七月末日」とあるのは、「十月末日」とし、同条第三項中「六月」とあるのは、「九月」とする。

6 この規則の変更前の高額所得の届出については、平成二十三年八月三十一日まではなお従前の例による。

附 則

（令和元年十二月二十四日）

この規則の改正は、令和二年一月一日から施行する。

附 則

（令和四年四月三十日）

この規則の改正は、令和四年四月三十日から施行する。

附 則

（令和五年十二月十一日）

この規則の改正は、令和六年一月一日から施行する。

都道府県議会議員共済会事務費負担金規程

(平成二十三年九月十四日施行)

(事務費負担金の額)

第一条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律第二十三条第二項の規定による都道府県議会議員共済会（以下「共済会」という。）の事務に要する費用（以下「事務費負担金」という。）は、第二条により決定された額に、毎年四月一日（統一地方選挙が行われる年にあつては四月末日）における各都道府県議会議員の定数を乗じて得た額とする。

(事務費負担金の基準額)

第二条 事務費負担金の基準額は、毎年度の事業計画及び予算を審議する共済会総会の議を経て決定するものとする。

(事務費負担金額の通知)

第三条 共済会会長（以下「会長」という。）は、第二条により事務費負担金の基準額が決定したときは、毎年四月末日までに会員に請求書を添付のうえ、各都道府県の事務費負担金額を通知するものとする。

(事務費負担金の納入期限)

第四条 事務費負担金は、毎年六月末日までに会長あて納入するものとする。

附 則

この規程は、平成二十三年九月十四日より施行する。

都道府県議会議員共済会給付金の振込先金融機関の指定について

都道府県議会議員共済会規則第十四条に規定する金融機関は、次に掲げるものとする。

1. 信用金庫
2. 信用農業協同組合連合会
3. 信用漁業協同組合連合会
4. 農業協同組合
5. 漁業協同組合

都道府県議会議員共済会 個人情報の保護に関する規程

(平成十七年十一月一日施行)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、都道府県議会議員共済会（以下「共済会」という。）が保有する電子計算機処理に係る個人情報の取り扱いに関する事項を定めることにより、共済会の業務の適性かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報の含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。
- (2) 個人データ 個人情報データベース等（個人情報を含む情報の集合体であつて、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように構成したもの及び特定個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの。）を構成する個人情報をいう。
- (3) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (4) 個人情報保護責任管理者 この規程の実施及び運用に関する責任と権限を持つ者をいう。
- (5) 実施機関 社会保険庁、地方職員共済組合（団体共済部）、日本私立学校振興・共済事業団をいう。
- (6) 記録媒体 共済会の役員及び職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画等並びに電磁的記録（磁気テープ、磁気ディスク、フロッピーディスク、光ディスク及びその他これらに類する方式で作られる記録）であつて、共済会の職員が組織的に利用、保有しているものをいう。

第2章 体制及び責任

(個人情報保護責任管理者)

第3条 個人情報を適正に管理するため、個人情報保護責任管理者を置く。

2 個人情報保護責任管理者は、事務局長をもって充てる。

3 個人情報保護責任管理者は、個人情報の取得・利用・安全管理・開示・教育研修・法令遵守等について職員に周知徹底しなければならない。

(個人情報保護管理者)

第4条 個人情報保護責任管理者を補佐するため、個人情報保護管理者を置く。

2 個人情報保護管理者は、業務部長をもって充てる。

3 個人情報保護管理者は、個人情報保護管理責任管理者に事故があるとき又は欠けたとき、又は個人情報保護責任管理者の指示を受けたときは、個人情報保護管理者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

(個人情報保護担当者)

第5条 個人情報保護管理者の指示のもとに、個人情報の保護及び管理に関する事務を処理するため、個人情報保護担当者を置く。

2 個人情報保護担当者は、個人情報保護責任管理者が指定する。

(相談窓口)

第6条 共済会に、個人情報に関する相談及び苦情等の受付け窓口を置く。

(職員の義務)

第7条 共済会の職員及び臨時職員等(以下「職員」という。)は、個人情報の保護に関する法令及び規程等を遵守するとともに、事故及び規程等の違反を見つけた場合には、速やかに個人情報保護管理者に報告しなければならない。

2 職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(職員に対する処分)

第8条 職員が、この規程に違反し、又は個人情報システムを不正に使用した場合は、懲戒処分に処するものとする。ただし、懲戒処分にあたっては全国都道府県議会議長会就業規則によるものとする。

第3章 個人情報の取扱い

(取得の制限)

第9条 個人情報保護責任管理者は、個人情報の取得にあたっては、その利用目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内において行なわなければならない。

2 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段によって行なわなければならない。

3 個人情報の取得にあたっては、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のためやむを得ないと認められるとき。
- (4) 他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。

(利用及び提供の制限)

第10条 個人情報保護責任管理者は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために個人情報を内部において利用し、又は共済会以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定める業務遂行に必要な限度で個人情報を内部で利用するにあたって相当の理由があるとき。
- (3) 全国都道府県議会議長会において所定の手続きを経て個人データの提供の申請があったとき。
- (4) 公益上の必要その他相当の理由があると個人情報保護責任管理者が認めるとき。

2 前項第3号の全国都道府県議会議長会に提供する個人データは次の各号に掲げる項目とする。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 生年月日
- (3) 性別

(4) 議員在職歴

(提供先に対する措置の要求)

第 11 条 個人情報保護管理者は、個人データを共済会以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、当該個人データの使途目的若しくは使用方法の制限を付し、又はその適正な取扱について必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(委託に伴う措置等)

第 12 条 個人データを含む業務の全部又は一部を委託しようとするときは、次の各号に掲げる項目を契約内容とし、委託を受けたものは安全確保の措置を講ずるようにしなければならない。

- (1) 個人データの目的外利用の禁止
- (2) 個人データに関する秘密保持
- (3) 個人データの安全管理に関する事項
- (4) 契約終了時の個人情報の返却及び消去
- (5) その他個人情報保護のための必要な事項

2 個人情報保護管理者は、前項の委託をする場合は、委託内容毎に個人情報保護責任管理者の承認を得なければならない。

第 4 章 適正管理

(個人情報の管理)

第 13 条 個人情報保護管理者は、個人情報取扱事務の目的を達するために必要な範囲内で、個人情報を適正かつ最新の状態に保つようしなければならない。

2 個人情報保護管理者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

3 個人情報保護管理者は、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(個人データの管理)

第 14 条 個人情報保護管理者は、個人データの保護のために必要な措置を講ずるとともに、事故が発生した場合の対応手順を定めなければならない。

2 個人情報保護管理者は、業務端末システムに事故が発生した場合は、前項の事故の対応手順に基づいて、直ちに復旧措置を講ずるとともに、事故の経緯及び対応策を詳細に記録し、個人情報保護責任管理者に報告しなければならない。

3 個人情報保護管理者は、個人データについて利用目的毎に管理するとともに、個人情報の所在を把握できるようにしなければならない。

4 個人情報保護管理者は、個人データを安全に保管及び利用できる仕組みを確保し、目的以外の持ち出し防止策を講じなければならない。

5 個人データを保管及び利用する場合は、関係者以外の者が容易にアクセスできないよう措置をとらなければならない。

第 5 章 開示及び訂正

(開示、訂正の請求)

第 15 条 本人から共済会に対し、記録媒体に記録されている自己を本人とする個人情報の開示の請求をすることができる。

2 自己を本人とする個人情報の内容が事実でないと思料するときは、法の定めるところにより、当該個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ）又は利用停止の措置を請求することができる。

ただし、他の法令等により特別の手続きが定められているときは、この限りでない。

(開示、訂正の義務)

第 16 条 個人情報保護責任管理者は、前条の規定により個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求があつたときは、速やかに当該決定に係る個人情報の開示、訂正又は利用停止に応じなければならない。

第 6 章 補則

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は個人情報保護責任管理者がその都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成17年11月1日から施行する。

(規程の廃止)

第2条 都道府県議会議員共済会電子計算機処理データ保護管理規程(平成15年4月1日施行)は廃止する。

都道府県議会議員共済会 特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

第１ 基本方針

都道府県議会議員共済会（以下「共済会」という。）は、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）に定められた事務において利用する個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の保護を重要事項として位置づけ、管理体制、取扱規程等を整備し、特定個人情報等を安全かつ適正に取り扱うものとする。

第２ 関係法令、ガイドライン等の遵守

共済会は、個人情報保護に関する法令、特定個人情報等に関する法令、個人情報保護委員会が策定するガイドラインその他関係法規を遵守する。

第３ 特定個人情報等の取扱い

(1) 特定個人情報等の取得、利用、保管、提供及び廃棄

特定個人情報等は、番号法に定められた事務に必要な範囲内で適正に取得、利用、保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。

(2) 安全管理措置の実施

共済会は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために特定個人情報取扱規程を定め、安全管理措置を講ずる。また、職員等に特定個人情報等を取り扱わせる際には、特定個人情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう、当該職員等に対する必要かつ適切な監督を行う。

(3) 委託業務

特定個人情報等の取扱いについて、第三者に委託する場合には、特定個人情報等の保護について共済会と同等の水準を備えることを確認するとともに、契約等により安全管理措置を講じるよう定めた上で、委託先に必要かつ適切

な監督を行う。

(4) 継続的改善

共済会は、特定個人情報等の保護が適正に実施されるよう、本基本方針、特定個人情報取扱規程等を継続的に見直し、その改善に努める。

都道府県議会議員共済会 特定個人情報取扱規程

(平成 28 年 10 月 1 日施行)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、都道府県議会議員共済会(以下「共済会」という。)が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)及び個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、個人番号その他の特定個人情報の安全かつ適正な取扱いについて必要な措置を講ずることにより、共済会の業務の適正かつ円滑な運営を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 番号法第 7 条の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- (2) 特定個人情報 個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報をいう。
- (3) 特定個人情報ファイル 番号法第 2 条第 10 項に定める個人情報ファイルであって、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- (4) 個人番号利用事務 番号法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- (5) 個人番号関係事務 番号法第 9 条第 4 項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

- (6) 職員 共済会の職員及び臨時職員をいう。
- (7) 管理区域 特定個人情報を取り扱う情報システムを管理する区域をいう。
- (8) 取扱区域 特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この規程において使用する用語は、都道府県議会議員共済会 個人情報の保護に関する規程(以下「個人情報保護規程」という。)において使用する用語の例による。

第2章 管理体制

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第3条 共済会の業務において、個人番号利用事務は、年金の給付事務とし、個人番号関係事務は、退職年金、退職一時金の源泉徴収事務、監事、審査会委員及び講演者に係る報酬等の法定調書作成事務とするものとする。

(取り扱う特定個人情報の範囲)

第4条 共済会は、次の表の左欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、右欄に掲げる特定個人情報を取り扱うことができるものとする。

事務	特定個人情報
年金の給付事務	年金受給者の生存の事実等を確認するために地方公共団体情報システム機構から提供を受ける当該年金受給者に係る本人確認情報
退職年金の源泉徴収事務	公的年金等の源泉徴収票及び公的年金等支払報告書を作成する上で退職年金の給付請求者から受領する個人番号が記載された公的年金等の受給者の扶養親族等申告書等
	公的年金等の源泉徴収票及び公的年金等支払報告書を作成する上で退職年金受給者から受領する個人番号が記載された公的年金等の受給者の扶養親族等申告書等
	税務署に提出するために作成した公的年金等の源泉徴収票及びその電子データ

	退職年金受給者が居住する都道府県市区町村に提出するために作成した公的年金等支払報告書の電子データ
退職一時金の源泉徴収事務	退職所得の源泉徴収票・特別徴収票を作成する上で退職一時金の給付請求者から受領する個人番号が記載された退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書
監事、審査会委員及び講演者等に係る報酬等の法定調書作成事務	税務署に提出するために作成した給与所得の源泉徴収票 税務署に提出するために作成した報酬及び料金の支払調書

(事務取扱責任者)

第5条 特定個人情報を適正に取り扱うため、事務取扱責任者を置く。

- 2 事務取扱責任者は、個人情報保護規程第4条で定める個人情報保護管理者をもって充てる。
- 3 事務取扱責任者は、特定個人情報の取扱いに関して、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 特定個人情報の利用申請の承認、記録等の保管管理に関すること。
 - (2) 特定個人情報の取扱状況を把握すること。
 - (3) 職員及び委託先における特定個人情報保護の取扱状況を監督すること。
 - (4) その他特定個人情報を取り扱う事務に関すること。

(事務取扱担当者)

第6条 事務取扱責任者の指示のもとに、特定個人情報を取り扱う事務を行うため、事務取扱担当者を置く。

- 2 事務取扱担当者は、職員のうちから、事務取扱責任者が指定する。
- 3 事務取扱担当者は、特定個人情報を取り扱う情報システム、機器等を適切に管理し、利用権限のない者に使用させてはならない。
- 4 事務取扱担当者は、特定個人情報に関する事務の取扱状況を明確にするため、第8条に定める記録を作成する。

(管理区域及び取扱区域)

第7条 事務取扱責任者は、特定個人情報の漏えい等を防止するため、管理区

域及び取扱区域を設定する。

- 2 管理区域においては、入退室管理、管理区域へ持ち込む機器等の制限、キャビネット等の施錠等の安全管理措置を講ずる。
- 3 取扱区域においては、他の区域との間仕切りの設置等による安全管理措置を講ずる。

(取扱状況の確認記録)

第8条 事務取扱担当者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するため、次の各号に掲げる事項について記録する。

- (1) 特定個人情報ファイルの種類
- (2) 取扱部署
- (3) 廃棄状況
- (4) アクセス権を有する者
- (5) 管理区域の場所
- (6) 取扱区域の場所

(運用管理の記録)

第9条 事務取扱担当者は、この規程に基づく運用状況を管理するため、事務取扱責任者が定める利用実績等を記録する。

- (1) 特定個人情報の取得
- (2) 特定個人情報ファイルの利用、出力等の状況
- (3) 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況
- (4) 特定個人情報の廃棄及びこれを委託した場合、証明する記録

第3章 特定個人情報の取得

(取得の制限)

第10条 個人情報保護規程第3条で定める個人情報保護責任管理者は、特定個人情報の取得にあたっては、第3条で定める個人番号を取り扱う事務を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内において行わなければならない。

2 特定個人情報の取得は、適正かつ公正な手段によって行わなければならない。

(取得時の利用目的の通知等)

第 11 条 特定個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を年金受給者等に通知し、又は公表しなければならない。

2 前項の場合において、通知の方法については、原則として書面によることとし、公表の方法については、インターネット上のホームページ等での公表等適切な方法によるものとする。

(個人番号の提供の要求)

第 12 条 共済会は、第 3 条で定める個人番号利用事務又は個人番号関係事務を処理するために必要がある場合において、番号法第 14 条に基づき年金受給者、地方公共団体情報システム機構等に対して、個人番号の提供を求めることができるものとする。

(個人番号の提供を求める時期)

第 13 条 個人番号を求める時期は、第 3 条で定める個人番号利用事務又は個人番号関係事務が発生したときとする。ただし、当該事務が発生することが明らかとなるときは、事前に個人番号の提出を求めることができる。

(本人確認)

第 14 条 事務取扱担当者は、番号法、番号法施行令及び番号法施行規則に定める各方法により、年金受給者等の個人番号の確認及び身元確認を行うものとする。

第 4 章 特定個人情報の利用

(利用の制限)

第 15 条 個人情報保護責任管理者は、第 3 条で定める事務に該当する場合を除き、特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、個人情報保護責任管理者は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的の範囲を超えて特定個人

情報を利用することができる。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第 16 条 事務取扱担当者は、第 3 条で定める個人番号利用事務又は個人番号関係事務を処理するために必要がある場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(委託先における安全管理措置)

第 17 条 共済会は、年金受給者に係る個人番号利用事務又は個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合は、次の各号に掲げる項目を契約内容とし、共済会自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。

- (1) 特定個人情報に関する秘密保持義務
- (2) 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
- (3) 特定個人情報の目的外利用の禁止
- (4) 再委託における条件
- (5) 情報の漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任
- (6) 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄
- (7) 従業者に対する監督・教育
- (8) 契約内容の遵守状況についての報告
- (9) 共済会の委託先に対する実地調査
- (10) その他特定個人情報の保護のための必要な事項

第 5 章 特定個人情報の保管

(保管の制限等)

第 18 条 事務取扱責任者は、第 3 条で定める事務の範囲を超えて、特定個人情報保管を保管してはならない。

2 事務取扱責任者は、第 3 条で定める事務が終了するまでの間、特定個人情報を保管する。ただし、法令により定められているものについては、当該期間を経過するまでの間、特定個人情報を保管する。

3 事務取扱責任者は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他

の安全管理の確保のため、特定個人情報を取り扱う機器、書類、記録媒体等は次の各号に掲げる方法により保管又は管理する。

- (1) 特定個人情報等を取り扱う機器は、施錠できるキャビネット等に保管するか、又は盗難防止用のセキュリティワイヤー等により固定する。
- (2) 特定個人情報を含む書類、記録媒体等は、施錠できるキャビネット、書庫等に保管する。
- (3) 特定個人情報ファイルは、パスワードの付与等の保護措置を講じた上でこれを保存し、当該パスワードを適切に管理する。

(情報システムの管理)

第19条 事務取扱責任者は、情報システムを使用して個人番号利用事務又は個人番号関係事務を行う場合、当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するため、次の各号に掲げる措置により適切なアクセス制御を行うものとする。

- (1) 個人番号と紐付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により限定する。
- (2) 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムをアクセス制御により限定する。
- (3) 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。

2 前項に定めるもののほか、情報システムにおける特定個人情報のアクセス管理については、都道府県議会議員共済会住民基本台帳ネットワークシステムアクセス管理規程に定めるアクセス管理の例による。

3 情報システムにおける特定個人情報の取扱いについては、この規程によるほか、都道府県議会議員共済会 住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程及び同規程第7条第1項第1号の規定に基づく都道府県議会議員共済会 住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応手順書に定めるところによる。

(情報漏えい事案等発生時の対応)

第20条 職員は、情報の漏えい事案等が発生した場合は、速やかに事務取扱責

任者に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた事務取扱責任者は、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、次の各号に掲げる方法等により、対策を講ずるものとする。

- (1) 事実関係の調査及び原因の究明
- (2) 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- (3) 再発防止策の検討及び決定
- (4) 事実関係及び再発防止策等の公表

(所管官庁等への報告)

第 21 条 個人情報保護責任管理者は、特定個人情報の漏えい事案等の発生の事実を把握した場合においては、直ちに個人情報保護委員会及び総務省に報告する。

第 6 章 特定個人情報の提供

(提供の制限)

第 22 条 個人情報保護責任管理者は、番号法第 19 条各号に該当する場合を除き、共済会以外のものに対する特定個人情報の提供をしてはならない。

第 7 章 特定個人情報の廃棄

(廃棄)

第 23 条 事務取扱責任者は、第 18 条第 2 項に定める保管期間が経過した場合、次の各号に掲げる方法により、速やかに廃棄しなければならない。

- (1) 特定個人情報が記載された書類を廃棄する場合、溶解等の復元不可能な手段
- (2) 特定個人情報の記録媒体を廃棄する場合、破砕等の復元不可能な手段

2 事務取扱責任者は、特定個人情報を廃棄したときは、廃棄等を証明する記録を保存する。

第 8 章 補則

(適用除外)

第 24 条 個人情報保護規程の規定については、特定個人情報の取得、利用及び提供については適用しない。

(細目)

第 25 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は個人情報保護責任管理者が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

住民基本台帳法（抄）

（昭和四十二年法律第八十一号）

第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等

第三節 本人確認情報の提供及び利用等

（国の機関等への本人確認情報の提供）

第三十条の九 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。ただし、個人番号については、当該同表の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

（本人確認情報等の提供に関する手数料）

第三十条の二十三 機構は、第三十条の九、第三十条の九の二第一項又は第三十条の十五の二第一項に規定する求めを行う別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人若しくは準法定事務処理者又はデジタル庁から、総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

（受領者等による本人確認情報等の安全確保）

第三十条の二十八 第三十条の九、第三十条の十から第三十条の十四まで、第三十条の十五第二項若しくは第三十条の十五の二第一項若しくは第三項の規定により本人確認情報の提供を受けた市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関若しくは別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人若しくは準法定事務処理者又は第三十条の九の二の規定により住民票コードの提供を受けたデジタル庁（以下「受領者」という。）がこれらの規定により提供を受けた本人確認情報又は住民票コード（以下「受領した本人確認情報等」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、受領者は、受領した本人確認情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該受領した本人確認情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、受領者から受領した本人確認情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（受領者の本人確認情報等の利用及び提供の制限）

第三十条の二十九 受領者は、その者が処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報等（本人確認情報又は住民票コードをいう。次条第二項及び第三項において同じ。）の提供を求めることができることとされているものの遂行に必要な範囲内で、受領した本人確認情報等を利用し、又は提供するものとし、当該事務の処理以外の目的のために受領した本人確認情報等の全部又は一部を利用し、又は提供してはならない。

（本人確認情報等の電子計算機処理等に従事する受領者の職員等の秘密保持義務）

第三十条の三十 第三十条の十から第三十条の十四まで、第三十条の十五第二項又は第三十条の十五の二第一項若しくは第三項の規定により市町村長その他の市町村の執行機関又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村又は都道府県の職員又は職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

- 2 第三十条の九、第三十条の九の二又は第三十条の十五の二第一項の規定により別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人若しくは準法定事務処理者又はデジタル庁が提供を受けた本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する同欄に掲げる国の機関の職員若しくは職員であつた者、同欄に掲げる法人の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者、準法定事務処理者の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者又はデジタル庁の職員若しくは職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報等に関する秘密又は本人確認情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

- 3 受領者から受領した本人確認情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た本人確認情報等に関する秘密又は本人確認情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十二、第三十条の四十四の十三関係）

提供を受ける国の機関又は法人	事務
二十 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二十三条第一項第一号又は第二号に規定する給付のうち年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）（抄）

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一から別表第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令を次のように定める。

（法別表第一の総務省令で定める事務）

第一条 （略）

34 法別表第一の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 給付の請求をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 二 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
- 三 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
- 四 給付を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の特例を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第二条第八項に規定する行政機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、個人情報保護法第二条第九項に規定する独立行政法人等をいう。

3 この法律において「個人情報」とは、個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報をいう。

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルであって行政機関等（個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等をいう。以下この項及び第五章第二節において同じ。）が保有するもの又は個人情報保護法第十六条第一項に規定する個人

情報データベース等であつて行政機関等以外の者が保有するものをいう。

5 この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

6 この法律において「本人」とは、個人番号によって識別される特定の個人をいう。

7 この法律において「個人番号カード」とは、次に掲げる事項（外国人住民（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。次項において同じ。）にあつては、第二号に掲げる事項を除く。）が記載され、第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他主務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。第十八条及び第十八条の五第二項において同じ。）により記録されたカードであつて、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置が講じられたものをいう。

一 氏名

二 氏名の振り仮名（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十三条第一項第二号に規定する氏名の振り仮名をいう。）

三 住所（国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）にあつては、国外転出者である旨及びその国外転出届（同号に規定する国外転出届をいう。第十七条第六項において同じ。）に記載された転出の予定年月日）

四 生年月日

五 性別

六 個人番号

七 その他政令で定める事項

- 8 この法律において「カード代替電磁的記録」とは、前項第一号から第六号までに掲げる事項（外国人住民にあっては、同項第二号に掲げる事項を除く。）及び本人の写真（本人の写真が表示されていない個人番号カードの交付を受けている者に係るもの）にあっては、当該事項。第十八条の二第二項において「カード代替記録事項」という。）に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項並びに同条第一項及び第二項において同じ。）並びに当該電磁的記録がその送信を行った者のものであることを当該電磁的記録の送信を受けた者が確認するために必要な事項として主務省令で定める事項に係る電磁的記録について地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名であって、主務省令で定める基準に適合するものをいう。第十八条の二第二項及び第三項において同じ。）を行ったものにより一体的に構成された電磁的記録をいう。
- 9 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条、第十八条の五第二項並びに第四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。
- 10 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- 11 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第九条第一項から第三項までの規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- 12 この法律において「個人番号関係事務」とは、第九条第四項の規定により

個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

13 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

14 この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

15 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び機構並びに第十九条第八号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第八号又は第九号の規定による利用特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が設置し、及び管理するものをいう。

16 この法律において「法人番号」とは、第三十九条第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

第二章 個人番号

（利用範囲）

第九条 別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の当該各項の下欄に掲げる事務の全部若しくは一部を行うこととされている者又は当該事務に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、当該事務の性質が同表の当該各項の下欄に掲げる事務と同一であることその他政令で定める基準に適合する事務に限る。）として主務省令で定めるもの（以下この項において「準法定

事務」という。)を処理する者として主務省令で定めるもの(第十九条第八号において「準法定事務処理者」という。)がある場合にあっては、その者を含む。第四項において同じ。)は、同表の当該各項の下欄に掲げる事務(準法定事務を含む。同号において同じ。)の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2・3 (略)

- 4 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十八条若しくは第百九十七条第一項、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第五十九条第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十五項、第七十条の二の二第十九項若しくは第七十条の二の三第十六項、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第七十四条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)第四条第一項若しくは第四条の三第一項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和三年法律第三十九号)第六条第一項その他の法令又は条例の規定により、別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

5 (略)

- 6 前各項に定めるもののほか、第十九条第十三号から第十七号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

第四章 特定個人情報の提供

第一節 特定個人情報の提供の制限等

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

- 一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき（個人番号利用事務実施者が、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二十九条第一項、厚生年金保険法第百条の二第五項その他の政令で定める法律の規定により本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるためにその者の個人番号を提供する場合にあっては、銀行その他の政令で定める者に対し提供するときに限る。）。
- 二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第十二号に規定する場合を除く。）。
- 三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。
- 四 （略）
- 五 機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報等を提供するとき。
- 六・七 （略）
- 八 別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（準法定事務処理者を含む。以下この号において「別表行政機関等」という。）のうち特定個人番号利用事務（同表の当該各項の下欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。以

下この号及び次号において同じ。)を処理する者として主務省令で定めるもの(法令の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、特定個人番号利用事務を処理するために、政令で定めるところにより、当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの(以下「利用特定個人情報」という。)を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣(法令の規定により当該利用特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、当該利用特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。

九～十二 (略)

十三 第三十五条第一項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)に提供するとき。

十四～十五 (略)

十六 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十七 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

(収集等の制限)

第二十条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報(他人の個人番号を含むものに限る。)を収集し、又は保管してはならない。

第二節 情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の提供

(情報提供ネットワークシステム)

第二十一条 内閣総理大臣は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

- 2 内閣総理大臣は、情報照会者から第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供の求めがあったときは、当該利用特定個人情報が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該利用特定個人情報が記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十八条（第三項及び第五項を除く。）の規定に違反する事実があったと認める場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して利用特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知しなければならない。

（情報提供用個人識別符号の取得）

第二十一条の二 情報照会者又は情報提供者（以下この条において「情報照会者等」という。）は、情報提供用個人識別符号を内閣総理大臣から取得することができる。

- 2 前項の規定による情報提供用個人識別符号の取得は、政令で定めるところにより、情報照会者等が取得番号（当該取得に関し割り当てられた番号であって、当該情報提供用個人識別符号により識別しようとする特定の個人ごとに異なるものとなるように割り当てられることにより、当該特定の個人を識別できるもののうち、個人番号又は住民票コードでないものとしてデジタル庁令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を、機構（第九条第三項の法務大臣である情報提供者にあっては、当該個人の本籍地の市町村長及び機構）を通じて内閣総理大臣に対して通知し、及び内閣総理大臣が当該取得番号と共に当該情報提供用個人識別符号を、当該情報照会者等に対して通知する方法により行うものとする。
- 3 情報照会者等、内閣総理大臣、機構及び前項の市町村長は、第一項の規定による情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、取得番号を保有してはならない。
- 4 前項に規定する者は、同項に規定する目的以外の目的のために取得番号を自ら利用してはならない。
- 5 第十九条（第六号及び第十三号から第十七号までに係る部分に限る。）の規定は、第三項に規定する者による取得番号の提供について準用する。この場合

において、同条中「次の」とあるのは「第二十一条の二第二項の規定による通知を行う場合及び次の」と、同条第十三号中「第三十五条第一項」とあるのは「第二十一条の二第八項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

6 前項（次項において準用する場合を含む。）において準用する第十九条（第六号及び第十三号から第十七号までに係る部分に限る。）の規定により取得番号の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該取得番号を保有してはならない。

7 第四項及び第五項の規定は、前項に規定する者について準用する。この場合において、第四項中「同項に規定する」とあるのは、「その提供を受けた」と読み替えるものとする。

8 第六章の規定は、取得番号の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条中「個人番号利用事務等実施者」とあるのは「第二十一条の二第三項又は第六項に規定する者」と、第三十六条中「第十九条第十五号」とあるのは「第二十一条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する第十九条第十五号」と読み替えるものとする。

（秘密の管理）

第二十四条 内閣総理大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務（第十九条第八号の規定による利用特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

（秘密保持義務）

第二十五条 情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第五章 特定個人情報の保護

第一節 特定個人情報保護評価等

(特定個人情報の漏えい等に関する報告等)

第二十九条の四 個人番号利用事務等実施者は、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが高いものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人番号利用事務等実施者が、他の個人番号利用事務等実施者から当該個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人番号利用事務等実施者に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、個人番号利用事務等実施者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

別表（第九条関係）

百二十五 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。以下この表において「平成二十三年法律第五十六号」という。）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
---	--

〔旧〕地方議会議員互助年金法（抄）

（注）この法律は、地方公務員等共済組合法の施行に伴い廃止されたものであるが、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百二条の規定により、下記条文だけは引き続き効力を有することとなるものである。

附 則

（この法律の施行前における在職期間の取扱い及び互助年金の年額）

- 2 昭和二十二年四月三十日からこの法律の施行の日の前日までの間における地方議会議員としての在職期間は、この法律に規定する互助年金の基礎となるべき在職期間とし、この法律の規定を適用する。
- 3 前項の規定によりこの法律の施行前における在職期間がこの法律に規定する互助年金の基礎となる場合における互助年金の年額は、当該在職期間につき規約で定めるところにより算定した額を減額した額とする。

〔旧〕都道府県議会議員互助会規約（抄）

（注）この規約は、都道府県議会議員共済会の発足に伴い消滅したものであるが、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百二条の規定により、下記条文だけは引き続き効力を有することとなるものである。

第二十四条（略）

- 2 前項に規定する標準報酬月額、会員である議員の報酬月額（年額をもって定められている場合には、その額を十二で除した額に相当する金額）に基づき、次の区分によって定める。

標準報酬月額	報酬月額	
40,000 円	45,000 円未満	
50,000	45,000 円以上	55,000 円未満
60,000	55,000 円以上	65,000 円未満
70,000	65,000 円以上	75,000 円未満
80,000	75,000 円以上	85,000 円未満
90,000	85,000 円以上	95,000 円未満
100,000	95,000 円以上	105,000 円未満
110,000	105,000 円以上	

附 則

（互助会の成立前における在職期間を有する者に関する経過措置）

- 4 昭和二十二年四月三十日から互助会の成立の日の前日までの間における在職期間を有する者に退職年金又は公務傷病年金を支給するときは、その年額から互助会の成立の日（互助会成立の日以後再就職し会員となつた者にあつては、その再就職した日）におけるその者の報酬月額に基づき、第二十四条第二項に規定する標準報酬月額の百分の五に相当する金額に当該在職期間の月数を乗じて得た金額（以下「納付金相当額」という。）の十分の一に相当する

金額を控除するものとし、その控除は、当該納付金相当額に達するまで行なうものとする。

- 5 前項の規定により、退職年金又は公務傷病年金の年額から控除を受けている者が死亡したことにより遺族年金を支給するときは、その年額からその者に係る納付金相当額の二十分の一に相当する金額を控除するものとし、その控除は、当該納付金相当額から、同項の規定によりすでに控除した額に相当する額を控除した額の二分の一に相当する額に達するまで行なうものとする。
- 6 第四項に規定する者（前項の規定の適用を受ける者を除く。）が、死亡したことにより遺族年金を支給するときは、その年額から、その者に係る納付金相当額の二十分の一に相当する金額を控除するものとし、その控除は、当該納付金相当額の二分の一に相当する額に達するまで行なうものとする。

恩給法（大正十二年四月十四日 法律第四十八号）（別表抄）

（注）平成二十三年法律第五十六号による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十二条第三項の規定により、公務傷病年金の重度障害の程度及び加算額はこの別表の定めるところによることとされている。

第一号表ノ二（第四十九条ノ二関係）

重度障害 ノ程度	重度障害ノ状態
特別項症	一 心身障害ノ為自己身邊ノ日常生活活動ガ全ク不能ニシテ常時複雑ナル介護ヲ要スルモノ 二 両眼ノ視力カ明暗ヲ弁別シ得サルモノ 三 両上肢又ハ両下肢ヲ全ク失ヒタルモノ 四 身体諸部ノ障碍ヲ綜合シテ其ノ程度第一項症ニ第一項症乃至第六項症ヲ加ヘタルモノ
第一項症	一 心身障害ノ為自己身邊ノ日常生活活動ガ著シク妨ゲラレ常時介護ヲ要スルモノ 二 咀嚼及言語ノ機能ヲ併セ廢シタルモノ 三 両眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ 四 レ線像ニ示サレタル肺結核ノ病型ガ広汎空洞型ニシテ結核菌ヲ大量且継続的ニ排出シ常時高度ノ安静ヲ要スルモノ 五 呼吸困難ノ為換気機能検査モ実施シ得ザルモノ 六 肘関節以上ニテ両上肢ヲ失ヒタルモノ 七 膝関節以上ニテ両下肢ヲ失ヒタルモノ
第二項症	一 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ 二 両眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ

	三 両耳全ク聾シタルモノ 四 大動脈瘤、鎖骨下動脈瘤、総頸動脈瘤、無名動脈瘤又ハ腸骨動脈瘤ヲ発シタルモノ 五 腕関節以上ニテ両上肢ヲ失ヒタルモノ 六 一上肢又ハ一下肢ヲ全ク失ヒタルモノ 七 足関節以上ニテ両下肢ヲ失ヒタルモノ
第三項症	一 心身障害ノ為家庭内ニ於ケル日常生活活動ガ著シク妨ゲラルルモノ 二 両眼ノ視力ガ視標○・一ヲ一・五メートル以上ニテハ弁別シ得ザルモノ 三 レ線像ニ示サレタル肺結核ノ病型ガ非広汎空洞型ニシテ結核菌ヲ継続的ニ排出シ常時中等度ノ安静ヲ要スルモノ 四 呼吸機能ヲ高度ニ妨グルモノ 五 心臓ノ機能ノ著シキ障害ノ為家庭内ニ於ケル日常生活活動ニ於テ心不全症状又ハ狭心症症状ヲ来スモノ 六 腎臓若ハ肝臓ノ機能又ハ造血機能ヲ著シク妨グルモノ 七 肘関節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ 八 膝関節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ
第四項症	一 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ著シク妨クルモノ 二 両眼ノ視力カ視標○・一ヲ二メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ 三 両耳ノ聴力カ○・○五メートル以上ニテハ大声ヲ解シ得サルモノ 四 両睾丸ヲ全ク失ヒタルモノニシテ脱落症状ノ著シカラサルモノ 五 腕関節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ 六 足関節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ
第五項症	一 心身障害ノ為社会ニ於ケル日常生活活動ガ著シク妨ゲラルルモノ

	二 頭部、顔面等ニ大ナル醜形ヲ残シタルモノ 三 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ○・五メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ 四 レ線像ニ示サレタル肺結核ノ病型ガ不安定非空洞型ニシテ病巣ガ活動性ヲ有シ常時軽度ノ安静ヲ要スルモノ 五 呼吸機能ヲ中等度ニ妨グルモノ 六 心臓ノ機能ノ中等度ノ障害ノ為社会生活活動ニ於テ心不全症状又ハ狭心症症状ヲ来スモノ 七 腎臓若ハ肝臓ノ機能又ハ造血機能ヲ中等度ニ妨グルモノ 八 一側総指ヲ全ク失ヒタルモノ
第六項症	一 頸部又ハ軀幹ノ運動ニ著シク妨クルモノ 二 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ一メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ 三 脾臓ヲ失ヒタルモノ 四 一側拇指及示指ヲ全ク失ヒタルモノ 五 一側総指ノ機能ヲ廢シタルモノ
右ニ掲グル各症ニ該当セザル傷疾疾病ノ症項ハ右ニ掲グル各症ニ準ジ之ヲ査定ス レ線像ニ示サレタル肺結核ノ病型ハ「日本結核病学会病型分類」ニ依ル 視力ヲ測定スル場合ニ於テハ屈折異常ノモノニ付テハ矯正視力ニ依リ視標ハ万国共通視力標ニ依ル	

第二号表（第六十五条関係）

重度障害ノ程度	金額
特別項症	第一項症ノ額ニ其ノ十分ノ七以内ノ額ヲ加ヘタル額
第一項症	五、七二三、〇〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額
第二項症	四、七六九、〇〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額
第三項症	三、九二七、〇〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額
第四項症	三、一〇八、〇〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額

第五項症	二、五一四、〇〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額
第六項症	二、〇三三、〇〇〇円ニ調整改定率ヲ乗ジテ得タル額
此ノ表ノ下欄ニ掲グル額ニ五十円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ百円トス	

全国都道府県議会議長会会則（抄）

第2章 役員

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 8人
- (3) 理事 7人
- (4) 監事 3人

（役員の選任及び任期）

第6条 役員は、次に掲げる方法により、第1回の定例総会において選任する。

ただし、統一地方選挙が行なわれた年度においては、その統一地方選挙の後、すみやかに臨時総会を開き選任する。

- (1) 会長及び副会長は、全会員で互選
- (2) 理事は、次表によるブロックから各1人をブロック内会員で互選

ブロック	都道府県
北海道東北	北海道、青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島
関東	東京、神奈川、千葉、茨城、栃木、埼玉、群馬、山梨、長野、新潟
東海北陸	愛知、三重、静岡、岐阜、富山、石川、福井
近畿	京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、滋賀
中国	広島、岡山、鳥取、島根、山口
四国	香川、徳島、高知、愛媛
九州	福岡、大分、佐賀、長崎、宮崎、熊本、鹿児島、沖縄

(3) (略)

- 2 役員の任期は、選任の日から起算して2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。
- 3 役員は、第1項ただし書の規定により、新たに役員が選任されたときは、その職を失う。
- 4 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 任期満了前に任期満了による後任者の選任を行ったときは、当該選任された者の任期は前任者の任期満了日の翌日から起算する。
- 6 会長又は副会長に欠員を生じたときは、第1項の規定による総会以外の総会において後任者を選任するものとする。ただし、副会長に欠員を生じたときは、会長は、当該都道府県議会の後任の議長を副会長に指名することができる。
- 7 (略)

第4章 会議

(招集及び定足数)

第15条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、会議を構成する者の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、役員会にあっては、会長が必要と認めるときは、この限りではない。

(議事)

第16条 総会及び役員会の議長は会長、副議長はあらかじめ会長が指定した副会長とする。ただし、前年度の定例総会において決定した開催地において開かれる定例総会の議長及び副議長は、当該開催地を含むブロックにおいて、あらかじめ互選した都道府県の議会の議長とする。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。この場合においては、議長は議決に加わることができない。

(緊急事案の処理)

第17条 緊急を要する事案があるときは、役員会は、議決機関に代わって当該事案を処理することができる。この場合において、役員会を開くいとまがないときは、会長がこれを専決することができる。

- 2 前項に規定する処理又は専決をしたときは、会長は、その経過及び結果を全会員に通知しなければならない。

民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

第一編 総則

第二章 人

第三節 行為能力

（後見開始の審判）

第七条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

（成年被後見人及び成年後見人）

第八条 後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する。

（成年被後見人の法律行為）

第九条 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

（後見開始の審判の取消し）

第十条 第七条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人（未成年後見人及び成年後見人をいう。以下同じ。）、後見監督人（未成年後見監督人及び成年後見監督人をいう。以下同じ。）又は検察官の請求により、後見開始の審判を取り消さなければならない。

（保佐開始の審判）

第十一条 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第七条に規定する原因がある者については、この限りでない。

（被保佐人及び保佐人）

第十二条 保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とし、これに保佐人を付する。

(保佐人の同意を要する行為等)

第十三条 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

- 一 元本を領収し、又は利用すること。
- 二 借財又は保証をすること。
- 三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- 四 訴訟行為をすること。
- 五 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。
- 六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
- 七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- 八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
- 九 第六百二条に定める期間を超える賃貸借をすること。
- 十 前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第十七条第一項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。）の法定代理人としてすること。

- 2 家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。
- 3 保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。
- 4 保佐人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

(保佐開始の審判等の取消し)

第十四条 第十一条本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判を取り消さなければならない。

2 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第二項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助開始の審判)

第十五条 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。ただし、第七条又は第十一条本文に規定する原因がある者については、この限りでない。

2 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。

3 補助開始の審判は、第十七条第一項の審判又は第八百七十六条の九第一項の審判とともにしなければならない。

(被補助人及び補助人)

第十六条 補助開始の審判を受けた者は、被補助人とし、これに補助人を付する。

(補助人の同意を要する旨の審判等)

第十七条 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとすることができる行為は、第十三条第一項に規定する行為の一部に限る。

2 本人以外の者の請求により前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。

3 補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。

4 補助人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代

わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

(補助開始の審判等の取消し)

第十八条 第十五条第一項本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判を取り消さなければならない。

2 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第一項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前条第一項の審判及び第八百七十六条の九第一項の審判をすべて取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなければならない。

(審判相互の関係)

第十九条 後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない。

2 前項の規定は、保佐開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被補助人であるとき、又は補助開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被保佐人であるときについて準用する。

(制限行為能力者の相手方の催告権)

第二十条 制限行為能力者の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者（行為能力の制限を受けない者をいう。以下同じ。）となった後、その者に対し、一箇月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。

2 制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に対し、その権限内の行為について前項に規定する催告をした場合において、これらの者が同項の期間内に確答を発しないときも、同項後段と同様とする。

3 特別の方式を要する行為については、前二項の期間内にその方式を具備し

た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

- 4 制限行為能力者の相手方は、被保佐人又は第十七条第一項の審判を受けた被補助人に対しては、第一項の期間内にその保佐人又は補助人の追認を得るべき旨の催告をすることができる。この場合において、その被保佐人又は被補助人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

(制限行為能力者の詐術)

第二十一条 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。

〔参考〕 令和八年法律第四五号による改正後の民法

(公布の日(令和八年六月二四日)から起算して二年六月以内に施行)

(補助開始の審判)

第七条 精神上の理由により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助開始の審判を請求することができる者として公正証書によって本人の指定した者又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。

- 2 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。ただし、本人がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

- 3 補助開始の審判は、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による審判のいずれか又は第十一条第一項の規定による審判をする必要がある場合において、これらの審判と同時にしなければならない。

- 4 補助開始の審判を受けた者に、補助人を付する。

(公正証書による指定)

第八条 前条第一項の公正証書による指定をする場合には、本人が、特定の者を補助開始の審判を請求することができる者として指定する旨を公証人に口授しなければならない。

- 2 前項の公正証書は、公証人法(明治四十一年法律第五十三号)の定めるところにより作成するものとする。

3 ロがきけない者が第一項の指定をする場合には、本人は、公証人の前で、同項に規定する旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、同項の口授に代えなければならない。

4 公証人は、前項に定める方式に従って公正証書を作ったときは、その旨をその証書に記載し、又は記録しなければならない。

(補助人の同意を要する旨の審判等)

第九条 家庭裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、補助開始の審判を受けた者が特定の行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

一 補助開始の審判をする場合において、第七条第一項に規定する者から請求があったとき。

二 補助開始の審判があった後、第七条第一項に規定する者又は補助人若しくは補助監督人から請求があったとき。

2 前項の特定の行為は、次に掲げる行為のうち家庭裁判所が定めるものをいう。

一 預金又は貯金の預入又は払戻しの請求をすること。

二 元本を領収し、又は利用すること。

三 借財又は保証をすること。

四 居住の用に供する建物の大修繕に関する工事の請負契約その他の重要な役務の提供に関する契約を締結すること。

五 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。

六 訴訟行為をすること。

七 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。

八 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。

九 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。

十 第六百二条に定める期間を超える賃貸借をすること。

十一 前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者及び前項又は次条第一項の規定による審判を受けた者をいう。以下同じ。）の法定代理人としてすること。

- 3 本人以外の者の請求により第一項の規定による審判をするには、本人の同意がなければならない。ただし、本人がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。
- 4 補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が補助開始の審判を受けた者の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、補助開始の審判を受けた者の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。
- 5 補助人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。
- 6 第一項の規定による審判をする場合において、次条第一項の規による審判があるときは、家庭裁判所は、当該審判を取り消さなければならない。

(特定補助人を付する旨の審判等)

第十条 家庭裁判所は、次に掲げる場合において、補助開始の審判を受けた者（補助開始の審判を受ける者となるべき者を含む。次条第一項において同じ。）が精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く常況にある者であり、かつ、必要があると認めるときは、その者のため第五項に規定する権限を有する補助人として特定補助人を付する旨の審判をすることができる。

- 一 補助開始の審判をする場合において、第七条第一項に規定する者から請求があったとき。
 - 二 補助開始の審判があった後、第七条第一項に規定する者又は補助人若しくは補助監督人から請求があったとき。
- 2 前項の規定による審判があったときは、同項の規定による審判を受けた者がした前条第二項各号に掲げる行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）は、取り消すことができる。
 - 3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、第七条第一項に規定する者又は特定補助人若しくは補助監督人の請求により、前条第二項各号に掲げる行為以外の特定の行為について、第一項の規定による審判を受けた者がした行為を取り消すことができるものとする旨の審判をすることができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。
 - 4 第一項の規定による審判をする場合において、前条第一項の規定による審判があるときは、家庭裁判所は、当該審判を取り消さなければならない。

5 特定補助人は、次に掲げる行為をする権限を有する。

- 一 第二項の規定により、又は第三項の規定による審判により取り消すことができる行為についての取消権の行使
- 二 第一項の規定による審判を受けた者に対する意思表示の受領
- 三 第一項の規定による審判を受けた者の財産に関する保存行為
(補助人に代理権を付与する旨の審判)

第十一条 家庭裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、補助開始の審判を受けた者のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

- 一 補助開始の審判をする場合において、第七条第一項に規定する者から請求があったとき。
- 二 補助開始の審判があった後、第七条第一項に規定する者又は補助人若しくは補助監督人から請求があったとき。

2 本人以外の者の請求により前項の規定による審判をするには、本人の同意がなければならない。ただし、本人がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。
(補助開始の審判等の取消し)

第十二条 第七条第一項に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、同項に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、補助開始の審判を取り消さなければならない。

2 家庭裁判所は、必要がなくなつたと認めるときは、第七条第一項に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、第九条第一項の規定による審判の全部又は一部を取り消すことができる。

3 第十条第一項に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、第七条第一項に規定する者又は特定補助人若しくは補助監督人の請求により、第十条第一項の規定による審判を取り消さなければならない。

4 家庭裁判所は、必要がなくなつたと認めるときは、第七条第一項に規定する者又は特定補助人若しくは補助監督人の請求により、第十条第一項の規定による審判又は同条第三項の規定による審判の全部若しくは一部を取り消すことができる。

5 家庭裁判所は、必要がなくなつたと認めるときは、第七条第一項に規定する者又は補助人

若しくは補助監督人の請求により、前条第一項の規定による審判の全部又は一部を取り消すことができる。

- 6 第九条第一項、第十条第一項及び前条第一項の規定による審判を全て取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなければならない。

第十三条から第十九条まで 削除

第五節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告

^{しつそう}
(失踪の宣告)

第三十条 不在者の生死が七年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、^{しつそう}失踪の宣告をすることができる。

- 2 戦地に臨んだ者、沈没した船舶の中に在った者その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した者の生死が、それぞれ、戦争が止んだ後、船舶が沈没した後又はその他の危難が去った後一年間明らかでないときも、前項と同様とする。

(失踪の宣告の効力)

第三十一条 前条第一項の規定により失踪の宣告を受けた者は同項の期間が満了した時に、同条第二項の規定により失踪の宣告を受けた者はその危難が去った時に、死亡したものとみなす。

(失踪の宣告の取消し)

第三十二条 失踪者が生存すること又は前条に規定する時と異なる時に死亡したことの証明があったときは、家庭裁判所は、本人又は利害関係人の請求により、失踪の宣告を取り消さなければならない。この場合において、その取消しは、失踪の宣告後その取消し前に善意でした行為の効力に影響を及ぼさない。

- 2 失踪の宣告によって財産を得た者は、その取消しによって権利を失う。ただし、現に利益を受けている限度においてのみ、その財産を返還する義務を負う。

第五章 法律行為

第二節 意思表示

(意思表示の受領能力)

第九十八条の二 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を有しなかったとき又は未成年者若しくは成年被後見人であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、次に掲げる者がその意思表示を知った後は、この限りでない。

一 相手方の法定代理人

二 意思能力を回復し、又は行為能力者となった相手方

〔参考〕 令和八年法律第四五号による改正後の民法

(公布の日(令和八年六月二四日)から起算して二年六月以内に施行)

(意思表示の受領能力)

第九十八条の二 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を有しなかったとき又は未成年者若しくは第十条第一項の規定による審判を受けた者であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、次に掲げる者がその意思表示を知った後は、この限りでない。

一 相手方の法定代理人

二 意思能力を回復し、又は行為能力者となった相手方

(意思表示の受領の特別代理人)

第九十八条の三 意思表示の相手方が精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く常況にある者である場合において、その者のためにその意思表示を受ける者がいないときは、家庭裁判所は、表意者の請求により、特別代理人を選任することができる。

2 前項の特別代理人は、同項の事理を弁識する能力を欠く常況にある者のために同項の意思表示を受けることができる。

3 第一項の特別代理人は、同項の事理を弁識する能力を欠く常況にある者につき、必要があると認めるときは、第七条第一項又は第十一条第一項の規定による審判の請求をすることができる。

4 第一項に規定する原因が消滅したときその他同項の特別代理人が前二項に規定する行為をする必要がなくなつたと認めるときは、家庭裁判所は、第一項の特別代理人

若しくは利害関係人の請求により又は職権で、同項の規定による審判を取り消さなければならない。

第四節 無効及び取消し

(無効な行為の追認)

第百十九条 無効な行為は、追認によっても、その効力を生じない。ただし、当事者がその行為の無効であることを知って追認をしたときは、新たな行為をしたものとみなす。

(取消権者)

第百二十条 行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者（他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあつては、当該他の制限行為能力者を含む。）又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。

2 錯誤、詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為は、瑕疵^{かし}ある意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人に限り、取り消すことができる。

(取消しの効果)

第百二十一条 取り消された行為は、初めから無効であつたものとみなす。

(原状回復の義務)

第百二十一条の二 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。

2 前項の規定にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること（給付を受けた後に前条の規定により初めから無効であつたものとみなされた行為にあつては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができるものであること）を知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

3 第一項の規定にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。行為の時に制限行為能力者であつた者についても、同様とする。

(取り消すことができる行為の追認)

第二百二十二条 取り消すことができる行為は、第二百十条に規定する者が追認したときは、以後、取り消すことができない。

(取消し及び追認の方法)

第二百二十三条 取り消すことができる行為の相手方が確定している場合には、その取消し又は追認は、相手方に対する意思表示によってする。

(追認の要件)

第二百二十四条 取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知った後にしなければ、その効力を生じない。

2 次に掲げる場合には、前項の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後に行うことを要しない。

一 法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をするとき。

二 制限行為能力者（成年被後見人を除く。）が法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て追認をするとき。

〔参考〕 令和八年法律第四五号による改正後の民法

（公布の日（令和八年六月二四日）から起算して二年六月以内に施行）

(追認の要件)

第二百二十四条 （略）

2 次に掲げる場合には、前項の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にすることを要しない。

一 法定代理人又は制限行為能力者の補助人が追認をするとき。

二 制限行為能力者（第十条第一項の規定による審判を受けた者を除く。）が法定代理人又は補助人の同意を得て追認をするとき。

(法定追認)

第二百二十五条 追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為について次に掲げる事実があったときは、追認をしたものとみなす。ただし、異議をとどめたときは、この限りでない。

一 全部又は一部の履行

二 履行の請求

三 更改

四 担保の供与

五 取り消すことができる行為によって取得した権利の全部又は一部の譲渡

六 強制執行

(取消権の期間の制限)

第二百二十六条 取消権は、追認をすることができる時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

第六章 期間の計算

(期間の計算の通則)

第二百三十八条 期間の計算方法は、法令若しくは裁判上の命令に特別の定めがある場合又は法律行為に別段の定めがある場合を除き、この章の規定に従う。

(期間の起算)

第二百三十九条 時間によって期間を定めたときは、その期間は、即時から起算する。

第二百四十条 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

(期間の満了)

第二百四十一条 前条の場合には、期間は、その末日の終了をもって満了する。

第二百四十二条 期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。

(暦による期間の計算)

第百四十三条 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。

2 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

第七章 時効

第一節 総則

(時効の効力)

第百四十四条 時効の効力は、その起算日にさかのぼる。

(時効の援用)

第百四十五条 時効は、当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

(時効の利益の放棄)

第百四十六条 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

(裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新)

第百四十七条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあつては、その終了の時から六箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。

一 裁判上の請求

二 支払督促

三 民事訴訟法第二百七十五条第一項の和解又は民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）若しくは家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）による調停

四 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

2 前項の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものに

よって権利が確定したときは、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。

(強制執行等による時効の完成猶予及び更新)

第四百四十八条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。

一 強制執行

二 担保権の実行

三 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第百九十五条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売

四 民事執行法第百九十六条に規定する財産開示手続又は同法第二百四条に規定する第三者からの情報取得手続

2 前項の場合には、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。ただし、申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合は、この限りでない。

(仮差押え等による時効の完成猶予)

第四百四十九条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了した時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

一 仮差押え

二 仮処分

(催告による時効の完成猶予)

第四百五十条 催告があったときは、その時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

2 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、前項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。

(協議を行う旨の合意による時効の完成猶予)

第四百五十一条 権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。

- 一 その合意があった時から一年を経過した時
 - 二 その合意において当事者が協議を行う期間（一年に満たないものに限る。）を定めたときは、その期間を経過した時
 - 三 当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から六箇月を経過した時
- 2 前項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた再度の同項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有する。ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて五年を超えることができない。
- 3 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた第一項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。同項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた催告についても、同様とする。
- 4 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前三項の規定を適用する。
- 5 前項の規定は、第一項第三号の通知について準用する。
- （承認による時効の更新）

第百五十二条 時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める。

- 2 前項の承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていないこと又は権限があることを要しない。
- （時効の完成猶予又は更新の効力が及ぶ者の範囲）

第百五十三条 第百四十七条又は第百四十八条の規定による時効の完成猶予又は更新は、完成猶予又は更新の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

- 2 第百四十九条から第百五十一条までの規定による時効の完成猶予は、完成猶予の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有

する。

- 3 前条の規定による時効の更新は、更新の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

第百五十四条 第百四十八条第一項各号又は第百四十九条各号に掲げる事由に係る手続は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、第百四十八条又は第百四十九条の規定による時効の完成猶予又は更新の効力を生じない。

(未成年者又は成年被後見人と時効の完成猶予)

第百五十八条 時効の期間の満了前六箇月以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない。

- 2 未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父、母又は後見人に対して権利を有するときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。

〔参考〕 令和八年法律第四五号による改正後の民法

(公布の日(令和八年六月二四日)から起算して二年六月以内に施行)

(未成年者等と時効の完成猶予)

第百五十八条 時効の期間の満了前六箇月以内の間に未成年者又は第十条第一項の規定による審判を受けた者に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは同項の規定による審判を受けた者が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は同項の規定による審判を受けた者に対して、時効は、完成しない。

- 2 未成年者がその財産を管理する父、母又は未成年後見人に対して権利を有するときは、その未成年者が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。第十条第一項の規

定による審判を受けた者が特定補助人に対して権利を有するときも、同様とする。

(天災等による時効の完成猶予)

第百六十一条 時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため第百四十七条第一項各号又は第百四十八条第一項各号に掲げる事由に係る手続を行うことができないときは、その障害が消滅した時から三箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

第三節 消滅時効

(債権等の消滅時効)

第百六十六条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。

2・3 (略)

(判決で確定した権利の消滅時効)

第百六十九条 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、十年とする。

- 2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

〔参考〕令和元年法律第三十四号（令和二年四月一日施行）による改正前の条文

(定期給付債権の短期消滅時効)

第百六十九条 年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、五年間行使しないときは、消滅する。

第四編 親族

第一章 総則

(親族の範囲)

第七百二十五条 次に掲げる者は、親族とする。

- 一 六親等内の血族
- 二 配偶者
- 三 三親等内の姻族

(親等の計算)

第七百二十六条 親等は、親族間の世代数を数えて、これを定める。

- 2 傍系親族の親等を定めるには、その一人又はその配偶者から同一の祖先にさかのぼり、その祖先から他の一人に下るまでの世代数による。

(縁組による親族関係の発生)

第七百二十七条 養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間におけるのと同じ親族関係を生ずる。

(離婚等による姻族関係の終了)

第七百二十八条 姻族関係は、離婚によって終了する。

- 2 夫婦の一方が死亡した場合において、生存配偶者が姻族関係を終了させる意思表示したときも、前項と同様とする。

(離縁による親族関係の終了)

第七百二十九条 養子及びその配偶者並びに養子の直系卑属及びその配偶者と養親及びその血族との親族関係は、離縁によって終了する。

第三章 親子

第二節 養子

第三款 縁組の効力

(嫡出子の身分の取得)

第八百九条 養子は、縁組の日から、養親の嫡出子の身分を取得する。

第五章 後見

第一節 後見の開始

第八百三十八条 後見は、次に掲げる場合に開始する。

- 一 未成年者に対して親権を行う者がいないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないとき。
- 二 後見開始の審判があったとき。

〔参考〕 令和八年法律第四五号による改正後の民法

(公布の日（令和八年六月二四日）から起算して二年六月以内に施行)

第五章 未成年後見

第一節 未成年後見の開始

第八百三十八条 未成年後見は、未成年者に対して親権を行う者がいないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないときに開始する。

第二節 後見の機関

第一款 後見人

(成年後見人の選任)

第八百四十三条 家庭裁判所は、後見開始の審判をするときは、職権で、成年後見人を選任する。

- 2 成年後見人が欠けたときは、家庭裁判所は、成年被後見人若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は職権で、成年後見人を選任する。
- 3 成年後見人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に規定する者若しくは成年後見人の請求により又は職権で、更に成年後見人を選任することができる。
- 4 成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

(後見人の辞任)

第八百四十四条 後見人は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、

その任務を辞することができる。

(辞任した後見人による新たな後見人の選任の請求)

第四百四十五条 後見人がその任務を辞したことによって新たに後見人を選任する必要が生じたときは、その後見人は、遅滞なく新たな後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

(後見人の解任)

第四百四十六条 後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族若しくは検察官の請求により又は職権で、これを解任することができる。

(後見人の欠格事由)

第四百四十七条 次に掲げる者は、後見人となることができない。

- 一 未成年者
- 二 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- 三 破産者
- 四 被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
- 五 行方の知れない者

[参考] 令和八年法律第四五号による改正後の民法

(公布の日(令和八年六月二四日)から起算して二年六月以内に施行)

第二節 未成年後見の期間

第一款 未成年後見人

第四百四十三条 削除

(未成年後見人の辞任)

第四百四十四条 未成年後見人は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる。

(辞任した未成年後見人による新たな未成年後見人の選任の請求)

第四百四十五条 未成年後見人がその任務を辞したことによって新たに未成年後見人を選

任する必要が生じたときは、辞任した未成年後見人は、遅滞なく新たな未成年後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

(未成年後見人の解任)

第四百四十六条 未成年後見人に不正な行為、著しい不行跡その他未成年後見の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、未成年後見監督人、未成年被後見人若しくはその親族若しくは検察官の請求により又は職権で、これを解任することができる。

(未成年後見人の解任)

第四百四十六条 未成年後見人に不正な行為、著しい不行跡その他未成年後見の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、未成年後見監督人、未成年被後見人若しくはその親族若しくは検察官の請求により又は職権で、これを解任することができる。

(未成年後見人の欠格事由)

第四百四十七条 次に掲げる者は、未成年後見人となることができない。

- 一 (略)
- 二 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人又は補助人（第四百七十六条の五第三号の事由により解任されたものを除く。）
- 三 (略)
- 四 未成年被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
- 五 (略)

第三節 後見の事務

(財産の管理及び代表)

第四百五十九条 後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。

2 第四百二十四条ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

(成年後見人が数人ある場合の権限の行使等)

第四百五十九条の二 成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、数人の成年後見人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。

2 家庭裁判所は、職権で、前項の規定による定めを取り消すことができる。

- 3 成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

〔参考〕 令和八年法律第四五号による改正後の民法

(公布の日(令和八年六月二四日)から起算して二年六月以内に施行)

第三節 未成年後見の事務

(財産の管理及び代表)

第八百五十九条 未成年後見人は、未成年被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について未成年被後見人を代表する。

2 (略)

第八百五十九条の二 (削る)

第五編 相続

第一章 総則

(相続開始の原因)

第八百八十二条 相続は、死亡によって開始する。

第二章 相続人

(相続に関する胎児の権利能力)

第八百八十六条 胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。

2 前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは、適用しない。

(子及びその代襲者等の相続権)

第八百八十七条 被相続人の子は、相続人となる。

2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

3 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について

準用する。

（直系尊属及び兄弟姉妹の相続権）

第八百八十九条 次に掲げる者は、第八百八十七条の規定により相続人となるべき者がいない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

一 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。

二 被相続人の兄弟姉妹

2 第八百八十七条第二項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

（配偶者の相続権）

第八百九十条 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、第八百八十七条又は前条の規定により相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。

（相続人の欠格事由）

第八百九十一条 次に掲げる者は、相続人となることができない。

一 故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位にある者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せられた者

二 被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、又は告訴しなかった者。ただし、その者に是非の弁別がないとき、又は殺害者が自己の配偶者若しくは直系血族であったときは、この限りでない。

三 詐欺又は強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、撤回し、取り消し、又は変更することを妨げた者

四 詐欺又は強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、撤回させ、取り消させ、又は変更させた者

五 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者

〔参考〕 令和八年法律第四五号による改正後の民法

（公布の日（令和八年六月二四日）から起算して二年六月以内に施行）

第八百九十一条 次に掲げる者は、相続人となることができない。

一～四（略）

五 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、若しくは隠匿した者又は第九百七十六条の二第一項若しくは第九百七十九条の二第一項各号に規定する方法により記録された電磁的記録を不正に作り、破棄し、若しくは隠匿した者

（推定相続人の廃除）

第八百九十二条 遺留分を有する推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう。以下同じ。）が、被相続人に対して虐待をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にその他の著しい非行があったときは、被相続人は、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができる。

（遺言による推定相続人の廃除）

第八百九十三条 被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思表示したときは、遺言執行者は、その遺言が効力を生じた後、遅滞なく、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求しなければならない。この場合において、その推定相続人の廃除は、被相続人の死亡の時にさかのぼってその効力を生ずる。

第三章 相続の効力

第一節 総則

（相続の一般的効力）

第八百九十六条 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

第四章 相続の承認及び放棄

第三節 相続の放棄

（相続の放棄の方式）

第九百三十八条 相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述

しなければならない。

(相続の放棄の効力)

第九百三十九条 相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす。

刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

第一編 総則

第二章 刑

（刑の種類）

第九条 死刑、拘禁刑、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。

（刑の軽重）

第十条 主刑の軽重は、前条に規定する順序による。

2・3 （略）

〔参考〕 令和四年法律第六十七号（令和七年六月一日施行）による改正前の条文

（刑の種類）

第九条 死刑、懲役、禁錮^こ、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。

（刑の軽重）

第十条 主刑の軽重は、前条に規定する順序による。（略）

2・3 （略）

第四章 刑の執行猶予

（刑の全部の執行猶予）

第二十五条 次に掲げる者が三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その刑の全部の執行を猶予することができる。

一 前に拘禁刑以上の刑に処せられたことがない者

二 前に拘禁刑以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終わつた日又はその執行の免除を得た日から五年以内に拘禁刑以上の刑に処せられたことがない者

2 前に拘禁刑に処せられたことがあってもその刑の全部の執行を猶予された者が二年以下の拘禁刑の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、この項本文の規定により刑の全部の執行を猶予されて、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に

罪を犯した者については、この限りでない。

(刑の全部の執行猶予の必要的取消し)

第二十六条 次に掲げる場合においては、刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、第三号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第二十五条第一項第二号に掲げる者であるとき、又は次条第三号に該当するときは、この限りでない。

- 一 猶予の期間内に更に罪を犯して拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しが無いとき。
- 二 猶予の言渡し前に犯した他の罪について拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しが無いとき。
- 三 猶予の言渡し前に他の罪について拘禁刑以上の刑に処せられたことが発覚したとき。

(刑の全部の執行猶予の裁量的取消し)

第二十六条の二 次に掲げる場合においては、刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

- 一 猶予の期間内に更に罪を犯し、罰金に処せられたとき。
- 二 第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守せず、その情状が重いとき。
- 三 猶予の言渡し前に他の罪について拘禁刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予されたことが発覚したとき。

(刑の全部の執行猶予の猶予期間経過の効果)

第二十七条 刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。

- 2 前項の規定にかかわらず、刑の全部の執行猶予の期間内に更に犯した罪（罰金以上の刑に当たるものに限る。）について公訴の提起がされているときは、同項の刑の言渡しは、当該期間が経過した日から第四項又は第五項の規定によりこの項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されることがなくなるまでの間（以下この項及び次項において「効力継続期間」という。）、引き続きその効力を有するものとする。この場合においては、当該刑に

については、当該効力継続期間はその全部の執行猶予の言渡しがされているものとみなす。

3 前項前段の規定にかかわらず、効力継続期間における次に掲げる規定の適用については、同項の刑の言渡しは、効力を失っているものとみなす。

一 第二十五条、第二十六条、第二十六条の二、次条第一項及び第三項、第二十七条の四（第三号に係る部分に限る。）並びに第三十四条の二の規定

二 人の資格に関する法令の規定

4 第二項前段の場合において、当該罪について拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがなく、同項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、当該罪が同項前段の猶予の期間の経過後に犯した罪と併合罪として処断された場合において、犯情その他の情状を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

5 第二項前段の場合において、当該罪について罰金に処せられたときは、同項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

6 前二項の規定により刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（抄）

第二編 経過措置

第一章 通則

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 （略）